

霧島市環境基本計画

人と環境が共生するまち 霧島

～豊かな自然と住みよい環境を次世代へ～

平成20年3月

霧島市

市章



霧島連山と「K」がモチーフ。

上から「花は霧島」の花と夢と元気と霧島連山。

みどりで山々と豊かな平野部。

紺で水清き天降川。

下の紺で波静かな錦江湾。

全体に躍動感をつけて雄大な自然と市民が融合し
世界へ躍進する霧島市を表現しています。

はじめに



21世紀は、「環境の世紀」といわれています。今日の生活様式を確立してきたこれまでの経済発展・技術発展により、私たちは快適で大変便利な生活をおくることができるようになりました。その一方で、大気汚染や水質汚濁などの従来の公害問題から、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に至るまで、様々な環境問題が顕在化してきました。

霧島市は、風光明媚な霧島連山、錦江湾に注ぐ天降川、山麓から平野部に点在する温泉群など、多様で豊かな自然に恵まれています。この素晴らしい環境を次世代へ誇れるまちとして引き継ぐため、市民の暮らしから観光・産業に至るまで、環境を価値観の中心に置いた経済社会システムへと変換することが必要です。

このたび策定に至りました「霧島市環境基本計画」は、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政が、どのように守り育てていくのか、その考え方と取組をまとめたものであり、環境の保全及び形成に対して、目指すべき目標や施策の方向性などを示したものです。今後は、本市の目指す環境像の実現に向け、施策の進行状況や目標に対しての達成度について適宜検証し、実効性のある環境基本計画となるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心にご審議、ご検討いただきました霧島市環境対策審議会の委員の方々をはじめ、数多くの貴重なご意見をいただきました霧島市環境基本計画等策定委員会の委員の方々、市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成20年3月

霧島市長 前田 終止

◆ 目 次 ◆

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象範囲	5
コラム [みんなの声 (霧島市の将来の環境)]	6
第2章 霧島市の目指す環境像	7
1. 霧島市の目指す環境像	8
2. 計画の体系	9
コラム [環境に関する作品展優秀作品]	10
第3章 施策の展開	11
1. 自然環境	12
1-1. 山・川・海 (自然環境の保全)	12
1-2. 自然とのふれあい (自然環境の活用)	14
コラム [エコツーリズム]	15
1-3. 様々な生物 (生物多様性の確保)	16
1-4. 身近な緑	18
1-5. 未来のために (地球環境の保全)	20
コラム [オゾン層と紫外線対策]	20
1-6. 環境を考える (環境教育・環境学習)	22
コラム [こどもエコクラブ]	23
2. 生活環境	24
2-1. 快適な生活 (公害防止対策の推進)	24
2-2. きれいな空気 (大気環境の保全)	26
コラム [エコドライブ]	26
2-3. きれいな水 (生活排水対策)	28
2-4. 快適な音環境 (騒音・振動防止対策の推進)	30
2-5. 美しいまち並み (まちの景観や文化財の保全)	32
2-6. きれいなまち (環境美化活動の推進)	34
コラム [霧島屋久国立公園における パークボランティアの取組紹介]	35

2. 計画の進行管理	85
コラム [環境に関する作品展優秀作品：作文]	86
資料編	87
資料－1 霧島市環境基本計画の策定経緯	88
資料－2 第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連	91
資料－3 市の宣言	94
資料－4 市民アンケート結果	95
資料－5 関係法令	98
資料－6 霧島市環境基本条例	110
資料－7 霧島市生活環境美化条例	125
資料－8 霧島市天降川等河川環境保全条例	137
資料－9 用語の説明	149



第 1 章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画の対象範囲

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

1. 計画策定の背景と目的

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾に注ぐ天降川、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきました。

また、本市は、鹿児島空港をはじめ、高速道路や鉄道などの交通網が整備され、鹿児島県の交通の要衝として、社会環境整備の上でも、さらなる発展が期待されています。さらに、本市は県内有数の観光地でもあり、日本全国、世界各国から多くの人々が訪れています。霧島連山、温泉地、錦江湾など、先人が守り育ててきた自然や、観光客を温かく迎える地元の人々の思いがあつてこそ、これからも観光産業が発展していくものといえます。

環境基本計画は、対象とする地域の環境保全に関して、総合的、計画的かつ長期的な視野を持って策定するものです。国の環境基本計画（平成6年策定、平成18年第三次計画策定）では、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」が長期目標として掲げられるとともに「環境・経済・社会の統合的向上」をテーマとして「持続可能な社会」を目指し、循環型社会^{*}への転換を強く求める内容となっています。また、平成13年1月には「循環型社会形成推進基本法」が完全施行され、法整備の上でも強く推進されてきています。さらには、平成16年4月に策定された「環境と経済の好循環ビジョン」では、明確で分かりやすい将来像を掲げるとともに、平成16年度に生まれた子供たちが成人式を迎える2025年（平成37年）を一つの到達点として、日本を「健やかで美しく豊かな環境先進国」とすることを目指すことがうたわれています。

鹿児島県においても「循環」「共生」「参加」を長期目標とし、鹿児島県環境基本計画を平成16年3月に改訂し、循環型社会^{*}の形成を目指しています。

現在、世界中では多くの環境問題が発生しており、国や県だけでなく本市も同様の問題を抱えています。これらの問題は、地球全体の環境と深く関わっており、特に最近では、人間の生活や事業活動による資源の消費・廃棄を抑制し、循環型社会^{*}を形成するため、総合的かつ計画的に環境に関する施策を行っていくことが求められています。

『霧島市環境基本計画』は、本市の「良好な環境」を「将来の世代に引き継いでいく」ため、市民・事業者・行政が、どのように守り育てていくのか、

その考え方と取組をまとめるものであり、環境の保全及び形成に対して、目指すべき目標や施策の方向性などを示すものです。本計画は、平成18年9月に制定された「霧島市環境基本条例」に基づき策定するもので、平成18年度から着手し、平成20年3月に策定が完成しました。

また、本計画は、市民・事業者・行政の一人ひとりが「良好な環境」、「住みよいまち」、「また訪れたいくなるまち」を合い言葉に、互いの立場を踏まえた上で環境へのこだわりを形にするためのコミュニケーション※を確立し、相互が協働しながら環境の保全及び形成を行うことを目指すものです。



からくに
韓国岳（えびの高原）



九州自然遊歩道
（福山町旭ヶ丘）



上野原遺跡（国分川内）



霧島神話の里公園
（霧島田口）



錦江湾（隼人町小浜）



JR肥薩線大隅横川駅駅舎
（横川町中ノ）



霧島温泉郷
（牧園町高千穂）



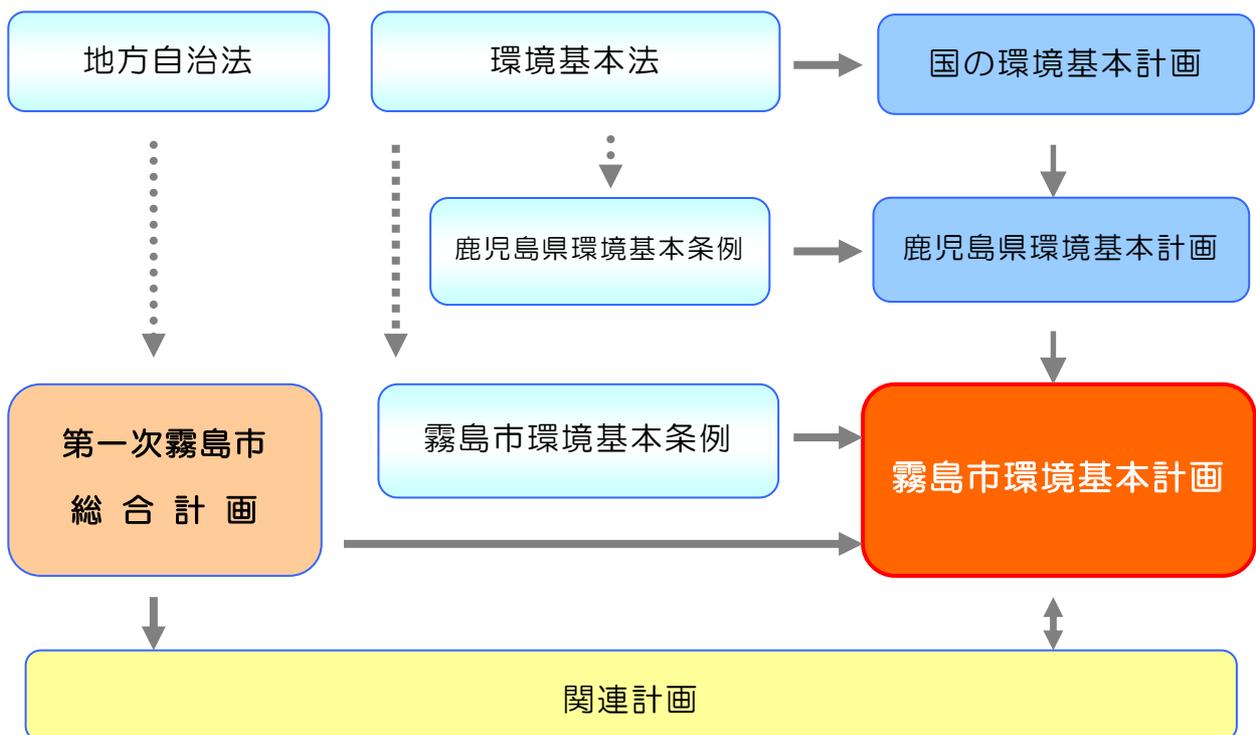
西郷公園（溝辺町麓）

2. 計画の位置付け

本計画は、「霧島市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置付けるものとします。

また、本計画は、本市のすべての計画の最上位として位置付けられる「第一次霧島市総合計画」に即した環境面でのまちづくりを策定するとともに、「霧島市地球温暖化対策実行計画」や「霧島市生活環境美化条例」、「霧島市天降川等河川環境保全条例」、「霧島市一般廃棄物処理基本計画」など、その他の様々な計画との整合をも視野に入れて策定しています。

なお、合併一周年を記念して開催された式典において発表された「市の宣言」の中には、「環境共生宣言」が含まれています（巻末資料編参照）。



※ 第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連

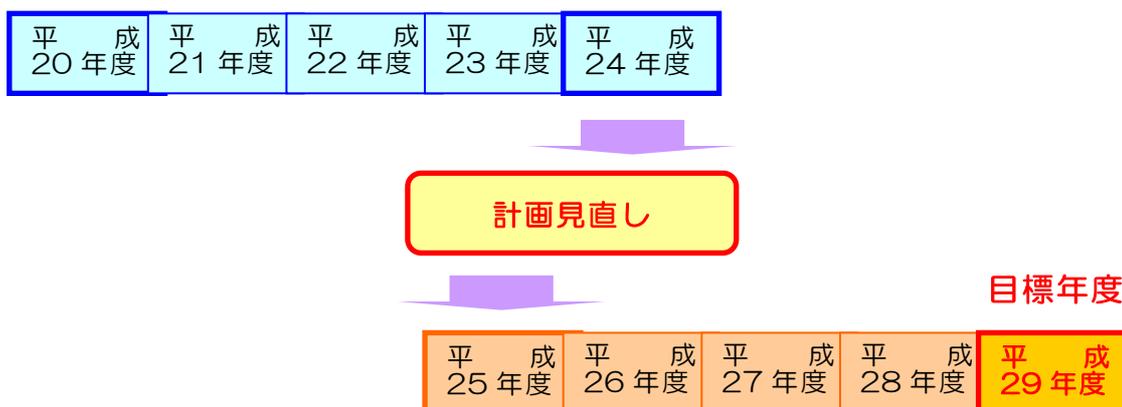
第一次霧島市総合計画は、「新市まちづくり計画」を基本としながら、本市の課題や目標をより明確化し、限られた資源（財源、人など）を効果的・効率的に配分するための仕組みである「行政評価」を前提として策定されました。なお、第一次霧島市総合計画は、市政運営における最上位計画となるもので、今後のまちづくりにおいて行政・市民・団体等の取組の指針となるものです。

霧島市環境基本計画は、第一次霧島市総合計画において策定された環境に関する施策について、霧島市の目指す環境像を掲げ、環境像を達成するための基本的事項を策定したものです。

「第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連」に関する詳細は、巻末の資料編を参照ください。

3. 計画の期間

本計画の期間は、「第一次霧島市総合計画」との整合を図り、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間とします。また、計画策定 5 年後に当たる中間年度では、平成 24 年度までの進行状況と、本市を取り巻く環境や社会状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、計画内容の見直しを行います。

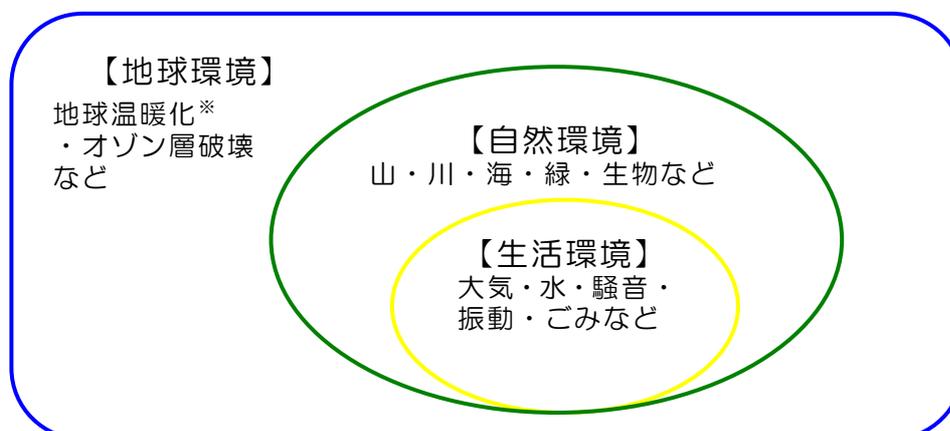


4. 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、霧島市全域とします。

また、本計画で取り組む環境要素の対象範囲は、身近な生活環境から地球温暖化などの地球環境までに至る範囲を設定します。

本計画の対象主体については、市民（観光客を含む）、事業者、市とします。



コラム[みんなの声（霧島市の将来の環境）]

こくふ
国分地区

霧島市特有の環境資源を最大限活かした地域づくりが行われることを期待したい。特に霧島山系からのきれいな水が市街地でも楽しめる環境は、他にない独自性になると思う。

【50代 男性】

みそべ
溝辺地区

観光に訪れた人たちが「このまちはきれい」と思うようなまちがつくれたらいいと思う。ぽい捨てなどのないきれいなまちであって欲しい。

【20代 女性】

よこがわ
横川地区

地域の人たちがイキイキとしていて、若い人たちが多く集まり、活気のあるまちになれたらと思う。自然（温泉）、田、畑を残しながらも、多くの催しが開かれるような、魅力あるまちがいい。

【50代 女性】

まきぞの
牧園地区

花や木などの植物をはじめ、自然をあちこちで感じたり、見ることができ、ごみの放置もない、地域の隅々まで行き届いたシステムがあるといい。

【30代 女性】

きりしま
霧島地区

子供たちが一昔前のように川や山・海で遊ぶことができる環境に、安全・衛生の両面で戻ることができればと思う。

【30代 男性】

はやと
隼人地区

霧島市は、最高に風光明媚な環境に恵まれたところ。人と人との良いコミュニケーションを保つことにより、お互いに気配りができ、環境も良くなり、犯罪もなくなると思う。今は毎日仕事に追われ、子供に躰を教育する暇さえない。【30代 男性】

ふくやま
福山地区

現在の緑多き環境を守り、無駄な施設をつくらず、これからの高齢化社会、少子化対策にやさしい、住みやすい霧島市であって欲しい。

【50代 女性】

注）市民アンケート中、「霧島市の将来の環境」に関する自由意見（回答数 318 人）の一例です。



第2章 霧島市の目指す 環境像

1. 霧島市の目指す環境像
2. 計画の体系

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

1. 霧島市の目指す環境像

本計画では、「第一次霧島市総合計画」に掲げられる「まちの将来像」と、「霧島市環境基本条例」の「前文」に掲げられる基本的考え方を踏まえ、霧島市の目指す環境像を次のとおりとします。

この環境像には、市民、事業者、市が一体となって「自然環境の保全」、「生活環境の向上」、「循環型社会^{*}の形成」を目指すことにより、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいこうという思いが込められています。

人と環境が共生するまち 霧島

～ 豊かな自然と住みよい環境を次世代へ ～

【参 考】

● 「第一次霧島市総合計画」に掲げられる「まちの将来像」の一部抜粋

(人と自然が輝く都市)

市民と豊かな自然が輝きながら共生し合い、快適に住み、働き、学びながら様々な交流ができるまちづくりを進めます。

● 「霧島市環境基本条例」の「前文」

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川、その流域に広がる肥沃な田園、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

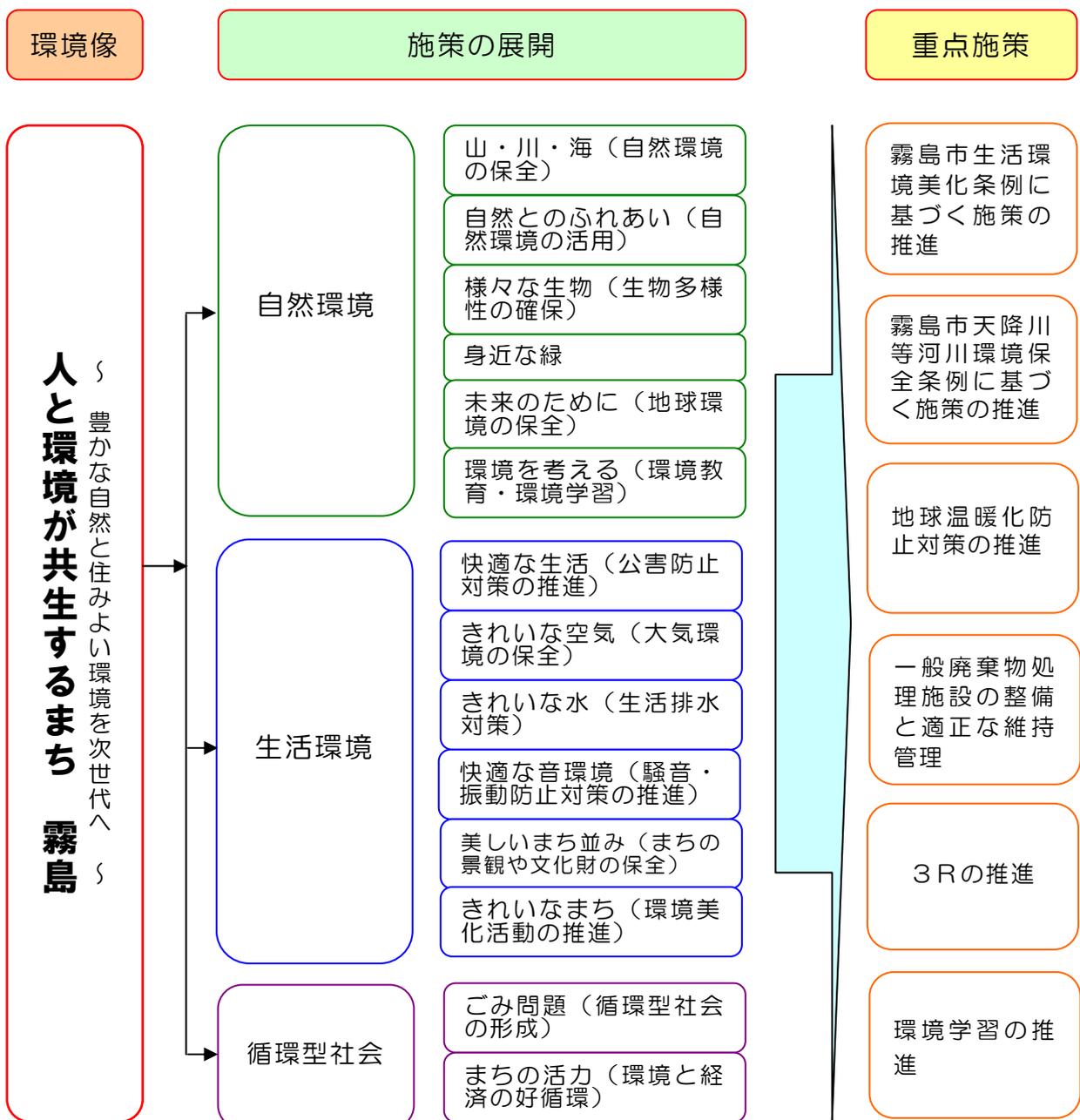
しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となっており、地域の環境のみならず、地球温暖化^{*}問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる霧島市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち霧島市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

2. 計画の体系

本計画では、本市の目指す環境像を実現するため、3つの柱を基本として「施策の展開」を図ります。また、「施策の展開」に掲げた事項のうち、重要な課題に関する事項や早急に対応する必要のある事項については、「重点施策」として位置付け、より具体的な施策の展開を図ります。



コラム[環境に関する作品展優秀作品]

合併後1年が経過した平成18年度、「霧島市環境基本条例」の制定や「環境共生宣言」を行ったことを記念して開催された「環境に関する作品展」の優秀作品を紹介します。

【 ポスター 】



国分北小学校 5年 長谷川敬紀くん



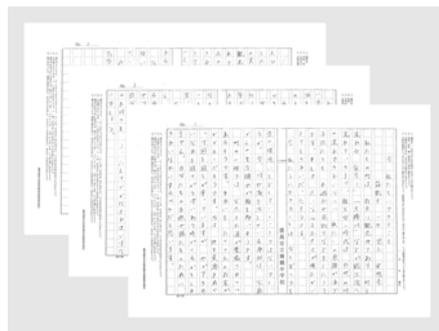
横川中学校 3年 小原さゆりさん

【 習 字 】



舞鶴中学校 2年 西涼香さん

【 作 文 】



舞鶴中学校 1年 児玉安悠奈さん
テーマ：今、私たちにできること
(本文は p.86 を参照ください)

注) 応募件数 507 件 (ポスター121 件、習字 369 件、作文 17 件) の中の優秀作品を紹介しています。



第3章 施策の展開

1. 自然環境

- 1-1. 山・川・海（自然環境の保全）
- 1-2. 自然とのふれあい（自然環境の活用）
- 1-3. 様々な生物（生物多様性の確保）
- 1-4. 身近な緑
- 1-5. 未来のために（地球環境の保全）
- 1-6. 環境を考える（環境教育・環境学習）

2. 生活環境

- 2-1. 快適な生活（公害防止対策の推進）
- 2-2. きれいな空気（大気環境の保全）
- 2-3. きれいな水（生活排水対策）
- 2-4. 快適な音環境（騒音・振動防止対策の推進）
- 2-5. 美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）
- 2-6. きれいなまち（環境美化活動の推進）

3. 循環型社会

- 3-1. ごみ問題（循環型社会の形成）
- 3-2. まちの活力（環境と経済の好循環）

注）※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

1. 自然環境

1-1. 山・川・海（自然環境の保全）

◆現状と課題

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北部は国立公園である風光明媚な霧島連山を有し、南部は豊かで広大な平野部が波静かな錦江湾に接し、湾に浮かぶ雄大な桜島を望むところにあります。また、本市は、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く水量豊かな天降川^{あもり}、その流域に広がる田園、そして山麓から平野部まで温泉群等を有しており、海、山、川、田園、温泉など多彩で豊かな地域です。

このように、本市は山と海に囲まれ、豊かな自然に恵まれています。一方、市街地化が進んでいる地域もあり、各種開発や過疎化等により森林の荒廃が進行することにより、優れた自然環境が損なわれる恐れがあります。

このようなことから、現在の優れた自然環境を保全するための有効な対策を推進していくことが必要です。



霧島市（錦江湾から霧島連山方向を望む）

◆目標

天然林や自然豊かな姿を次世代に引き継ぎます。

【数値目標】

山林面積：38,100ha（平成29年度）

●数値目標設定理由：現状維持（平成18年1月1日現在、山林面積38,100ha（霧島市税務課資料））

◆市の取組

○森林の保全対策の推進

森林の荒廃を防止し、森林の持つ水源かん養^{*}、二酸化炭素の削減、土砂災害の防止などの多面的な機能を保全するため、適切な管理を実施します。

○海辺環境の保全対策の推進

錦江湾における海辺環境を保全するため、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保などについて配慮した適切な管理に努めます。

○自然保護に関する普及啓発の推進

自然保護に関する各種の行事や環境学習などにより、自然保護の普及啓発を推進します。

○自然に配慮した開発の推進

各種事業の実施に当たっては、「事業別環境配慮指針」に基づき、計画段階で貴重な自然の改変を予測、回避し、自然環境の保全に努めます。

また、周辺の自然環境との調和が図れた計画となるように努めます。

◆市民の取組

○森林や河川、海などそれぞれの地域の自然を保全する活動を行政と一体となって推進していきましょう。

○森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。

◆事業者の取組

○森林や河川、海などそれぞれの地域の自然を保全する活動を行政と一体となって推進していきましょう。

○森林の適切な維持管理に努めましょう。

○環境影響評価^{*}の実施や事業別環境配慮指針を参考に、適切な環境保全対策に努めましょう。

○各種開発を行う際は、できるだけ自然の改変を回避する計画を立てましょう。

1-2. 自然とのふれあい（自然環境の活用）

◆現状と課題

本市には、霧島連山を代表とする緑豊かな山々や温泉群、錦江湾など、恵まれた自然環境が多く存在しています。こうした自然環境には、身近に自然とふれあえる施設が多く整備され、市民の憩いの場として利用されています。

しかし、ごみの不法投棄や動植物の乱獲など、人々のモラルの低下による自然破壊の危険性が指摘されており、自然環境の保全意識を高めることが求められています。

このため、自然とのふれあい活動を通じて、環境保全意識の向上を図る必要があります。



国分キャンプ海水浴場（国分下井）

◆目標

身近な自然とのふれあいの場を通して、環境保全意識の向上を図ります。

【数値目標】

樹木・草花・野鳥・昆虫・水辺等とのふれあいに関する満足度

：50%（平成29年度）

- 数値目標設定理由：2人に1人は満足が得られることを目指す（平成18年度、満足度38%（市民アンケート結果））

◆市の取組

○ふれあいの場の整備

自然公園や自然遊歩道、海水浴場などの自然とふれあえる場を自然体験・環境学習の場として利用するとともに、各種の施設整備に努めます。

また、自然の恵みである温泉を有効活用した地域づくりについて検討します。

○ふれあい活動の充実

親と子の水辺の教室等の自然観察会の開催を通じて、市民の環境保全意識の向上を図ります。

また、自然を活かし、自然とふれあい、自然を学ぶエコツーリズム*を推進するとともに、情報の提供や指導者の育成に努めます。

◆市民の取組

○自然とふれあえる場を積極的に利用しましょう。

○自然とふれあうイベントに参加しましょう。

○エコツーリズム*に参加しましょう。

○行楽地などでは、自分が出したごみは持ち帰りましょう。

◆事業者の取組

○農業体験や林業体験など自然とふれあう機会の提供に努めましょう。

○エコツーリズム*を推進しましょう。

コラム[エコツーリズム]



霧島高原国民休養地
(牧園町高千穂)

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を体験することにより、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に関心を持つ観光のあり方です。エコツーリズムの実現には、旅行者や観光事業者だけでなく、地元住民や地域の様々な産業を含めた事業者の協力による取組が必要です。

エコツーリズムには、緑を対象としたグリーンツーリズム、海を対象としたブルーツーリズム、農園を対象としたクライングルテンなどがあります。

1-3. 様々な生物（生物多様性の確保）

◆現状と課題

本市は、霧島連山、天降川等の河川、錦江湾、田園、温泉群など、多様な自然環境を有しており、そこには様々な種類の動植物が生息・生育しています。重要な種としては、動物では国指定天然記念物のヤマネ（哺乳類）やコクガン（鳥類）などの生息が、植物では国指定天然記念物のノカイドウ（バラ科で自生地として指定されている）や鹿児島県希少野生動植物の指定でもあり市の花でもあるミヤマキリシマなどの生育が確認されています。

しかし、近年の市街地化や森林、農地の荒廃、外来生物*の移入、化学物質の使用などにより、生物の多様性は脅かされつつあります。

このため、市、市民、事業者が協働して野生生物の保護対策を進め、生物の多様性を確保していくことが必要です。



ヤマネ



コクガン



ノカイドウ



ミヤマキリシマ

◆目標

野生生物の保護に努め、多様な生物の生息・生育環境を確保します。

【数値目標】

野生生物に対する保護対策事業：年間4事業以上の維持継続

●数値目標設定理由：現状維持（平成18年度、野生生物保護対策事業年間4事業）

◆市の取組

○野生生物の生息・生育環境の把握

野生生物の保全対策を推進するためには、野生生物の生息・生育環境の実態を把握することが重要であることから、市民、事業者と協働して環境調査を行います。

○野生生物の保全対策の推進

天然記念物や絶滅のおそれのある野生生物については、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を適切に運用し、野生生物の適切な保護を図ります。

また、生態系^{*}との調和を踏まえた森林整備、多自然型護岸^{*}の整備、藻場や干潟の保全、再生など、野生生物の生息・生育環境の保全や再生に努めます。

さらに、牧園地区では、シカの増加による森林の食害問題が懸念されるため、今後、国や県と連携を図りながらシカの適正保護を図っていきます。

○外来生物の防除対策の推進

法令に基づき、国や県と連携して、外来生物^{*}の適切な飼育や栽培方法の啓発に努めます。

また、生態系^{*}等への被害が生じるおそれがある場合は、国や県と連携して、防除対策を検討します。

◆市民の取組

○身近に生息・生育している野生生物を観察してみましょう。

○野生生物の保護活動に参加・協力しましょう。

○外来生物^{*}の飼育や栽培は適切に行い、最後まで責任をもちましょう。

◆事業者の取組

○野生生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。

○野生生物の保護活動への参加や支援を検討しましょう。

○外来生物^{*}の適切な飼育や栽培方法について啓発に努めましょう。

○化学肥料や農薬は適正に使用しましょう。

1-4. 身近な緑

◆現状と課題

本市には、丸岡公園や国分運動公園、城山公園、国分海浜公園などの市民の憩いの場となる都市公園が49カ所（平成19年7月現在）あります。まちの中の公園や緑地、街路樹などの緑ある空間は、市民のゆとりとうるおいのある生活に不可欠なものです。

このため、今後も市民と協働して、継続的に身近な緑を保全・創出していく必要があります。



丸岡公園（横川町上ノ）



国分運動公園（国分清水）



城山公園（国分上小川）

◆目標

身近な緑を保全し、快適な緑地環境を創出します。

【数値目標】

公園や街路樹などのまちの緑の多さに関する満足度：50%（平成29年度）

●数値目標設定理由：最も満足度の高い世代の数値（平成18年度、20代の満足度47%（市民アンケート結果））

◆市の取組

○緑地・公園の整備

地域に親しまれている身近な緑を市民の協力や事業者・民間団体との連携により、適正に保全するとともに、緑地や公園の整備を計画的に進めます。

また、市民と協働した維持管理体制の充実に努めます。

○緑化の推進

公共施設や沿道の緑化に努め、市民の緑化活動を支援します。

また、市の木や市の花を大切に、市民の緑化意識の向上を図ります。

◆市民の取組

○緑地や公園の維持管理に協力しましょう。

○樹木の観察をしてみましょう。

○庭木や生垣など、自宅の緑化に努めましょう。

○花いっぱい運動等に参加しましょう。

○行楽地などでは、自分が出したごみは持ち帰りましょう。

◆事業者の取組

○事業場の緑化に努めましょう。

○花いっぱい運動への参加や協力を努めましょう。

■市花



ミヤマキリシマ（ツツジ科）



ハナタバコ（ナス科）

■市木



クロガネモチ（モチノキ科）



モミジ（カエデ科）

※霧島市の木と花については、アンケート結果と選考委員の意見をもとに決定されました。
 なお、選考に当たり、霧島市が県内2位の面積を有することなどから植物の植生なども考慮してそれぞれ2種類ずつが決定されました。

1-5. 未来のために（地球環境の保全）

◆現状と課題

地球が誕生したのは今から約46億年前といわれています。地球の気候が安定して、人類が文明を発達させ始めたのは1万年ほど前のことであり、石炭を利用した動力の発明により産業革命が起こったのは約200年前のことです。そして現在の私たちは、便利で快適な生活を営むことができます。

人類は現在の生活を手に入れるために、利便性と快適性を追求し、エネルギーや物の大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返して行ってきました。その結果、現在では、地球温暖化*やオゾン層*の破壊、酸性雨*などの地球規模の環境破壊が問題となっています。

地球温暖化*、オゾン層*の破壊、酸性雨*などは、国境を越えて広がり、地球全体に被害や影響を及ぼすおそれがあります。これらの問題の発生原因は、私たちの日常生活や事業活動とかわりが深く、早急に対策を図る必要があります。これからは、真の豊かさ、便利さ、快適さを追求し、その環境を次世代へと引き継いでいかなければなりません。

このため、市が率先して地球温暖化*の原因である温室効果ガス*排出量の低減対策などに努め、市民、事業者と協働して、地球環境の保全対策を推進していくことが必要です。

◆目標

市が率先して温室効果ガス*を削減することにより、本市全域が地球温暖化対策に配慮したまちとなることを目指します。

【数値目標】

市の事務事業で排出される温室効果ガス*の削減量

：平成18年度比で8%削減（平成29年度）

- 数値目標設定理由：霧島市地球温暖化対策実行計画（平成24年度において平成18年度比6%削減）との整合

コラム【オゾン層と紫外線対策】

オゾン層とは、地上10～50kmのところにある成層圏に「オゾン」という気体が集まった層のことです。オゾン層には、紫外線を吸収する役目があるため、私たちは健康を害することなく生活することができます。

ところが、1960年代から生産され始めた冷蔵庫やエアコン、自動車、スプレーなどに含まれるフロン*の使用により、オゾン層が破壊され始めました。現在ではフロンの使用は禁止されていますが、地球上の生き物を脅かす原因となっています。

紫外線対策としては、日傘・帽子・サングラス・日焼け止めクリームなどの使用が効果的です。

◆市の取組

○温室効果ガス排出量低減対策の推進

「霧島市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市が実施する事業でのエネルギー量の削減に努め、温室効果ガス^{*}の排出を抑制します。

また、市民の自主的な省エネルギー行動を支援するため、情報の提供や啓発に努めます。

○オゾン層保護対策の推進

法令に基づき、フロン^{*}類の回収や適切な処理に努めます。

また、オゾン層^{*}保護の必要性和紫外線対策について情報の提供に努めます。

○酸性雨対策の推進

市が実施する事業での燃料使用量の削減に努め、硫黄酸化物^{*}や窒素酸化物^{*}など、酸性雨^{*}の原因物質の排出を抑制します。

◆市民の取組

○環境家計簿^{*}に挑戦し、二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。

○住宅の省エネルギー性能を向上させましょう。

○フロン^{*}やハロンなどのオゾン層^{*}破壊物質を含まない製品を使用しましょう。

○オゾン層^{*}破壊物質を含む製品の廃棄は、適切に行いましょう。

○紫外線が強いと考えられる場合は、日傘・帽子・サングラス・日焼け止めクリームなどを利用しましょう。

○自家用車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関を優先的に利用しましょう。

○エコドライブ^{*}を実践しましょう。

◆事業者の取組

○省エネルギー行動に努めましょう。

○省エネルギー製品やオゾン層^{*}破壊物質を含まない製品の製造や販売に努めましょう。

○E S C O^{*}事業等を活用し、エネルギー利用の高効率化に努めましょう。

○通勤時には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。

1-6. 環境を考える（環境教育・環境学習）

◆現状と課題

今日の環境課題は、次々と新しい問題や複雑で多様な問題が生じており、深刻化しています。

このような環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが意欲と主体性を持って、人と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが求められます。

このため、環境保全活動に関心を持つための環境教育・環境学習に関する基盤を整備するとともに、地域の自然とふれあう体験学習を充実させていくことが必要です。



天降川ウォッチング風景

◆目標

環境教育・環境学習の充実を図り、様々な学習機会を提供します。

【数値目標】

こどもエコクラブ*会員数：130人（平成29年度）

- 数値目標設定理由：鹿児島県におけるこどもエコクラブ*会員数の5%（平成18年度、鹿児島県こどもエコクラブ*会員数2,612人（116クラブ））

◆市の取組

○環境教育・環境学習の基盤整備

環境教育や環境学習の教材となる環境学習プログラムを作成します。

また、講師等の把握や育成に努め、市民が意欲と主体性を持って取り組める体制の整備に努めます。

○環境教育・環境学習の拡充

親と子の水辺の教室やこどもエコクラブ*など、自然体験学習会の開催や市民団体等への支援に努めます。

また、環境に関する講演会や地域の特性を活かした学習会の開催を検討します。

さらに、学校だけではなく、家庭や職場との連携、地域活動等を活用するなど、あらゆる機会を通じて環境美化・環境保全の意識の醸成を図ります。

◆市民の取組

○市や地球温暖化対策地域協議会*などの団体が開催するイベントに参加してみましよう。

○自然体験学習会や講演会等に参加してみましよう。

○親と子の水辺の教室やこどもエコクラブ*に参加してみましよう。

◆事業者の取組

○自然体験学習会や講演会等の支援や協力を努めましよう。

○環境関連施設の公開を検討ましよう。

○環境に関する研修会に参加ましよう。

コラム[こどもエコクラブ]

●「こどもエコクラブ」とは

幼児から高校生までだれでも参加できる環境活動のクラブです。家族、学校のクラス、友だち同士などでクラブを作って登録ましよう。活動を支えるサポーター（高校生以上の方）が1人以上必要です。

●どんな活動をするの？

・エコロジカルあくしょん

みんながやってみたいと思うことを自主的に行います。生きもの調査、リサイクル活動など、環境に関する活動なら何でも「あくしょん」になります。

・エコロジカルとれーにんぐ

全国事務局がニュースを通じて提供する環境のことを楽しく考えるプログラムにも参加できます。

●メンバーになるには！

市の窓口（生活環境部 環境衛生課 環境保全係）で登録することができます。登録用紙に必要なことを記入して提出ください。登録料や年会費は無料です。

2. 生活環境

2-1. 快適な生活（公害防止対策の推進）

◆現状と課題

公害とは、事業活動や日常生活などの人為的な原因により、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいいます。ちなみに、環境基本法における公害の定義は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭をいい、これらを典型七公害とも呼んでいます。

本市における過去10年間（平成8年～平成17年）の公害苦情等受理件数は、「不法投棄」に関する苦情がもっとも多く、次いで「悪臭」、「大気汚染」、「騒音」、「水質汚濁」の順となっています。公害は、市民の生活に密着した問題であり、生活環境を保全する上でも発生の未然防止に努めることが重要です。

このため、今後も市、市民、事業者が協働して、公害の未然防止に努めていく必要があります。



市では、市民の皆様からの相談に応じ、投棄者あるいは発生原因に対する必要な調査や指導・助言を行うことにより、解決に向けて適切な処理をしています。

不法投棄を発見したら、警察または下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

霧島市生活環境部環境衛生課廃棄物対策係
電話番号：0995-64-0950

◆目標

公害の未然防止に努め、快適な生活環境を保全します。

【数値目標】

公害苦情等受理件数：100件（平成29年度）

●数値目標設定理由：過去10年間（平成8年度～平成17年度）の公害苦情等受理件数の平均値（98件）

◆市の取組

○公害防止体制の整備

法令に基づく規制を遵守するとともに、必要に応じて事業者と公害防止協定の締結を検討します。

また、日常生活から発生する不法投棄や野焼き、悪臭、騒音などについて、問題解決に向けての支援を行うとともに、未然に防止するための環境教育を推進し、市民意識の向上を図ります。

さらに、現状における解決困難な問題や新たな環境問題については、広報等による啓発活動や条例等の整備による規制の強化を通して、適切な処理に努めます。

○調査・監視体制の整備

大気、水質、騒音等の調査を継続するとともに、調査結果を分析し適切な保全対策を講じます。

また、市民と協働して調査を実施し、市民の環境保全意識の向上を図ります。

○化学物質の適切な管理

P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）※を活用し、化学物質の適切な管理や排出削減対策に努めます。

◆市民の取組

○環境調査に参加しましょう。

○ごみの野焼きやカラオケ・ピアノ騒音など、近隣の人迷惑にならないような生活に心がけ、問題が発生した場合は地域で解決するよう努めましょう。

◆事業者の取組

○法令を遵守しましょう。

○必要に応じて公害防止協定を締結し、遵守しましょう。

○排出ガスや排出水等の監視体制の整備に努めましょう。

○P R T R制度※に基づく化学物質の適切な管理を進めましょう。

2-2. きれいな空気（大気環境の保全）

◆現状と課題

本市では、大気汚染物質である二酸化窒素^{*}、浮遊粒子状物質^{*}、二酸化硫黄^{*}及び有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）^{*}のいずれも環境基準^{*}を達成しています。市民アンケートの結果においても、「空気のさわやかさ」に対する満足度は、約65%と高い水準にあります。

今後も本市のきれいな空気を維持していくため、自動車や事業場の排出ガス対策、悪臭対策を推進し、快適な大気環境を保全していくことが必要です。



霧島市に住所を有する個人・法人で、低公害車（電気自動車・ハイブリッド車^{*}・天然ガス車等）を購入された方は、補助金が交付されます。詳しくは、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

霧島市生活環境部環境衛生課環境保全係
電話番号：0995-64-0950

◆目標

快適な大気環境を保全・創出し、環境基準^{*}の達成を目指します。

【数値目標】

環境基準^{*}達成率：100%達成（平成29年度）

ただし、光化学オキシダントを除く。

- 数値目標設定理由：現状維持（平成17年度、大気汚染環境基準^{*}達成率100%、ただし、光化学オキシダントを除く）

コラム[エコドライブ]

私たちの生活に欠かせない自動車は、環境に負荷を与えるものでもあり、これまで様々な公害の原因となってきました。現在では、いろいろな技術を駆使して、環境に配慮した自動車の開発が進められています。自動車の開発を進めていくことも大切ですが、その使い方を工夫することも重要です。自動車を運転する時、ちょっと心がけることで、環境負荷を低減し、燃料も節約できる方法がたくさんあります。

このように、環境に配慮した運転をすることをエコドライブといいます。アイドリングストップや急発進・急ブレーキをやめるなどのエコドライブは、環境面ではもちろん、他のドライバーや歩行者にとってもやさしい運転方法です。

◆市の取組

○大気汚染測定の実施・強化

今後も継続して県が実施している大気汚染の状況を把握し、必要に応じて測定の充実と強化を図っていきます。

○自動車排出ガス対策の推進

公用車の効率的な使用や低公害車の導入に努めます。

また、沿道緑化の整備、交通の流れの分散化、円滑化を図り、バスや電車等の公共交通機関の利用促進に努めます。

○排出ガス対策の推進

市が管理する焼却施設等の公共施設について、大気汚染物質の排出が少ない機器の導入など、大気汚染物質の排出削減に努めます。

○悪臭防止対策の推進

事業場から排出される悪臭物質については、法令に基づき、排出規制の周知や適切な指導を行います。

また、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

◆市民の取組

○低公害車の購入を検討しましょう。

○自家用車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関を優先的に利用しましょう。

○エコドライブ^{*}を実践しましょう。

◆事業者の取組

○運搬経路を事前に確認し、効率的な運転に努めましょう。

○低公害車の購入を検討しましょう。

○通勤時には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。

○生産工程の見直しや環境配慮型の設備機器の導入を検討し、機器の適切な維持管理の下で大気汚染物質の排出抑制に努めましょう。

○悪臭の防止対策に努めましょう。

○家畜のふん尿は適正に処理しましょう。

2-3. きれいな水（生活排水対策）

◆現状と課題

私たちの社会生活で、様々なところから出される排水は、河川や海などの水質汚濁の主な原因となります。本市では、下水道の整備や浄化槽等による生活排水対策を進めており、平成 18 年度末の生活排水処理率は 48.3%となっています。

また、本市の河川水質は、環境基準点※が設定されている^{あもり}天降川、検校川及び網掛川については代表的な水質指標であるBOD※の環境基準※を達成しており、良好な水質を維持していますが、海域については、代表的な水質指標であるCOD※の環境基準※を一部達成していません。

このため、今後も生活排水対策等を推進し、良好な水環境を保全することが必要です。また、流入汚濁負荷量の削減や水量の確保などに配慮しつつ、生態系※の保全にも考慮した健全な水環境を構築していくことが必要です。



^{あもり}天降川・霧島川合流部



河川に捨てられた自転車

◆目標

快適な水環境を保全・創出し、環境基準※の達成を目指します。

【数値目標】

項 目		現 状 (平成 17 年度)	目 標 (平成 29 年度)
環境基準※ 達成率	河川	BOD*	100%
	海域	COD*	50%
			100%

備考：現状の出典は、「平成 18 年度版 環境白書」（鹿児島県）。

環境基準※達成率は、環境基準点※における達成率。

- 数値目標設定理由：BODについては現状維持、CODについては「鹿児島県環境基本計画」の数値目標（平成 20 年度：100%）との整合

◆市の取組

○調査・監視体制の整備

河川や海域、地下水、温泉排水などの公共用水域における水質調査を継続して実施するとともに、調査結果を分析し、適宜保全対策を講じていきます。

○生活排水対策の推進

地域の自然的、社会的特性を考慮し、生活排水処理施設の計画的な整備に努めます。また、家庭でできる生活排水対策や浄化槽の適正な維持管理の啓発に努めます。

○事業場の排水対策の推進

公共用水域への汚濁負荷を低減するため、排水処理施設の適正な維持管理に努めます。

○健全な水循環の保全

流域の健全な水循環の維持・向上を図るため、水源かん養^{*}林の保全や透水性舗装・雨水浸透ますなどの水の循環利用等を推進します。

○霧島市天降川等河川環境保全条例の運用

「霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、市域を流れる河川の水環境の保全に努めます。

◆市民の取組

○公共下水道等の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。また、公共下水道等が整備されたら、速やかに接続しましょう。

○水環境保全のための各種の施策に積極的に参加・協力しましょう。

○家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。

○節水を心がけましょう。

◆事業者の取組

○公共下水道等の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。また、公共下水道等が整備されたら、速やかに接続しましょう。

○水環境保全のための各種の施策に積極的に参加・協力しましょう。

○水質汚濁の要因となりうる工場排水や温泉排水、農薬・肥料は、適正に処理し、処理施設の維持管理に努めましょう。

○地下水汚染が確認された場合は、市の関連組織に指導を仰ぐなど、積極的に汚染防止のための対策に努めましょう。

2-4. 快適な音環境（騒音・振動防止対策の推進）

◆現状と課題

本市では、鹿児島空港において航空機騒音の測定が毎年行われています。平成17年度の測定結果では、全ての地点で環境基準※を達成しています。なお、本市では、過去におきまして、航空機騒音以外の一般地域（道路に面する地域以外の地域）と道路に面する地域で環境基準※達成に向けて取り組んできましたので、現在では、環境基準※未達成となる監視すべき地域はありません。

静かな環境は、快適で健全な生活を営むために、欠かすことのできない重要な要素です。このため、今後も航空機や自動車及び事業場の騒音・振動防止対策を推進し、生活環境を保全することが必要です。



鹿児島空港外観（溝辺町麓）



鹿児島空港は、東に霧島連山、南に桜島が眺望できる十三塚原の台地にあり、鹿児島の空の玄関口として絶好の場所にあります。

◆目標

快適な音環境を保全・創出し、環境基準※の達成を目指します。

【数値目標】

環境基準※達成率：100%達成（平成29年度）

●数値目標設定理由：現状維持（平成17年度、航空機騒音環境基準※達成率100%）

◆市の取組

○航空機騒音対策の推進

今後も県と連携して定期的に騒音測定を実施し、必要に応じて騒音低減の措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。

○自動車の騒音・振動対策の推進

県と連携し、広域的な自動車騒音・振動の状況把握と監視体制の整備に努めていきます。

また、道路の新設や改良時には、排水性舗装*や植樹帯の導入に努めます。

さらに、公共交通機関の利用促進やエコドライブ*に関する啓発に努めます。

○工場・事業場の騒音・振動対策の推進

工場・事業場から発生する騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。

また、深夜営業や早朝作業による近隣への影響を防止するため、発生源対策の必要性について啓発に努め、規制や指導の一層の徹底を図ります。

○一般地域における騒音・振動の実態把握

地域の実情を踏まえ、必要に応じて騒音・振動の実態把握に努めます。

◆市民の取組

○自動車の点検整備に努めましょう。

○エコドライブ*を実践しましょう。

○自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。

◆事業者の取組

○自動車の点検整備に努めましょう。

○エコドライブ*を実践しましょう。

○法令を遵守しましょう。

○周辺地域における騒音苦情防止のため、低騒音・低振動型の機器の導入や防音壁・防音装置の設置等に努めましょう。

○深夜営業や早朝作業による近隣への影響の防止に努めましょう。

2-5. 美しいまち並み（まちの景観や文化財の保全）

◆現状と課題

霧島連山は、雲仙や瀬戸内海とともに日本で初めて国立公園に指定され、山紫水明、風光明媚な景勝地及び温泉の地として多くの観光客が訪れています。また、山肌は7色に変化するといわれ、^{からくに}韓国岳、高千穂峰に代表される火山群と、標高日本一の山頂火口湖である大浪池を筆頭とする6つの山頂火口湖を擁し、世界でも珍しい名所としてその名が知られています。火山のほとんどは現在活動していませんが、^{しんもえだけ}新燃岳に見られるように微弱ながら活動を続けているものもあり、山麓のいたるところで地獄と呼ばれる地上から湯気の吹き出る場所が随所に見られ、豊富な温泉量を裏付けるものとなっています。さらに、霧島高原からの眺望はすばらしく、錦江湾、桜島が眼下に開け、遠くは薩摩富士の異名をとる開聞岳まで見渡すことができます。

また、本市は、^{てんそんこうりん}天孫降臨神話の地として知られ、日本書紀や古事記などの古書にも登場している高千穂峰の天の^{さかほこ}逆鉾や^{ふるみやあと}古宮址、天孫であるニニギノミコトが御祭神として祭ってある霧島神宮や、約9,500年前の縄文早期の遺跡である^{さいじん}上野原遺跡など、多くの文化財が残されており、個性的な地域を魅力付けています。

本市の市街地は、山と海に囲まれ、自然と一体となっています。しかし、市街地内部では、緑やオープンスペースの減少、建築物の規模、色彩、デザインなどの不統一による景観問題を抱えているところも見られ、市民アンケートの結果においても快適で魅力的な生活景観の形成を求める声が多くなっています。

本市は、建築物の色やデザインなど、景観保全に強制力を伴う規制ができる「景観行政団体」に指定されています。多様で豊かな自然景観、歴史性・文化性を伝える景観、自然と調和した魅力的な生活景観を形成するための保全と活用を進める体制を整備していく必要があります。



^{あかもん}
朱門（国分中央）

◆目標

良好な景観や文化財を保全し、美しいまち並みを創出します。

【数値目標】

まち並みのゆとりや美しさに関する満足度：35%（平成29年度）

- 数値目標設定理由：最も満足度の高い世代の数値（平成18年度、20代未満の満足度33%（市民アンケート結果））

◆市の取組

○自然景観の保全と活用

地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観、河川景観、海岸景観などの自然景観の保全に努めます。

○歴史性・文化性を伝える景観の保存・活用

国や県と連携して、法令に基づく適切な維持管理に努め、文化財の学習や体験ができる機会の充実を図ります。

また、文化財の保護活動を支援するため、人材の育成や情報の提供に努めます。

○生活景観の保全・創出

市民、事業者と協働して、地域の自然環境や歴史、文化と調和した良好な生活景観の保全に努めます。

また、公共施設の整備に当たっては、市民と協働して、地域特性を考慮し、周辺環境と調和した景観の創出に努めます。

○霧島市生活環境美化条例・霧島市天降川等河川環境保全条例の運用

「霧島市生活環境美化条例」及び「霧島市天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、河川の水辺景観や魅力ある生活景観の保全・形成に努めます。

◆市民の取組

○建築物を建設する場合は、まちの景観に配慮した設計に努めましょう。

○天然記念物などの文化財を見学してみましょう。

○地域の文化や歴史を見つめ直してみましょう。

○「霧島市生活環境美化条例」及び「霧島市天降川等河川環境保全条例」を遵守しましょう。

◆事業者の取組

○建築物を建設する場合は、まちの景観に配慮した設計に努めましょう。

○看板や広告塔などは、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

○「霧島市生活環境美化条例」及び「霧島市天降川等河川環境保全条例」を遵守しましょう。

2-6. きれいなまち（環境美化活動の推進）

◆現状と課題

本市では、錦江湾の海岸清掃を目的とした「錦江湾クリーンアップ作戦」や河川清掃を目的とした「隼人地区^{あもり}天降川ボランティア清掃作業」、参加者が各地の周辺地区を自主的に清掃する「こざれい大作戦」、各学校の「花いっぱい運動」、牧園地区の環境美化推進員によるパトロールと清掃活動など、各地域で様々な環境美化活動を行っています。

しかし、観光地や道路、公園、河川等では、モラルの低下によるごみのぽい捨てや不法投棄が見受けられ、市民アンケートの結果においても、多くの市民が不快に感じています。

このため、今後も地域の環境美化活動を推進し、市民一人ひとりが環境美化意識の向上に努めることが必要です。



錦江湾クリーンアップ作戦

◆目標

地域の環境美化活動を推進し、潤いと安らぎのある地域環境の創出を目指します。

【数値目標】

美化活動に参加した市民の割合：75%（平成29年度）

- 数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画（平成18年度（現状値）→65%、平成24年度（目標値）→70%）との整合

◆市の取組

○環境美化意識の浸透

モラルの低下によるごみのばい捨てや不法投棄の防止に努め、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報発信を行うことで意識啓発に努めます。

また、放置自転車や放置自動車対策として、発生の防止や適正な処理に関する情報発信を行うことで意識啓発に努めます。

さらに、地域リーダー向けの環境教育を実施し、美化に関する環境保全意識の高揚を図ります。

○環境美化活動の支援

「霧島市生活環境美化条例」を適切に運用し、各地域で展開されている清掃活動を支援します。

◆市民の取組

- 自宅やその周辺の清掃に努めましょう。
- 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- ごみのばい捨てをしないようにしましょう。
- 花いっぱい運動等に参加しましょう。

◆事業者の取組

- 事業場やその周辺の清掃に努めましょう。
- 地域の環境美化活動への参加や協力を努めましょう。
- 廃棄物は適正に処理しましょう。

コラム[霧島屋久国立公園におけるパークボランティアの取組紹介]

霧島屋久国立公園は、宮崎県・鹿児島県にまたがる霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域、南方海上に位置する屋久島地域からなります。霧島地域では最高峰の韓国岳を始め20数座の火山が集まり、多くがその頂きに丸い火口を有した、いかにも火山らしい姿を望むことができます。

パークボランティアは、環境省が実施する自然観察会のお手伝いや霧島連山の環境美化活動、利用者への自然解説、動植物調査、看板や歩道などの公園利用施設の維持管理などを行っています。

(環境省ホームページより)



自然観察会の様子



環境美化活動の様子

3. 循環型社会

3-1. ごみ問題（循環型社会の形成）

◆現状と課題

本市におけるごみの排出量は、近年、リサイクルの推進により資源ごみの回収量が増加したため、減少傾向にあります。しかし、1人1日当たりに換算したごみ排出量は約960gで、これは全国平均より約170g少ないものの、鹿児島県平均とほぼ同じ量です。

本市では、ごみの適正な処理に向け、平成18年3月に「霧島市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、環境負荷の少ない循環型社会*の実現に向けて、廃棄物の減量化、再資源化に取り組んでいます。

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の中で、廃棄物の増加と質の多様化は、最終処分場*の残余容量のひっ迫や不適切な処理による環境汚染を発生させています。

このため、これまでの社会経済活動のあり方を見直し、市、市民、事業者、が連携して廃棄物の減量化を進め、地域の実情に応じたリサイクル体制を整備し、再資源化を図っていくことが必要です。



霧島市敷根清掃センター（国分敷根）

霧島市敷根清掃センターは、平成15年4月1日に供用開始し、国分地区、隼人地区、福山地区、霧島地区、溝辺地区の一般廃棄物を処理しています。処理できるごみ、できないごみの詳しい内容は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

- 霧島市生活環境部衛生施設課
電話番号：0995-45-0070
- 霧島市敷根清掃センター
電話番号：0995-46-2868

◆目標

市、市民、事業者が連携し、廃棄物の排出削減を目指します。

【数値目標】

1人1日当たりのごみ排出量：850g（平成29年度）

- 数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画（平成17年度（現状実績値）→957g、平成24年度（目標値）→900g）との整合

◆市の取組

○廃棄物対策の推進

生ごみ・し尿汚泥・下水道汚泥等の堆肥化や清掃センターへの負荷低減、焼却コスト・焼却灰処理費削減に努めるとともに、効率的な廃棄物の収集及び処理体制の確立を適宜検討していきます。

また、不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、県と連携して、監視体制の強化や市民等への啓発に努めます。

○3R普及啓発と情報提供

3R^{*}（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の啓発や実践に向けた取組に関する情報の提供に努めます。

また、廃棄物の減量化やリサイクルの体験学習ができる施設を整備し、地域に応じたリサイクルを推進します。

◆市民の取組

○ごみの発生抑制に努めましょう。

- ・ごみとなるようなものはできるだけ買わないようにしましょう。
- ・寿命の長いものを買って、使い捨て製品は買わないように心がけましょう。
- ・物を大切に、壊れても修理して長く使う工夫をしましょう。
- ・買い物袋（マイバッグ）を持参しましょう。
- ・賞味期限内に食べきるよう、心がけましょう。

○再使用やリサイクルに努めましょう。

- ・リサイクルできる商品や詰め替える商品を買きましょう。
- ・エコマーク^{*}やグリーンマーク^{*}など、環境にやさしい商品を買きましょう。
- ・リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用しましょう。

○分別ルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取組に協力しましょう。

◆事業者の取組

○グリーン購入^{*}に努め、廃棄物は適正に処理しましょう。

○買い物袋（マイバッグ）持参運動や簡易包装に努めましょう。

○リサイクルが可能な原料を使用した製品の製造や販売に努めましょう。

○木くず・家畜のふん尿を利用したバイオマス^{*}活用や堆肥化を推進しましょう。

3-2. まちの活力（環境と経済の好循環）

◆現状と課題

21 世紀の霧島市がもっと魅力的なまちになるには、市、市民、事業者が協力し合って、「環境と経済の好循環」を進める必要があります。環境と経済が好循環するまちとは、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善を呼ぶようなまちをいいます。

霧島市は、霧島連山の豊かな自然地域、農業と観光が盛んで歴史的資産のある田園地域、錦江湾沿いの平地部にある先端技術型産業や住宅地が集積した都市地域、市内一円に広がる温泉群で構成されています。豊かな自然は、太陽光や水力、温泉などの地熱を利用した自然エネルギーの活用が期待でき、木くずや家畜などのふん尿は、バイオマスエネルギー*としての活用が期待できます。これらのエネルギーは新エネルギー*と呼ばれ、多くの生き物の命をはぐくむだけでなく、自然とふれあう私たちの心身を健やかにし、化石燃料の代わりに新エネルギー*を利用することで、限られた資源を使いながら快適に暮らすことができます。

このことから、環境保全に寄与する事業活動が地域経済の活性化に結びつく仕組みを構築し、環境と経済が好循環する社会を実現していくことが必要です。



●太陽光発電

太陽電池に、太陽などの光が当たると電気が発生します。この太陽光発電は、太陽の光エネルギーを直接電気に変換するものです。

太陽電池は、直流の電気を発生させます。それをインバータで、家庭などで使用している交流の電気に変換します。発電した電気が余れば電力会社に電気を売ることができます。（出典：財団法人 新エネルギー財団）

◆目標

限られたエネルギーを大切にするとともに、環境に配慮した活動を推進することにより、地域経済の活性化を図ります。

【数値目標】

省エネルギー型家電製品の率先的購入割合：80%（平成29年度）

- 数値目標設定理由：購入割合が最も高い世代の数値（平成18年度、50代の購入割合77%（市民アンケート結果））

◆市の取組

○地域特性を生かしたエネルギー活用の推進

太陽光や地熱、バイオマス^{*}等を活用した新エネルギー^{*}の利用可能性と将来性を検討していきます。

○環境関連産業の創出

環境関連技術の開発や事業化を市民、事業者と協働して進め、環境関連産業の育成に努めます。

○環境マネジメントシステムの普及促進

環境に配慮した事業活動等を促進するため、ISO 14001 やEA21 などの環境マネジメントシステム^{*}導入のための普及促進を図ります。

◆市民の取組

○太陽光等の自然エネルギーの利用を検討しましょう。

○家電製品を買い換える時は、省エネルギー型の製品を選んで購入しましょう。

○地元でとれた旬の農産物を優先的に購入しましょう。

○地元産の製品を使用しましょう。

○フードマイレージ^{*}を考慮し、できるだけ地元でとれた農産物を利用しましょう。

◆事業者の取組

○エネルギーの有効利用に努めましょう。

○太陽光やバイオマス^{*}等の自然エネルギーの利用を検討しましょう。

○環境関連技術の開発や事業化を検討しましょう。

○地域特性を生かした農産物の栽培に努めましょう。

○地元の生産物の販売を促進しましょう。

○地元産の木材の普及や活用を促進しましょう。

○新技術の開発と地元への導入について検討しましょう。

○環境マネジメントシステム^{*}の導入を検討しましょう。

コラム[バイオマスエネルギー]

生物体（有機物）を原料としたエネルギー資源の総称をいいます。動物のふん尿や落ち葉、おがくずなどの植物の廃棄物、木炭やまきなどもバイオマスに含まれます。バイオマスの多くは、エネルギー源としての利用と廃棄物処理が兼ねられるという利点があります。

燃料化するためには、直接燃やして暖房や発電に使ったり、発酵させてメタンガスを取り出すなどの方法がありますが、効率のいい方法の開発、コスト問題などの理由から、十分利用されている状況にはありません。

コラム[里地里山の危機・汚れた水・3R]

●里地里山の危機

かつて、日本人の暮らしは、自然の仕組みを上手に利用していました。里山の雑木林から薪や炭を作り、落ち葉は田畑の肥料に利用していました。人が雑木林に手を入れることで、林の中には、適度に光が入り、様々な草花が育ち、カブトムシやクワガタムシもすむ豊かな自然が育まれてきました。

しかし、薪や炭を使わなくなるなど、里地里山と人とのかかわりが少なくなり、手入れがされず、豊かな自然環境が失われつつあります。



霧島高原国民休養地
(牧園町高千穂)

●汚れた水

海や川で蒸発した水は、雲となり、雨として地上に降ります。そして、雨は川や地下水となり、田や工場、人の生活に使われて、最後は海に戻っていきます。

川や海の水の汚れは、家庭から出る生活排水が主な原因の一つです。食べ残しのみそ汁や牛乳、洗濯排水、てんぷら油、米のとぎ汁などが水を汚します。1人が1日に使う水の量は、約250リットルにのぼっています。

家庭から出る生活排水は、下水処理場や浄化槽で汚れを取り除いてから、川や海に戻されます。しかし、水の汚れをすべて取ることができません。川や湖の水が汚れると、私たちが口にする水道水の水源が汚れ、さらに海や湖では赤潮が発生したり、酸素不足になって魚や貝がすめなくなったりします。

●3R

3R (①Reduce (リデュース)、②Reuse (リユース)、③Recycle (リサイクル)) の実行で、限りある資源を大切にする「循環型社会」をつくっていきましょう。

エコスタイルチェック

●リデュース ごみを減らす

- ・壊れにくい、長く使える製品を買きましょう。
- ・包装袋などの容器包装は、できるだけ少なくしましょう。

●リユース くり返し使う

- ・リターナブル容器 (牛乳びんのようにお店で回収し、洗って再び使えるようにする容器) を使いましょう。
- ・欲しい人にゆずる、リサイクルに売りましょう。



●リサイクル 資源として再生利用する

- ・ごみを分別し、リサイクルしやすくしましょう。
- ・リサイクルされた製品を買きましょう。

出典：「こども環境白書 (平成18年度版)」(環境省)



第4章 重点施策

1. 重点施策の趣旨

2. 重点施策の構成

- 重点施策－1 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進
- 重点施策－2 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進
- 重点施策－3 地球温暖化防止対策の推進
- 重点施策－4 一般廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理
- 重点施策－5 3Rの推進
- 重点施策－6 環境学習の推進

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

1. 重点施策の趣旨

第3章「施策の展開」では、本市の目指す環境像を実現するために必要な目標と個々の施策（市、市民、事業者それぞれの主体別取組）を示しました。これらは、今後、すべて取り組んでいく必要のあるものですが、本計画の実効性を確保するためには、特に重点的・優先的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、数値目標や推進体制についても具体化しておく必要があります。

本章では、第3章「施策の展開」の内容を踏まえ、特に重点的・優先的に取り組むべき施策については「重点施策」として位置付け、この重点施策の取組により施策全体の牽引効果及び率先的実効性効果を図っていきます。本市では、この効果が期待される重点施策としまして以下に示す6つの事項を掲げ、計画策定後の初年度に当たる平成20年度からの具体的な行動へとつないでいきます。

【 6つの重点施策 】

- 重点施策－1 **霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進**
→ 地域の美化活動に積極的に参加・協力しましょう。
ごみのぼい捨てや飼い犬のふんの放置に対し、罰則規定が定められています。(44・45 ページ)
- 重点施策－2 **霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進**
→ 本市の河川を守りましょう。(46・47 ページ)
- 重点施策－3 **地球温暖化防止対策の推進**
→ 地球温暖化防止のため、私たちにできることから取り組みましょう。(48・49・56・57 ページ)
- 重点施策－4 **一般廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理**
→ 定められた分別ルールを守りましょう。
(50・51 ページ)
- 重点施策－5 **3Rの推進**
→ 3Rには順序があります。まずはごみを減らし、次に繰り返し使い、最後に資源として再生利用する工夫をしましょう。それでも利用できない場合、やむなく処分となります。(40・52・53 ページ)
- 重点施策－6 **環境学習の推進**
→ 環境講座に参加してみましょう。地域独自の自然や文化など、新たな発見ができます。(54・55 ページ)

2. 重点施策の構成

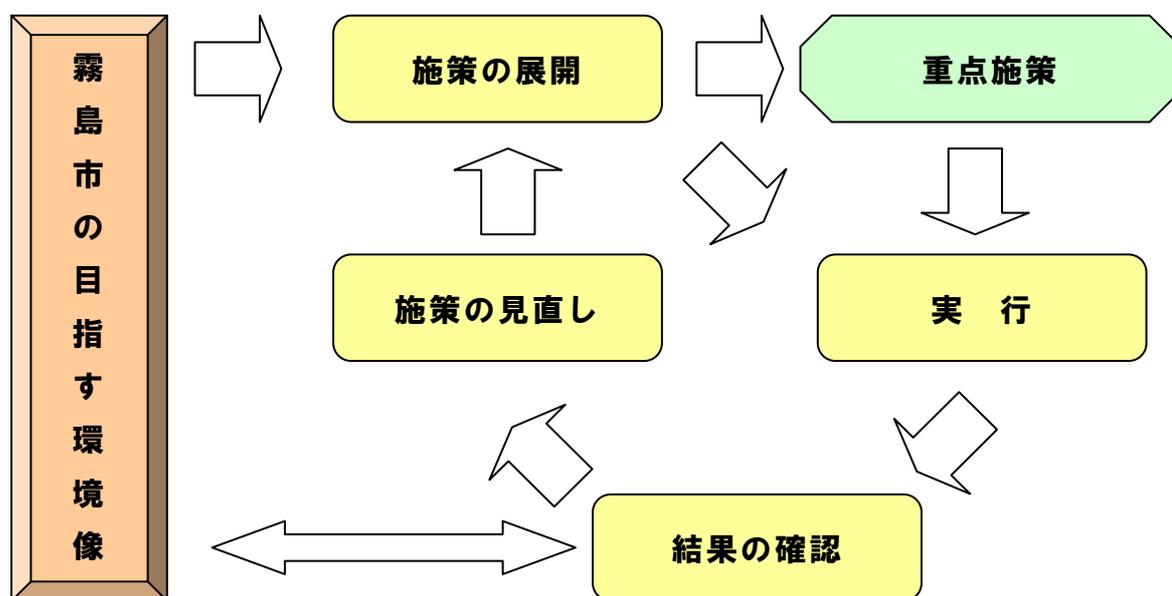
各重点施策は、以下の事項を策定しています。

【重点施策の構成】

- 目的
- 目標
- 取り組むべき具体的事項（具体的な進め方）
- 推進体制

なお、計画策定後の初年度として6つの重点施策を取り上げていますが、これですべてというわけではなく、計画策定後も市、市民、事業者から新たに提案された場合、具現化及び実行を検討するものです。

できるところから実行に移しましょう。



重点施策－1 霧島市生活環境美化条例に基づく施策の推進

◆目的

本市では、3回のワークショップ（市・市民・事業者の協働作業）と1ヶ月間のパブリックコメントを経て、平成19年12月に「霧島市生活環境美化条例」を制定し、平成20年4月から施行します。

この条例に基づいて良好的な生活環境を実現するには、具体的な行動に移行するための取組内容や推進体制を確立しておく必要があります。

●霧島市生活環境美化条例の概要

本市は、日本最初の国立公園の一つである霧島連山や豊かな水系など、広大な自然とともに生活してきました。しかし、近年は、ごみの不法投棄、飼い犬のふんの放置、空き地の管理の不徹底などの苦情が多く寄せられています。本条例は、これらの問題を解決し、良好な生活環境を実現することを目的として制定されました。

本条例は、ぼい捨ての禁止、犬のふんの放置の禁止などについて定めており、これらに係る生活環境美化を図るため、「環境美化推進員」を任命することになっています。

また、市長は、良好な生活環境の実現の観点から特に推進する必要がある地域を「環境美化モデル地区」に指定することができます。

さらにこの条例には、違反者に対する罰則規定があり、ぼい捨て、犬のふんの放置の行為については、その行為を中止すべき旨の改善命令に従わなかった者に対し、5万円以下の罰金が科せられます。

（「霧島市生活環境美化条例」の詳細は、資料編を参照）

◆目標

「霧島市生活環境美化条例」で定めた事項を適切に運用するとともに、その結果を公表することにより、条例に関する認識度を高め、良好な生活環境を実現します。

【数値目標】

「霧島市生活環境美化条例」の認識度：80%（平成29年度）

●数値目標設定理由：初年度で50%以上、平成29年度で全市民の80%以上の認識度

◆取り組みべき具体的事項

○条例制定に関する認識度の向上

「霧島市生活環境美化条例」の認識度向上を図るため、パンフレットの配布や広報誌・ホームページでの掲載等、様々な手段を用いて、市民・事業者に対し広く周知徹底を図ります。

○条例の第一歩としての検討事項

条例で定められている「環境美化モデル地区」の指定がなされた場合、速やかに告示します。

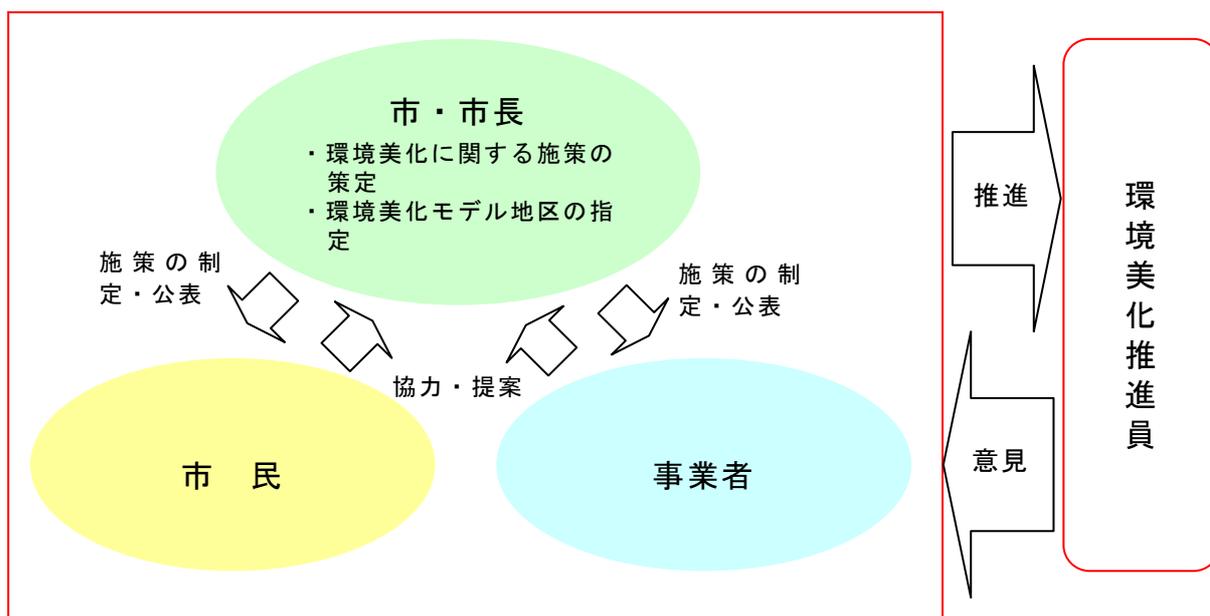
また、「環境美化推進員」は、条例を推進していく主力組織であることから、人数や任期、役割等を明確にした上で条例を運用することとし、定期的に会合を設け、推進員同士の情報交換と知識やモラルの向上を図ります。

各地域で展開されている清掃活動についても、積極的に支援します。

○実施結果の公表

各年度で実施してきた取組内容の結果と次年度の取組内容を、広報誌やホームページなどを通して公表します。また、適宜、市民・事業者から新たな提案を募集し、「環境美化推進員」や「霧島市環境対策審議会」等の意見を踏まえ、取り組むべき事項として検討していきます。

◆推進体制



重点施策－２ 霧島市天降川等河川環境保全条例に基づく施策の推進

◆目的

本市では、「霧島市生活環境美化条例」と同様、3回のワークショップ（市・市民・事業者の協働作業）と1ヶ月間のパブリックコメントを経て、平成19年12月に「霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例」を制定し、平成20年4月から施行します。

この条例に基づいて河川環境を保全するには、具体的な行動に移行するための取組内容や推進体制を確立する必要があります。

●霧島市天降川等河川環境保全条例の概要

本市には、^{あもり}天降川や^{あもり}検校川をはじめとして、多くの河川が流れています。この条例では、本市を流れる代表的な河川として「^{あもり}天降川等」と表現しています。また、本市の河川は、清流と呼ばれるような美しい河川もあれば、生活排水や事業排水などによって汚れてしまっている河川もあります。本条例は、これらの河川について、市・市民・事業者が協働して水環境や自然環境の保全を図り、良好な状態で未来へと引き継いでいくことを目的として制定されました。

本条例は、河川水質の保全、自然景観の保全、生態系の保全の3つを基本的な施策として定めており、これら3つの河川環境の保全を推進するために「河川環境保全推進員」を任命することになっています。

また、市長は、河川の水質保全維持の観点から、指定した河川に対して独自に水質保全目標を定めることができます。

この条例には、違反者に対する罰則はありませんが、河川の水質を著しく汚染させたり、大量のごみを捨てたり、河川の生物を大量に捕獲するような行為については、その行為を中止すべき旨の勧告や命令、公表制度が定められています。

（「霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例」の詳細は、資料編を参照）

◆目標

「霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例」で定めた事項を適切に運用するとともに、その結果を公表することにより、条例に関する認識度を高め、河川環境の保全を促進します。

【数値目標】

「霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例」の認識度：80%（平成29年度）

●数値目標設定理由：初年度で50%以上、平成29年度で全市民の80%以上の認識度

◆ 取り組むべき具体的事項

○ 条例制定に関する認識度の向上

「霧島市天降川等河川環境保全条例」の認識度の向上を図るため、また、天降川等の環境保全に関する情報を提供するため、パンフレットの配布や広報誌・ホームページでの掲載等、様々な手段を用いて、市民・事業者に対し広く周知徹底を図ります。

○ 条例の第一歩としての検討事項

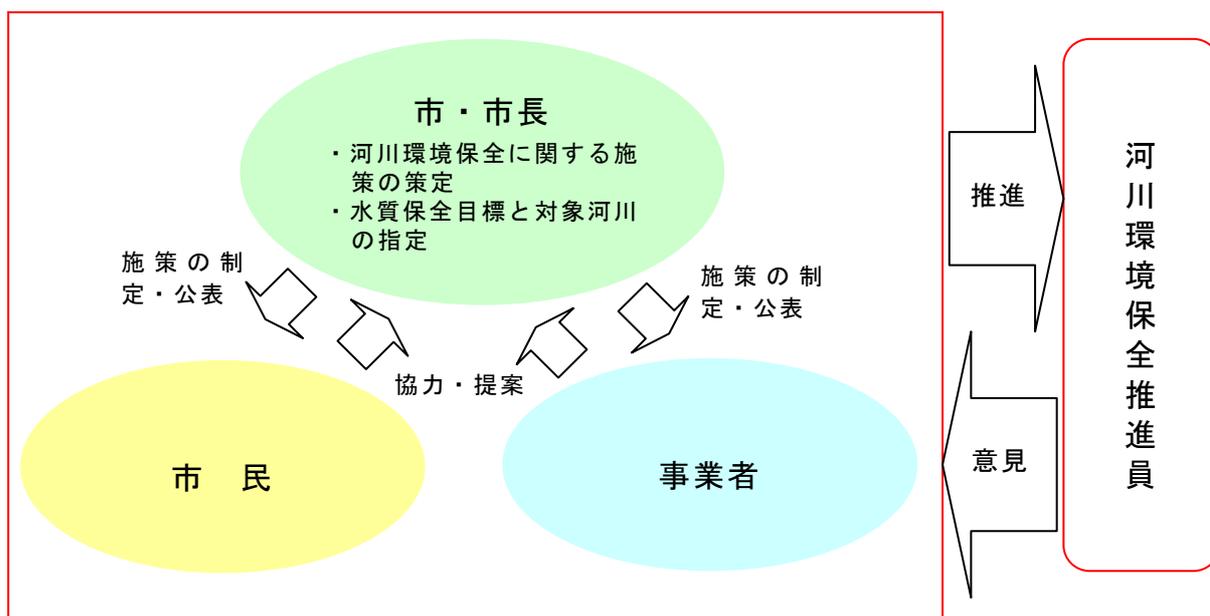
条例で定められている水質保全目標とその対象河川は、その指定がなされた場合、速やかに告示します。

また、「河川環境保全推進員」は、条例を推進していく主力組織であることから、人数や任期、役割等を明確にした上で条例を運用することとし、定期的に会合を設け、推進員同士の情報交換と知識やモラルの向上を図ります。

○ 実施結果の公表

各年度で実施してきた取組内容の結果と次年度の取組内容を、広報誌やホームページなどを通して公表します。また、適宜、市民・事業者から新たな提案を募集し、「河川環境保全推進員」や「霧島市環境対策審議会」等の意見を踏まえ、取り組むべき事項として検討していきます。

◆ 推進体制



重点施策－3 地球温暖化防止対策の推進

◆目的

現在、地球の平均気温が上昇し続けていますが、その主な原因は、私たち人間の活動が自然界のバランスを壊すほど急激に活発化してきたことにあるとされています。このまま地球の気温が上昇し続けると、極端な大雨や洪水などの異常気象が発生したり、農作物・魚介類などの収穫量が減少したり、絶滅する生物がいたり、多くの大変な事態が発生するおそれがあります。

このことを受け、国際的には、気候変動枠組条約^{*}に参加している国々の代表者が年に1回の頻度で集まり、地球温暖化^{*}防止のための会議が1995年から開催されています。この会議は、気候変動枠組条約締約国会議（COP）と呼ばれ、特に1997年12月に京都で開催された会議（COP3、京都会議）で採択された京都議定書^{*}は、参加国（主に先進国）のそれぞれで温室効果ガス^{*}の削減目標を約束し、地球温暖化^{*}防止に向けた様々な取組が行われています。

日本では、地球温暖化^{*}対策に取り組むための枠組みとして1998年に「地球温暖化^{*}対策の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、国及び地方公共団体については、排出抑制のための実行計画の策定が義務付けられました。

本市では、地球温暖化^{*}の原因とされる温室効果ガス^{*}の排出を削減するため、市が率先して実行する「霧島市地球温暖化^{*}対策実行計画」を平成19年度内に策定しました。

これ以上、地球の気温を上昇させないためには、私たち一人ひとりが日常生活のあり方について見直し、真剣に取り組んでいく必要があります。

◆目標

霧島市全域で地球にやさしい取組を行うことのできるまちづくりを目指します。

【数値目標】

1人1日当たりの温室効果ガス^{*}削減量：1kg-CO₂（平成29年度）

- 数値目標設定理由：環境省のチームマイナス6%において「私のチャレンジ宣言」で全国展開されている目標数値。現在、国民1人当たりが排出する温室効果ガス^{*}量（二酸化炭素換算量）は、1日平均で約6kg。

※p.57の「めざせ！1人、1日、1kg CO₂削減（私のチャレンジ宣言）」を参考に、数値目標の達成に向けて取り組んでみましょう。

◆取り組みべき具体的事項

○市事務事業に関する温室効果ガス排出量低減対策の推進

「霧島市地球温暖化^{*}対策実行計画」に基づき、市が実施する事業でのエネルギー量の削減に努め、温室効果ガス^{*}の排出を抑制します。

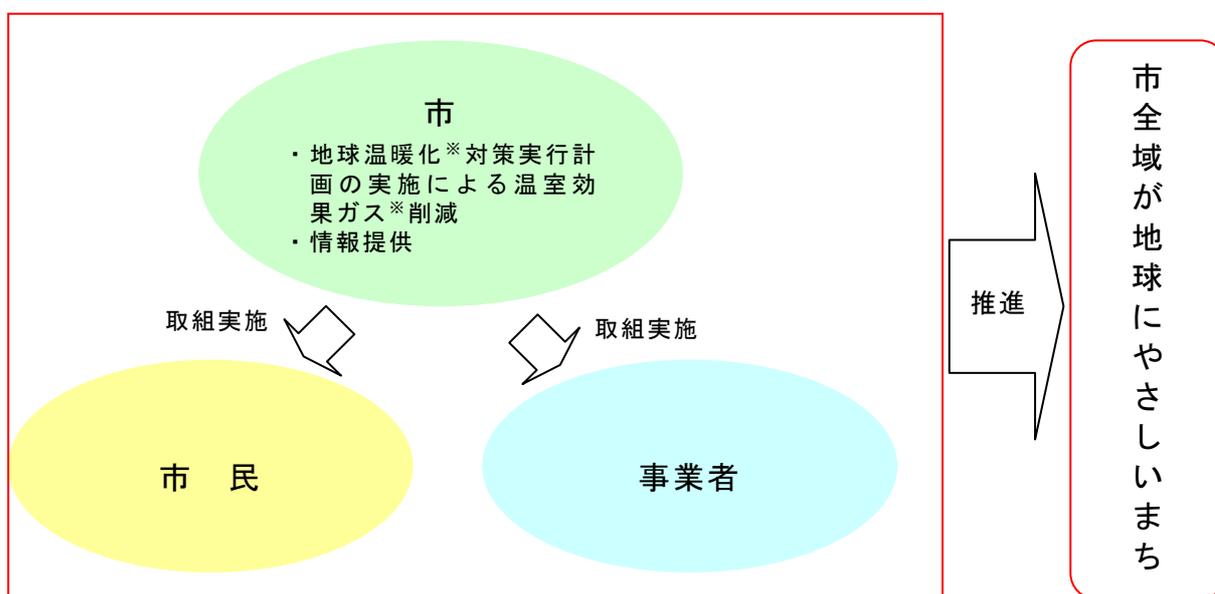
また、市が率先して省エネルギーの実践や低公害車の購入を行うことにより、市民に地球温暖化^{*}防止の必要性を働きかけます。

○地球温暖化防止に関する普及啓発の促進

地球温暖化^{*}対策に向けた具体的な取組や新エネルギー^{*}・省エネルギーの情報を提供することで、日常生活が地球温暖化^{*}に深く関わっていることを市民に啓発していきます。

また、「地球温暖化^{*}対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化^{*}防止活動推進員を育成し、各地域で地球温暖化^{*}防止活動が展開されるよう、積極的な支援に努めます。

◆推進体制



コラム[私たちの暮らしと温暖化のかかわり]

私たちの便利で快適な暮らしは、電気などのエネルギーを使い、いつも豊富な物を手に入れることなどで成り立っています。しかし、それは同時に、たくさんの温室効果ガスを排出することであり、地球の温暖化を進めてしまうことにもつながります。

温暖化を防止するため、私たちにできることはどんなことがあるのでしょうか。56ページと57ページを参照して、さっそく今日から私たちにできる温暖化防止の取組を実行しましょう。



重点施策－4 一般廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理

◆目的

天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される社会、いわゆる循環型社会^{*}を形成していくためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再利用（リサイクル）を促進するとともに、循環的利用を行うことができない廃棄物については適正に処理していかなければなりません。

本市の一般廃棄物^{*}（ごみ及びし尿汚泥）は、市又は一部事務組合の処理施設や民間処理施設において適正に処理されているところですが、ここ数年、敷根清掃センター一般廃棄物管理型処分場が満杯の状況にある中で、全国的な廃棄物最終処分場^{*}の残余容量のひっ迫等を背景に、他の自治体や民間団体に飛灰固化物の最終処分（埋立）を委託することが困難な状況になってきています。

このため、飛灰固化物を安定的に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場^{*}を整備・確保していくことが喫緊^{きつぱん}の課題となっています。

また、本市の一般廃棄物^{*}処理施設については、全国的なダイオキシン類^{*}、環境ホルモン^{*}等の問題や本市の厳しい財政事情などを考慮し、安心安全の確保や整備・維持管理コストの削減等が強く求められています。

●瓦や陶磁器類などの安定品目に関する一般廃棄物最終処分場の利用について

安定品目（コンクリート、瓦、陶磁器類、ブロック、石、レンガ等で、有害物質の付着していないもの）を最終処分場^{*}に持ち込む場合は、必ず、処分場がある総合支所において最終処分場利用申請を行い、許可決定書持参の上、各処分場に運搬していただきますよう、お願いいたします。

お問い合わせ先

【国分芦谷不燃物処分場】	霧島市 生活環境部 環境衛生課	電話：0995-64-0950
【隼人糸走不燃物処分場】	隼人庁舎 隼人市民課	電話：0995-42-1113
【溝辺瀬間利不燃物処分場】	溝辺総合支所 市民福祉課	電話：0995-59-3111
【横川城山不燃物処分場】	横川総合支所 市民福祉課	電話：0995-72-0511
【牧園城山不燃物処分場】	牧園総合支所 市民福祉課	電話：0995-76-1111
【福山宝瀬不燃物処分場】	福山総合支所 市民福祉課	電話：0995-55-2111

◆目標

現在ひっ迫している一般廃棄物管理型最終処分場^{*}の早期整備を目指します。

【数値目標】

一般廃棄物管理型最終処分場^{*}の新規建設：3年以内

●数値目標設定理由：新規建設に向けた諸手続きの想定年数

◆取り組むべき具体的事項

○一般廃棄物処理施設の整備

可燃ごみ等の焼却処理において発生する飛灰等を適正かつ安定的に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場^{*}を整備します。

○一般廃棄物処理施設の整備・維持管理コストの削減

近年、各種環境基準^{*}の強化等により、それに対応したごみ焼却施設、し尿処理施設等の整備・維持管理コストは増加傾向にあることから、これらのコスト削減に努めます。

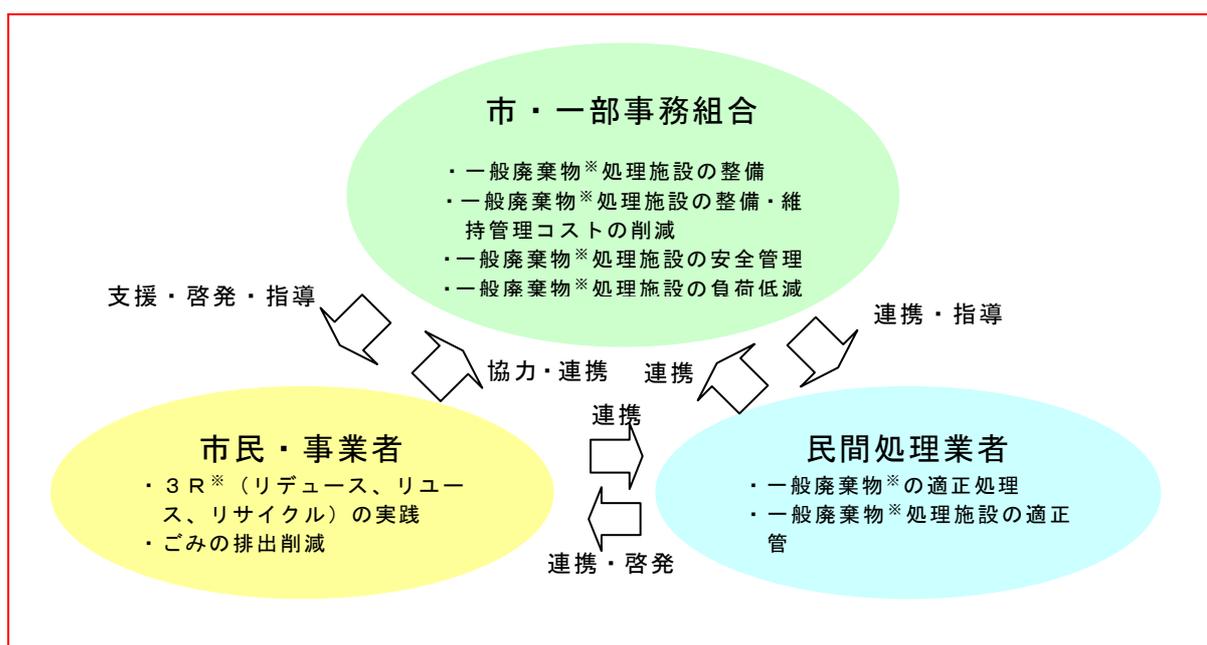
○一般廃棄物処理施設の安全管理

一般廃棄物^{*}処理施設の運営につきましては、周辺住民の安心と安全を確保するため、周辺の環境に影響を与えることのないよう関係法令等に基づく定期検査・点検を行うなど、事故等の未然防止に努めます。

○一般廃棄物処理施設の負荷軽減

資源ごみのリサイクルやし尿・下水道汚泥の堆肥化を推進し、焼却処理する一般廃棄物^{*}の減量を図ることにより、ごみ焼却施設の負荷を軽減し当該施設の延命を図ります。

◆推進体制



重点施策－5 3Rの推進

◆目的

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを根本から見直し、循環型社会^{*}を形成するため、循環型社会^{*}形成推進基本法では、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）、第二に使用済み製品や部品等の適正な再利用（リユース）、第三に原材料や熱源等としての再生利用（リサイクル）を行い、それでもやむを得ず循環利用ができない場合は処分を行うという優先順位を念頭に置くこととされています。

私たちは、多くのものを消費しながら生活していますが、消費されるまでには、多くのものが生産され、使われ、そしてごみとなって処理されています。ものが生産される過程においてもごみは発生し、食べ物は調理くずや食べ残し、包装のラップなどが、物品であれば包装や古くなった物品自体がごみになります。ごみの大量発生は、最終処分場^{*}のひっ迫を招き、解体工事や病院などから発生するごみは危険なごみが含まれ、その処理に問題が生じています。

これらの問題を解決するためには、ごみの優先順位を念頭に置いた3R^{*}の推進と、なによりも私たち一人ひとりが、ごみを減らす生活について考え、実行することが重要です。

◆目標

市・市民・事業者が相互に連携して積極的に3R^{*}に取り組み、現状よりさらなるリサイクル率の向上を図ります。

【数値目標】

リサイクル率：30%（平成29年度）

- 数値目標設定理由：第一次霧島市総合計画（平成17年度（現状値）→約22%、平成24年度（目標値）→25%）との整合

コラム[エコラベル]

エコラベルは、環境にやさしい製品を消費者に知らせるためのラベルで、環境ラベルともいわれています。メーカーは、製品にラベルを付けることで、環境に配慮した取り組みとして広く消費者に伝えることができます。一方、私たち消費者は、環境に配慮した製品を選ぶ目安になります。



◆取り組みべき具体的事項

○市事務事業に関する3Rの推進

市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量化や資源の循環利用に積極的に取り組みます。

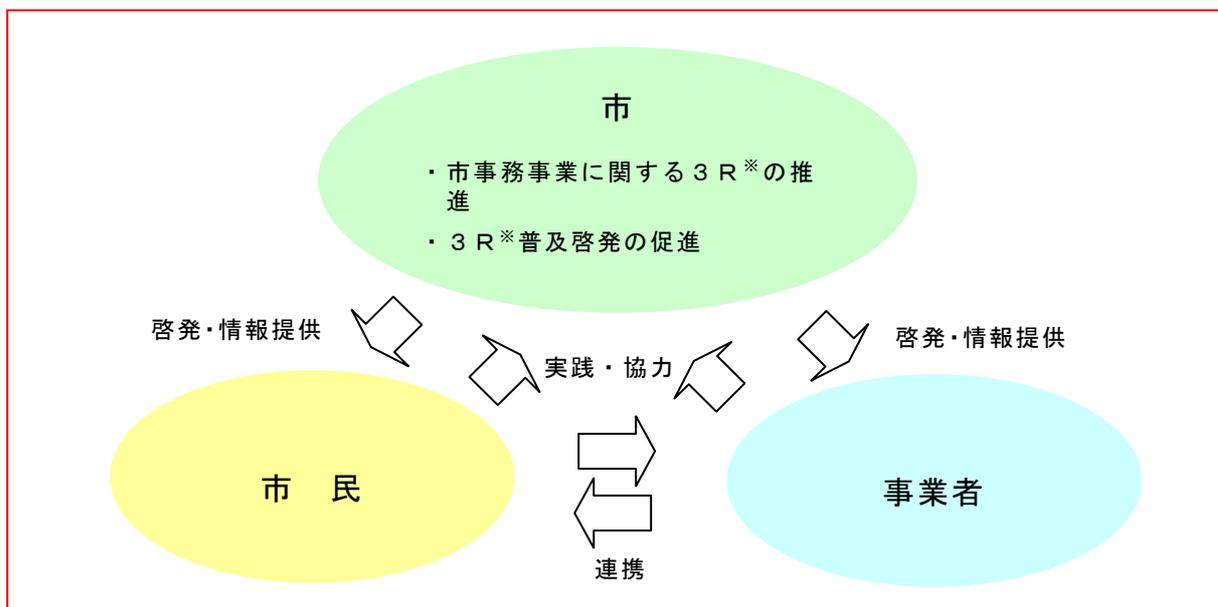
また、一般家庭や事業所から出る生ごみや、し尿処理施設・下水道処理施設から生じるし尿・汚泥の堆肥化を促進します。

○3R普及啓発の促進

小売店における過剰包装の抑制やリターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売などの3R※（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に向けた実践・啓発・情報提供に取り組みます。

また、フリーマーケットによる不要品交換の場や気楽に修理できるような場など、廃棄物の減量化やリサイクルの体験学習ができる施設を整備し、地域に応じたリサイクルを推進します。

◆推進体制



コラム[リターナブルビン（リターナブル容器）]

牛乳ビンやビールビン、一升ビンなどは、リターナブルビンといって、きれいに洗ってから同じ用途で再利用されています。



重点施策－6 環境学習の推進

◆目的

今日、地球温暖化*、酸性雨*、オゾン層*破壊、熱帯林減少といった地球規模の環境問題から、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、ごみ問題といった身近な環境問題まで、様々な機会を通じてこれらの環境問題について頻繁に目にするようになってきました。その一方で、これらの環境問題に取り組む市民の活動も、活発化しつつあります。この環境保全活動の代表的な例として、環境省登録制度である環境カウンセラーやこどもエコクラブサポーター、鹿児島県環境学習アドバイザーの方々の活躍があり、環境学習講座や自然観察会などにより、国民、県民、市民の環境保全意識の高揚と自主的な環境保全活動の促進が図られています。

多様化する環境問題を解決し、かけがえのない地球環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくためには、市民一人ひとりが「環境と人とのかわりについて正しい理解と認識を深め、責任ある行動がとれるような学習を進めていくこと」、すなわち「環境学習」への取組が一層重要となっています。

●環境カウンセラー

環境カウンセラーとは、市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々です。環境省のホームページに掲載されており、いつでも相談することができます。

●こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が応援しています。2人以上の仲間と活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成され、環境省では、平成7年度からこどもエコクラブ事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

●鹿児島県環境学習アドバイザー制度

鹿児島県内の市町村、企業及び各種団体が実施する環境学習講座や自然観察会などに、県が環境についての有識者である環境学習アドバイザーを講師として派遣することにより、県民の環境保全意識の高揚と自主的な環境保全活動の促進を図ることを目的としてできた制度です。

なお、上記以外にも、農業を営んでいる人やお年寄りなどから、地域の人しかわからない文化・生活様式などを教わることで、自然とのふれあいや環境にやさしい生活を学ぶことができます。

◆目標

環境保全活動を通じて環境に関する関心と理解を深めるとともに、地域交流の活性化を目指します。

【数値目標】

こどもエコクラブ*数：50クラブ（平成29年度）

- 数値目標設定理由：鹿児島県内で最も多い自治体のクラブ数（平成18年度、鹿児島市51クラブ、霧島市2クラブ）

◆取り組むべき具体的事項

○こどもエコクラブ活動の普及促進

地域におけるこどもたちの自主的な環境学習や実践活動を推進するため、学校や公民館等に「こどもエコクラブ※」の存在・位置付け・役割を積極的にアピールし、普及促進を図ります。

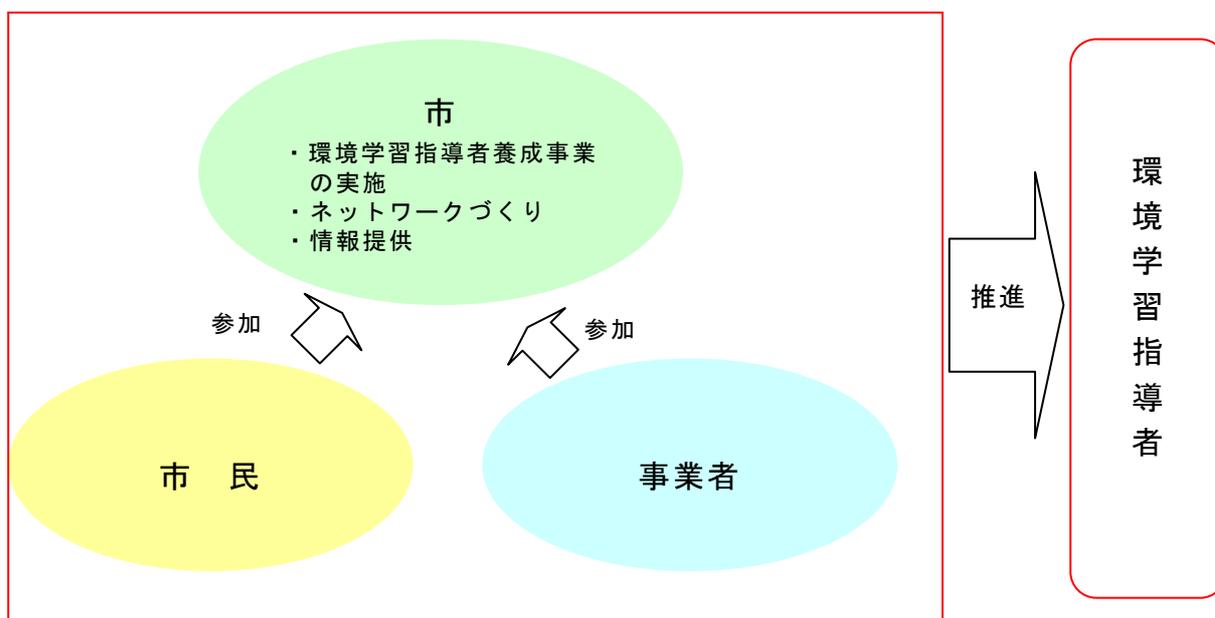
○環境学習指導者養成事業の推進

地域の公民館長やこどもエコクラブ※サポーター、教員等に対し、資質向上を図るための環境学習・環境保全活動に関する研修会や講座を行い、地域リーダーとしての育成を図ります。

○環境学習・環境保全活動に携わるネットワーク形成の促進

環境カウンセラー、こどもエコクラブ※サポーター、鹿児島県環境学習アドバイザー、教員、地域の公民館等との環境に関する情報交換・情報提供を目的としたネットワークの形成に努めます。

◆推進体制



コラム[私たちの暮らしと温暖化のかかわり]

温暖化を防止するため、私たちにできることはどんなことがあるのでしょうか。

ここでは、私たちにできる温暖化防止のためのいくつかの取組を紹介します。このまま地球の気温が上がり続けたら地球上で生活するすべての生物や気象などに異変が生じ、地球のバランスが崩れて大変なことになります。

さっそく今日から私たちにできる温暖化防止の取組を実行しましょう。

●電気をを使うときは・・・

家庭から排出される二酸化炭素は、自動車に次いで家電製品から多く排出されています。なかでも冷暖房に使われるエネルギーは膨大です。また、便利な家電製品が増えるにつれ、待機電力という unnecessaryな電力消費も増えています。

- ・ 冷暖房の温度は、冷房28℃、暖房20度に設定する。
- ・ 保温せず、使うたびに暖める。
- ・ 照明は、こまめに消す。
- ・ 使わない家電製品は、コンセントからはずす。

など、家庭でできる工夫は、たくさんあります。

●ガスを使うときは・・・

給湯器のお湯の設定温度や、料理の仕方の工夫、お風呂のお湯が冷める前に家族が続けてお風呂に入るなど、ガスの節約も地球温暖化防止につながります。

●水道を使うときは・・・

そのまま使える水道として、水が家庭に届くまでには、多くのエネルギーが使われます。汚れた水をきれいにするのも同じです。

歯みがきをするときに水をこまめに止めたり、お風呂の残り湯を洗濯に利用したりして水を大切にすることは、エネルギーの節約につながります。



●買い物をするときは・・・

省エネルギー型の家電製品を選んだり、ハウス栽培ではない季節の野菜、輸入ではない地元の食材を選ぶなど、買い物でも温暖化防止のためにできる工夫があります。

マイバッグ（買い物袋）を持参して、レジ袋をもらわないことも、化石燃料を少しでも使わないことにもなりますので、環境にやさしい行動のひとつです。

●ごみを出すときは・・・

ごみを収集して処理するまでも、多くのエネルギーが使われています。分別はしっかりと、生ごみはよく水を切るなど、ごみを減らすための工夫も温暖化防止へとつながります。



●自動車を使うときは・・・

自動車の使用をできるだけ控え、車に乗るときにはエコドライブ（26ページ参照）を心がけることで、二酸化炭素だけでなく、空気を汚す排気ガスの排出も減らすことができます。

コラム[めざせ！1人、1日、1kg CO₂削減（私のチャレンジ宣言）]

「私のチャレンジ宣言」は、環境省が推進している「チームマイナス6%」の取組の一つとして、身近なところからできる温暖化防止のチャレンジメニューの中から“実践してみよう”と思うものを選んでいただき、毎日の生活のなかで1人1日1kgのCO₂排出量削減を目指そう、という取組です。

ライフスタイルを見直せば、十分達成できる数値ですので、ぜひ、1人、1日、1kgのCO₂削減を目指してください。



めざせ！1人、1日、1kg CO₂削減

★ 私のチャレンジ宣言：チャレンジメニュー ★

チャレンジメニュー	1人1日当たりのCO ₂ 削減量
【温度調節で減らそう】 <input type="checkbox"/> 夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。 <input type="checkbox"/> 冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。	83g 96g
【水道の使い方減らそう】 <input type="checkbox"/> 風呂のお湯を利用して身体や頭を洗い、シャワーを使わない。 <input type="checkbox"/> シャワーの使用時間を1日1分短くする。 <input type="checkbox"/> 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす。 <input type="checkbox"/> 入浴は間隔をあけず。	371g 74g 7g 86g
【商品の選び方で減らそう】 <input type="checkbox"/> 古いエアコンを省エネタイプに買い替える。 <input type="checkbox"/> 古い冷蔵庫を省エネタイプに買い替える。 <input type="checkbox"/> 白熱電球を電球型蛍光灯に取り替える。	104g 132g 45g
【自動車の使い方減らそう】 <input type="checkbox"/> アイドリングを5分短くする。 <input type="checkbox"/> 通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用する。 <input type="checkbox"/> 発進時にふんわりアクセル「eスタート」をする。 <input type="checkbox"/> 加速の少ない運転をする。	63g 180g 207g 73g
【買い物とごみで減らそう】 <input type="checkbox"/> 買い物の際は、マイバッグを持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ。 <input type="checkbox"/> 水筒を持ち歩いてペットボトルの使用を削減する。 <input type="checkbox"/> ごみの分別を徹底し、廃プラスチックをリサイクル。	62g 6g 52g
【電気の使い方減らそう】 <input type="checkbox"/> 冷房の利用時間を1時間減らす。 <input type="checkbox"/> 暖房の利用時間を1時間減らす。 <input type="checkbox"/> 主電源をこまめに切って待機電力を節約。 <input type="checkbox"/> ジャーの保温をやめる。 <input type="checkbox"/> 夜中にジャーの保温をやめる。 <input type="checkbox"/> ご飯は保温するよりレンジで解凍する。 <input type="checkbox"/> 電球（電球型蛍光灯）の点灯時間を短くする。 <input type="checkbox"/> テレビを見ない時は消す。（ブラウン管テレビ） <input type="checkbox"/> 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める。 <input type="checkbox"/> 温水洗浄便座の便座暖房の温度を低めに設定する。 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫の扉を開けている時間を短くする。 <input type="checkbox"/> 1日1時間パソコン利用を減らす。（デスクトップ型パソコン） <input type="checkbox"/> 1日1時間パソコン利用を減らす。（ノート型パソコン）	26g 37g 65g 37g 37g 1g 2g 13g 15g 11g 3g 13g 2g
【その他】 <input type="checkbox"/> 太陽光発電を新規に設置する。 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用温水器を新規に設置する。 <input type="checkbox"/> 屋上緑化を新規に導入する。 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する。 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫にものを詰め込みすぎない。 <input type="checkbox"/> ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する。 <input type="checkbox"/> やかんや鍋を火にかけるときは、やかんの底や鍋底の水滴を拭き取る。 <input type="checkbox"/> 食器を洗うときガス給湯器の温度を低く設定する。 <input type="checkbox"/> 給湯器を高効率給湯器（CO ₂ 冷媒ヒートポンプ型）に買い替える。 <input type="checkbox"/> 給湯器を高効率給湯器（潜熱回収型）に買い替える。	670g 408g 107g 19g 18g 5g 1g 29g 607g 208g
合計削減量	g

参考：環境省ホームページ：チームマイナス6%
[\(http://www.team-6.jp/try-1kg/\)](http://www.team-6.jp/try-1kg/)

コラム[にっぽん環境むかし話]

江戸時代（今から140～400年前）は、生活に必要なものはすべて身のまわりから集めてくる必要がありました。今みたいに外国からの輸入に頼っていませんでした。江戸時代の人々はものをとても大切に使う、限られた資源を上手に活用していました。

当時の江戸の人口は100万人を超え、ロンドンやパリをしのご世界最大の都市でしたが、ごみも少なく、清潔で美しい都市でした。

1. 江戸のリサイクルビジネス

江戸の人はごみや不用品を回収し、資源としてとことん利用していました。江戸には、様々なリサイクルのしくみがあって、それに関わるリサイクルビジネスが盛んだったからです。

この人たちは、どんなリサイクルビジネスをしているのかな？



- 1 いかけ屋：なべやかまの修理をする。修理道具を持ち歩いており、その場で修理してくれた。
- 2 湯屋の木ひろい：銭湯の燃料用の木を集めるため、町なかや川原を歩いて、燃えそうな木を集めた。
- 証 3 そろばん直し：江戸時代の計算機『そろばん』の修理をする職人。
- 解 4 三つ物売り：古着屋。江戸には古着屋がたくさんあった。布はすべて手織りだったので貴重品だった。
- 5 下駄の歯入れ：下駄の歯をその場で交換する。下駄の歯はすぐにすりへるので、歯を交換できるようにした下駄もあった。
- 6 かさの古骨買い：古くなったかさを買い集める。江戸時代のかさは、竹の骨組みに油紙をはって作っていたが、修理して使うのが当たり前だった。

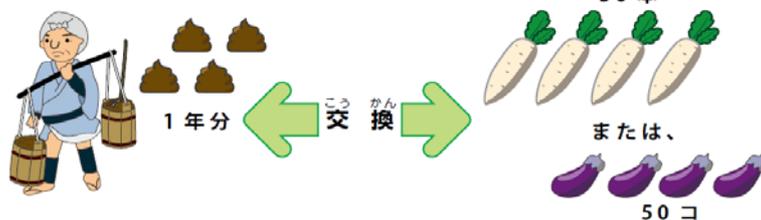
2. 都市と農村の意外な関係

江戸時代、人の排泄物も貴重な資源として活用されていました。江戸時代の農家は、町にやってきて武家や町屋から肥を買い取っていました。化学肥料がない江戸時代、排泄物は貴重な肥料だったわけです。

こみ 肥くみ：排泄物をお金や野菜と交換していました。

農村でできた野菜や米などを町の人たちが食べます。そして食べた後に出るものを町から農村の土に養分としてかえします。

食べ物ぐるりとまわってまた食べ物になっていました。



3. 江戸時代の農村の暮らし

江戸時代は、今のよう便利な機械がなく、村の人がいっしょになって、米づくりをしていました。田んぼづくりや田植え、収穫などをみんなで協力していました。

田んぼにまく肥料は、都会から運んできた肥だけでなく、雑木林の落葉なども利用していました。

出典：「平成18年版 こども環境白書」（環境省）



第5章 環境配慮指針

1. 事業別環境配慮指針
 - 1-1. 共通事項
 - 1-2. 個別事項
2. 地域別環境配慮指針
 - 2-1. 地域区分について
 - 2-2. 地区の現状
 - 2-3. 地域別環境配慮指針

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

1. 事業別環境配慮指針

道路や河川改修、公共下水道などの生活基盤整備事業は、私たちの生活において、利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の創出など、事業の実施により大きな効果をもたらします。これらの事業は、造成工事による土地の改変や施設の設置（工事段階）、設置後の施設の運営（供用段階）によって、自然環境や生活環境などにさまざまな影響を及ぼすおそれがあります。

良好な環境を保全し、形成していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境への配慮をしつつ事業を進めていくことが重要です。

したがって、この事業別環境配慮指針では、法令で環境影響評価^{*}の対象外となる小さな規模の事業についても、事業者、行政が事業実施に当たりあらかじめ環境に配慮すべき事項として定めたものです。

なお、対象となる事業種は、公共事業を基本として設定していますが、事業者に対しても配慮すべき事項として定めています。全ての事業を網羅したものではありません。

【対象となる事業種】

- 道路
- 河川・水路
- 海岸・海面埋立
- 廃棄物処理施設
- 公園
- 用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）
- 工場又は事業場
- スポーツ・レクリエーション施設
- 下水道等

1-1. 共通事項

段 階	環境配慮指針
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然を残すことによる生態系[*]保全や緑化施工など、自然環境保全に配慮した計画とすること。 ○ 河川や錦江湾の水質保全に配慮した計画とすること。 ○ 周辺景観と調和のとれた計画とすること。 ○ 文化財等の保存に影響を及ぼさない計画とすること。 ○ 環境負荷の少ない工法、材料を採用すること。 ○ 事前に地元の関係住民に計画内容を説明し、意見の反映に努めること。 ○ 省エネルギー設備や新エネルギー[*]設備の導入について検討すること。 ○ ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすい設計）事業の推進に努めること。 ○ リサイクル製品や地元製品の使用を検討すること。 ○ 苦情等に速やかに対応できる体制を確立しておくこと。
工事段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事車両の走行や建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。 ○ 濁水の発生を防止し、公共用水域への負荷低減に努めること。 ○ 地下水等の水資源の保全に努めること。 ○ 遺跡等の埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関との調整を図ること。 ○ 工事に伴って発生する廃棄物や残土の発生を抑制し、適正な処理を行うこと。 ○ 悪臭の発生の防止に努めること。 ○ 電波障害の発生の防止に努めること。
供用段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めること。 ○ 周辺環境への負荷の低減に努めること。 ○ 周辺環境へ影響を及ぼす恐れが生じた時は、早急に対策を講じること。

1-2. 個別事項

種 類	環境配慮指針
道 路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水性舗装[*]の導入、植樹帯及び街路樹の設置、法面の緑化を検討すること。 ○ 自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について予測し、周辺環境の保全及び安全に必要な対策を検討すること。 ○ 道路照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。 ○ 建設廃材の減量化や再利用の推進に努めること。 ○ 歩道を含む道路構造の改修や交差点の改良等による円滑かつ安全な交通体系整備に努めること。
河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例に配慮した計画とするとともに、河川美化運動に努めること。 ○ 自然とのふれあいや治水上の安全性、生態系[*]保全などを考慮した多自然型河川[*]の整備を検討すること。 ○ 堰等を設置する場合は魚道の設置を検討すること。 ○ 野生生物の生育・生息環境の保全や再生を考慮し、可能な限りコンクリートによる三面張を避けること。 ○ 瀬や淵などの変化に富んだ生物にやさしい河川構造や、アシ（ヨシ）、砂浜などによる自然の浄化作用を考慮した河川形態の整備に努めること。
海 岸 ・ 海面埋立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 藻場や干潟を保護・保全・回復する計画とすること。 ○ 埋立地の形状は、潮流の変化が極力少なくなるよう計画すること。 ○ 自然とのふれあいを考慮した親水性を有する護岸の整備を検討すること。 ○ 埋立土は、安全性を確認したうえで利用すること。 ○ 錦江湾の景観保全のため、プレジャーボートや漁船等の船を適切に係留することのできる施設の整備に努めること。

種 類	環境配慮指針
廃 棄 物 処 理 施 設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霧島市生活環境美化条例に配慮した計画とするとともに、清掃美化運動に努めること。 ○ 廃棄物の減量やリサイクルを推進していくため、体制づくりや市民、事業者への啓発活動に努めること。 ○ 供用時の排出ガスや汚水処理水の排出等による環境汚染を未然に防止するため、必要な措置を事前に講じておくこと。 ○ 周辺環境への影響を防止するため、施設の配置や緑化について検討すること。 ○ 再資源化施設（リサイクルセンターなど）や堆肥化施設の整備に努めること。 ○ 資源ごみの収集や資源化システムの整備を積極的に進めること。 ○ 太陽エネルギーや廃熱等の有効利用について検討すること。
公 園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生態系*保全に配慮した公園づくりに努めること。 ○ 公園内で発生するごみ対策（ごみ持ち帰りの看板設置やごみ箱の撤去等）を検討すること。 ○ 市民による公園の維持管理活動の啓発に努めること。 ○ 地元住民の意見を取り入れた特色ある公園づくりに努めること。 ○ 施工においては、再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよう努めること。



環境配慮指針

種 類	環境配慮指針
用地造成（土地区画整理・住宅団地・流通業務団地・工業団地）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親水性、公園、緑地、雨水浸透などの必要性について検討すること。 ○ 埋立土による地下水汚染の防止に努めること。 ○ 下水道等が未整備の地域では浄化槽等の汚水処理施設の設置を検討し、生活排水等による公共用水域への影響を抑制すること。 ○ 断熱材や太陽エネルギーなどの利用による省エネルギーの推進に努めること。 ○ 光害の防止や安全確保のための適切な照明利用に努めること。
工場又は事業場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。 ○ 温排水による公共用水域への影響を低減すること。 ○ エネルギーの有効利用について検討すること。 ○ 機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。
スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺、公園、緑地などの必要性について検討すること。 ○ 照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。 ○ 農薬や化学肥料による環境汚染の防止に努めること。
下水道等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道整備の促進に努めること。また、公共下水道処理区域外にあっては、高度処理型合併処理浄化槽[*]の導入促進に努めること。 ○ 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。 ○ 厨房、浴室、トイレ等での節水活動の普及啓発に努めること。 ○ 悪臭の発生の防止に努めること。

2. 地域別環境配慮指針

2-1. 地域区分について

地域別環境配慮指針は、本市における環境の将来像を実現するため、地域レベルで配慮すべき事項を示しています。地域環境の現状を整理し、地域に良好な環境資源が存在する場合には適切な保全及び活用が、地域の環境が損なわれている場合には改善するような配慮が必要です。

環境は、地域の社会特性や自然特性によって異なり、さまざまな変化に富んでいます。また、地域的、歴史的背景により地域活動や地域計画が推進されています。

地域の区分に当たっては、第一次霧島市総合計画における地域区分に準じ、市街地と中山間地域の2地域に区分しました。



※「市街地」とは、国分・隼人地区の市街地を指します。

※「中山間地域」とは、国分・隼人地区の市街地を除く、他の地域を指します。

地域区分図

2-2. 地区の現状

◆国分地区

○自然環境

本地区は市南部に位置し、南側で錦江湾に接しています。広大な国分平野に市街地が存在し、北に霧島連山を仰ぎ、南に桜島を望み、緑豊かな黒石岳や上野原遺跡、天降川や検校川などの清流をはじめとして、山林・海浜・溪谷・温泉などの豊かな自然環境に恵まれています。

○生活環境

本地区の代表的な河川として、天降川、検校川があります。これらの河川の水質環境測定結果をみると、生活環境項目、健康項目ともにそのほとんどの項目が環境基準※を達成しており、良好な水質が維持されています。ただし、大腸菌群数についてはほとんどの調査地点において環境基準※を超過する傾向にあります。

また、主要な自然とのふれあいの場のひとつである国分キャンプ海水浴場の水質測定結果は可（水質B）と判定されています。

本地区の生活排水処理率は52%と溝辺地区に次いで高く、ごみの排出量については967g/人・日とほぼ本市の平均値と同様の傾向にあります。

○社会環境

平成17年国勢調査によると、本地区の人口は55,341人であり、本市の全人口の約4割を占めています。平成12年国勢調査から人口は増加しており、1世帯当たりの人口は2.34人となっています。

本地区には、先端技術産業関連をはじめとした多くの企業が立地しています。これにより、工業は本地区の基幹産業となっており、特に電気が主要業種となっています。

○市民意識

市民アンケート結果によると、本地区の魅力として温泉があげられています。反対に「まちの緑」、「水辺とのふれあい」、「水のきれいさ」といった点について満足度が低い結果となっています。



クロガネモチ[植物：モチノキ科]



国分キャンプ海水浴場
(国分下井)



「錦江湾クリーンアップ作戦」
実施状況

地区特性図 (国分地区)

◆隼人地区

○自然環境

本地区は市西部に位置し、本地区の東部を天降川が流下して錦江湾に注いでいます。天降川流域の低地には市街地、集落、農地等が形成されており、海岸沿岸部には干拓地があります。

また、北部から南西部にかけて広がる台地及び丘陵地は、主に畑地、林地として利用されています。

なお、本地区には日当山温泉があり、古くから多くの人々に親しまれてきました。

○生活環境

本地区の河川の水質環境測定は、天降川を中心として実施されています。平成 18 年度の結果をみると、水路や水門、市街地を流れる小河川などの人為的な排水の影響を直接受ける地点で環境基準*の超過が目立ちます。

本地区の生活排水処理率は 46%とほぼ本市の平均値であり、ごみの排出量については 991g/人・日と溝辺地区に次いで多い傾向にあります。

○社会環境

平成 17 年国勢調査によると、本地区の人口は 36,693 人であり、平成 12 年調査をピークに人口はほぼ横ばい傾向を示しています。また、1 世帯当たりの人口は 2.37 人となっています。

本地区には、鹿児島県工業技術センター、(財)鹿児島県ファインセラミック製品開発研究所といった研究機関とともに多くの企業が立地しています。

○市民意識

市民アンケート結果によると、本地区の魅力として温泉があげられています。また、本地区の課題として、地区の水質保全があげられています。



イチイガシ[植物：ブナ科]



隼人地区



ひなだやま
白当山温泉（隼人町姫城）



稲荷山公園（隼人町真孝）

地区特性図（隼人地区）

◆溝辺地区

○自然環境

本地区は市西部に位置し、本地区の中央を錦江湾に注ぐ網掛川が流れています。本地区の北西部に位置する長尾山周辺を中心として「キリシマミドリシジミ」、「キンラン」、「ウチョウラン」といった貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

○生活環境

本地区の特徴として、鹿児島空港があります。鹿児島空港周辺では航空機騒音調査が実施されており、平成 17 年度はすべての調査地点で環境基準※を達成しています。

代表的な河川としては、網掛川、宇曾ノ木川等があります。これらの河川の水質環境測定結果をみると、おおむね環境基準※を達成していますが、人為的排水の影響を受けやすい綾南団地下流部などではBOD※が環境基準値を超過しています。

本地区の生活排水処理率は 55%と本市で最も高く、ごみの排出量については 1,065g/人・日と本市で最も多い傾向にあります。

○社会環境

平成 17 年国勢調査によると、本地区の人口は 8,621 人であり、人口は増加しています。また、1 世帯当たりの人口は 2.45 人となっています。

なお、本地区は、鹿児島空港、九州自動車道を中心として本市の広域的な玄関口としての特徴を有しています。

○市民意識

市民アンケート結果によると、本地区の魅力として緑地環境と温泉があげられています。また、本地区の課題として、公共交通機関について不便を感じているという意見の割合が高くなっています。



キリシマミドリシジミ
[昆虫類：チョウ目]



溝辺地区



キンラン
[植物：ラン科]



ウチョウラン
[植物：ラン科]

※ キンラン・ウチョウランの出典：
「日本の野生植物 草本Ⅰ 単子葉類」（1982年 平凡社）



地区特性図（溝辺地区）

◆横川地区

○自然環境

本地区は市西端に位置し、天降川水系の上流河川である清水川、馬渡川などが流れており、これらの河川付近を中心として「アオハダトンボ」などの貴重な動物の生息が確認されています。

○生活環境

本地区の河川の水質環境測定結果をみると、ほとんどの項目が環境基準※を達成していますが、天降川水系の上流部でありながら、大腸菌群数については環境基準※を超過する地点もあります。

また、本地区は地下水の利用率が高くなっており、平成 17 年度には、本地区内の5つの地点において地下水調査が実施されています。この結果をみると、テトラクロロエチレンが3地点で環境基準※を超過しています。

本地区の生活排水処理率は 43%と本市の平均値をやや下回り、ごみの排出量については 701g/人・日と本市で最も少ない傾向にあります。

○社会環境

平成 17 年国勢調査によると、本地区の人口は 5,235 人であり、人口は減少しています。また、1世帯当たりの人口は 2.32 人となっています。

本地区の基幹産業は農業であり、「すいか・茶・きゅうり」などの特産物があります。平地が少ないことから大規模農業の振興は困難ながらも、環境保全型農業に対する取組など、高付加価値農業の推進が図られています。

本地区の憩いの場としての丸岡公園や歴史的な文化財も多く点在しています。

○市民意識

市民アンケート結果によると、本地区の魅力として緑地環境があげられています。また、本地区の課題として、「公共交通機関や生活排水対策」に対する不満があげられています。



アオハダトンボ
[昆虫類：トンボ目]

※ アオハダトンボの出典：
「日本産トンボ幼虫・成虫検索図説」
(1998年 東海大学出版会)



丸岡公園（横川町上ノ）



天降川源流（横川町山ヶ野）



地区特性図（横川地区）

◆牧園地区

○自然環境

本地区は市北部に位置し、大浪池や広大な山林を有する霧島屋久国立公園、霧島温泉郷などの自然資源が豊富です。貴重な動植物についても、霧島山系を中心として非常に多くの種の生息・生育が確認されています。

河川については、天降川水系の上流河川である中津川、石坂川、万膳川などが流れており、気候は標高により差があるものの全般的に冷涼です。

また、本地区の森林は、平成 18 年 3 月に鹿児島県内では初めて「森林セラピー*基地」の認定を受け、「霧島市森林セラピー推進協議会」において、温泉や音楽などと融合した本市独自の癒しメニューによる「癒しのふるさと」づくりを検討しています。

○生活環境

本地区の河川の水質環境測定は、中津川、石坂川、万膳川において調査が行われています。平成 18 年度の結果をみると、ほとんどの項目が環境基準*を達成しており、良好な水質が維持されています。

本地区の生活排水処理率は 37%と本市で最も低く、ごみの排出量については 859g/人・日となっています。

○社会環境

平成 17 年国勢調査によると、本地区の人口は 8,832 人であり、減少傾向にあります。また、1 世帯当たりの人口は 2.16 人となっています。

本地区は温泉資源の豊富な観光地「霧島」として定着しており、鹿児島県内外や外国から観光客が訪れています。宿泊施設も多く、夏季はキャンプ場もにぎわいます。

本地区は冷涼な気候条件を活かした農業が盛んであり、高付加価値農業や環境保全型農業の振興が図られています。

○市民意識

市民アンケート結果によると、本地区の魅力として温泉があげられています。また、本地区の課題として、「公共交通機関や生活排水対策」に対する不満があげられています。



霧島温泉（牧園町高千穂）



小谷川上流溪谷（牧園町高千穂）



ノカイドウ[植物：バラ科]



地区特性図（牧園地区）

◆霧島地区

○自然環境

本地区は市北東部に位置し、自然林及びそこに生息する多様な生物、温泉資源など豊かな自然資源に恵まれています。貴重な動植物についても、霧島山系を中心として非常に多くの種の生息・生育が確認されています。

河川については、天降^{あもり}川水系の上流河川である霧島川、手箆川などが流れており、気候は標高により差があるものの全般的に冷涼です。

○生活環境

本地区の河川の水質環境測定は、手箆川、霧島川、狩川において調査が行われています。平成 18 年度の結果をみると、すべての河川において大腸菌群数を除くすべての項目で環境基準※を達成しており、良好な水質が維持されています。

本地区の生活排水処理率は 42%と本市の平均値をやや下回り、ごみの排出量については 787g/人・日と横川地区に次いで少ない傾向にあります。

○社会環境

平成 17 年国勢調査によると、本地区の人口は 5,617 人であり、平成 7 年調査をピークに人口は減少しています。また、1 世帯当たりの人口は 2.38 人となっています。

本地区は「米・畜産・茶」などの農業と霧島神宮及びその周辺の自然資源や歴史・文化資源を活用した観光が基幹産業となっています。観光については、霧島屋久国立公園に指定されている雄大な自然や、霧島神宮をはじめとした史跡、テーマパーク的要素を有する神話の里公園などがあり、年間 200 万人の観光客が訪れています。農業については本地区の冷涼な気候条件を活かした農業が盛んであり、高付加価値農業や環境保全型農業の振興が図られています。

○市民意識

市民アンケート結果によると、本地区の魅力として温泉があげられています。また、本地区の課題として、「公共交通機関や生活排水対策」に対する不満があげられています。

◆福山地区

○自然環境

本地区は市南部に位置し、西側に錦江湾が位置しています。海岸地帯は年平均気温が18℃程度と温暖であり、みかんや酢づくりが行われています。台地・丘陵地帯は年平均15℃程度であり、志布志湾に注ぐ菱田川の源流地となっています。

なお、本地区においては、「ギンイチモンジセセリ」、「大隅半島北西部のススキ草原」、「鹿児島湾沿岸のアコウ個体群」といった貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

○生活環境

本地区の河川の水質環境測定は、菱田川を中心として実施されています。平成18年度の結果をみると、三本松川、宮浦川、湊川などの錦江湾に直接注ぐ小さな河川で、BOD*と大腸菌群数が環境基準*を超過しています。

本地区の生活排水処理率は45%とほぼ本市の平均値であり、ごみの排出量については809g/人・日となっています。

○社会環境

平成17年国勢調査によると、本地区の人口は6,970人であり、人口は減少しています。また、1世帯当たりの人口は2.44人となっています。

本地区の産業は農業が主体であり、沿岸部では、温暖な気候を利用した果樹（温州みかん、錦江パール）栽培と天然米酢の製造が行われており、高原地域では、鹿児島黒牛の生産を中心とした畜産や高冷地野菜の栽培が盛んです。

なお、本地区には、鹿児島県指定の天然記念物である「福山のイチョウ」があります。

○市民意識

市民アンケート結果によると、本地区の魅力として緑地環境があげられています。また、本地区の課題として、「公共交通の便」、「生活排水対策」があげられています。

また、生ごみ減量化対策の実施率が高いことも本地区の特徴です。



ギンイチモンジセセリ
[昆虫類：チョウ目]



アコウ
[植物：クワ科]



福山地区

※ アコウの出典：
「日本の野生植物 木本Ⅰ」
(1989年 平凡社)



福山のイチョウ (福山町福山)

地区特性図 (福山地区)

2-3. 地域別環境配慮指針

◆環境配慮指針《市街地》

- 天降川、錦江湾を中心とした自然景観の保全に努めるとともに、景観に配慮したまちづくりを推進しましょう。
- 「霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例」に基づき、市域を流れる河川の水環境を保全していきましょう。
- 「錦江湾クリーンアップ作戦」など、海岸の美化活動を積極的に推進しましょう。
- 環境保全型農業の推進等、地下水の保全に努めましょう。
- ごみの発生抑制に努めましょう。
- 再使用やりサイクルに努めましょう。
- 分別ルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取組に協力しましょう。
- 自動車の使用を控え、できる限りバス、電車等の公共交通機関や徒歩・自転車を利用しましょう。
- エネルギーの有効利用に努めましょう。
- 太陽光等の自然エネルギーの利用を検討しましょう。
- 温泉を中心とした、自然とのふれあいの場を大切に、積極的に活用しましょう。
- “まちなか”の緑化、保全に努めましょう。
- 「花いっぱい運動」を積極的に推進しましょう。
- 「霧島市生活環境美化条例」に基づき、環境美化に努めましょう。
- 親と子の水辺の教室やこどもエコクラブを推進しましょう。

※「市街地」とは、国分・隼人地区の市街地を指します。

◆環境配慮指針《中山間地域》

- 各種の地域行事や環境学習などにより、地域の自然について学ぶとともに自然保護に努めましょう。
- 野生生物の保護活動に参加・協力しましょう。
- 外来生物^{*}の飼育や栽培は、適切に最後まで責任を持ちましょう。
- 「霧島市^{あもり}天降川等河川環境保全条例」に基づき、地域を流れる河川の水環境を保全していきましょう。
- 下水道の整備計画のある地域では下水道への早期接続を推進しましょう。
- 調理くず・廃食油等の適正処理や洗剤の適正使用を進め、生活排水等による水質汚濁の防止に努めましょう。
- 「霧島市生活環境美化条例」に基づき、環境美化に努めましょう。
- 市民や観光客に対して、ごみのぽい捨て禁止や持ち帰りを呼びかけましょう。
- ごみの発生抑制に努めましょう。
- 再使用やリサイクルに努めましょう。
- 分別ルールを守り、ごみの適正排出、分別収集、資源ごみリサイクルへの取組に協力しましょう。
- 環境保全型農業を推進し、地下水等の環境保全に努めましょう。
- 地域の農作物を積極的に購入しましょう。
- 文化財及び憩いの場などの地域資源や温泉を中心とした自然とのふれあいの場を大切に、積極的に活用しましょう。
- 地域の公共交通機関について検討しましょう。

※「中山間地域」とは、国分・隼人地区の市街地を除く、他の地域を指します。

コラム[みんなで実行！生活排水対策・10の工夫]

私たちは、主に河川の水を水道水として利用しています。上流で使われ、放流された水は、下流の人たちがまた利用しています。限られた水を繰り返し使わなければならないからこそ、私たちは、その水を汚さないために、生活排水をできるだけきれいにして流す必要があります。

では、そのために、具体的に何をすればいいのでしょうか。「生活排水対策・10の工夫」を紹介しますので、みんなで実行しましょう。

生活排水対策・10の工夫

水にやさしいクッキングの工夫

- その1) 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。
- その2) 調理くずや食べ残しが流されてしまわないように水切り袋などを使いましょう。
- その3) 食器やなべの油污れは、紙などでふき取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- その4) 米のとぎ汁は、1回目の濃いものだけでも、庭の木や畑にまいて利用しましょう。
- その5) 油は流さず使いきる工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞やボロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てましょう。

水にやさしい暮らしの工夫

- その6) トイレは、使用後にちょこちょこ掃除しましょう。
- その7) 入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使いすぎないようにしましょう。
- その8) お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用しましょう。
- その9) 洗濯の洗剤、石けんは適量を使いましょう。(多く使っても、洗浄力が高まるわけではありません。)
- その10) 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。

出典：「ひろげよう キレイな水のある暮らし」(環境省)

くみ取り便所や単独処理浄化槽は、し尿以外の台所や洗濯などの水がそのまま川や海などへ流れます。また、合併処理浄化槽や公共下水道が整備されていても、天ぷら油などを流すと処理も大変です。「生活排水対策・10の工夫」を忘れず実行しましょう。

また、合併処理浄化槽は、トイレの水だけでなく、台所や洗濯などの生活排水も処理できる浄化槽です。霧島市では、合併処理浄化槽の設置に関する補助制度がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。(なお、平成13年4月から、原則として単独処理浄化槽の新設はできません。)

合併処理浄化槽に関するお問い合わせ先
霧島市 生活環境部 環境衛生課 環境保全係
電話番号：0995-64-0950



第6章 計画の推進

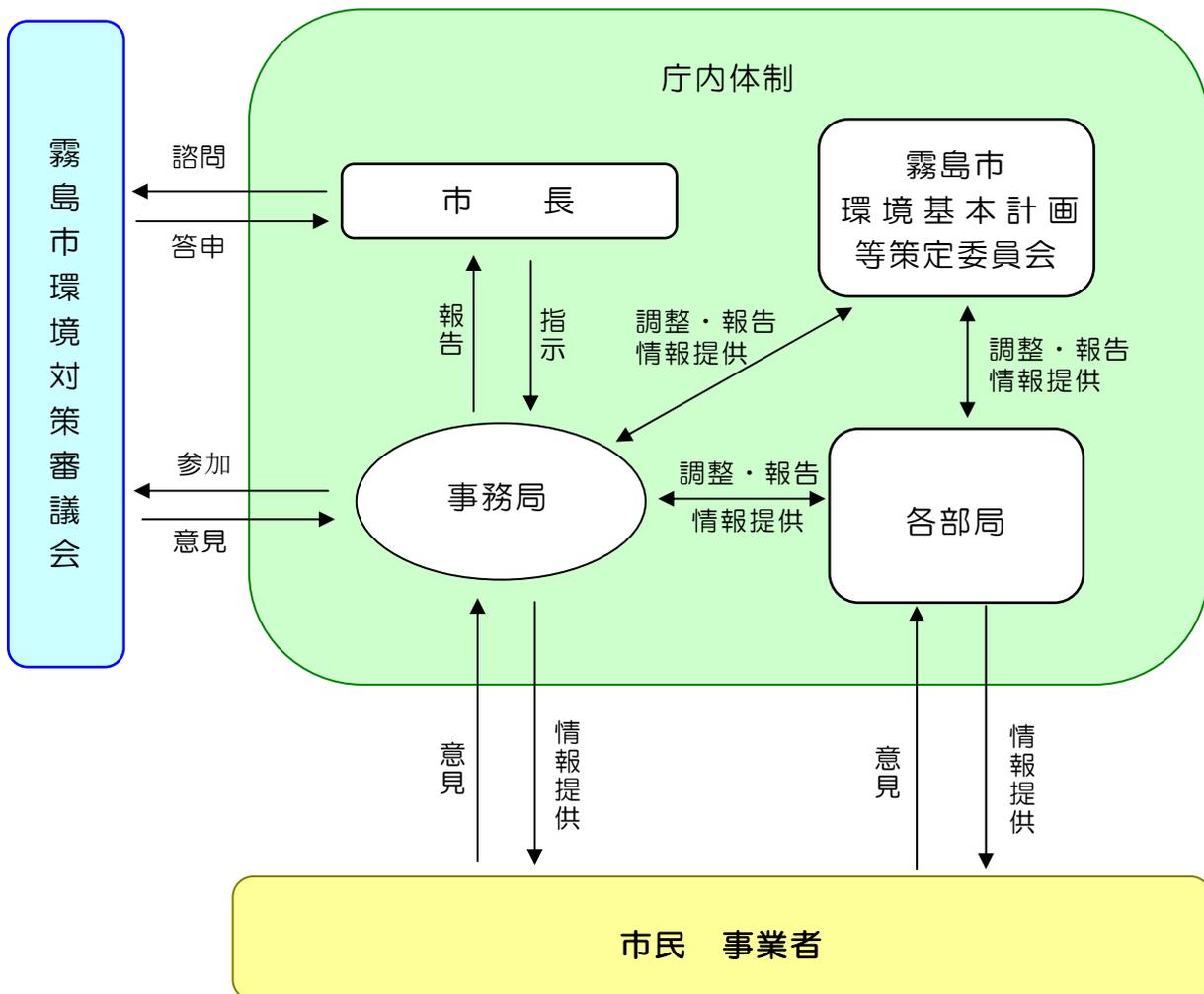
1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

注) ※を付けた語句は、資料編に用語の説明があります。

1. 計画の推進体制

本市の目指す環境像の実現を最終目的として、本計画の着実な推進を図るためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場で互いの役割を理解するとともに、自らできること、なすべきことを自覚して行動することが重要となります。

本計画の推進に向けた組織体制は下図のとおりであり、庁内各部局の代表者で構成される「霧島市環境基本計画等策定委員会」において、本計画の進行状況や見直すべき事項等についてのデータ把握と調整を図ります。また、事務局が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映していきます。



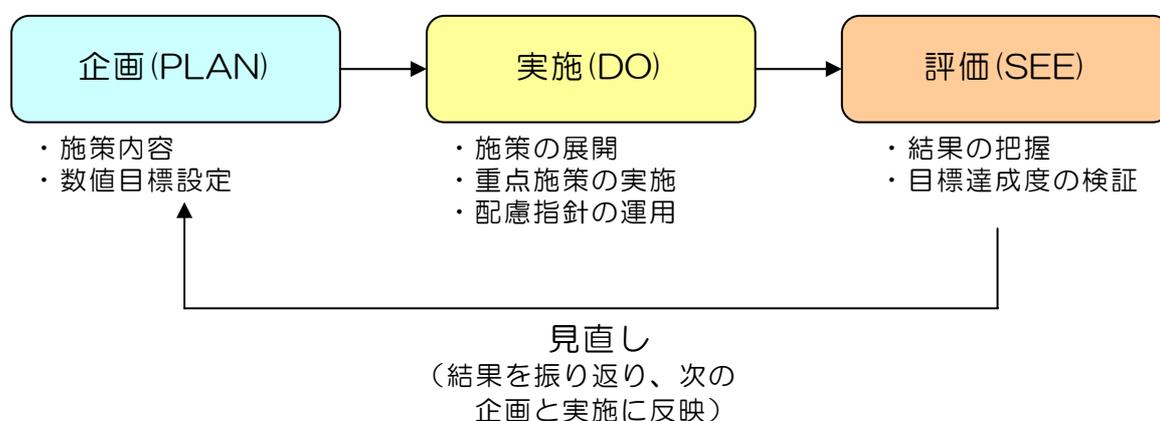
2. 計画の進行管理

本計画では、市民、事業者、市の各主体が協力して本市の目指す環境像の実現に向けた施策を着実に実行していくことが重要となります。そのためには、施策の進行状況や目標に対しての達成度について把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う必要があります。

そこで、計画の進行に当たっては、「第一次霧島市総合計画」に準じ、成果重視の効果的・効率的な行政経営を実施していくための仕組みとして全国的に取り組みが進みつつある「行政評価システム」を活用します。

行政評価システムでは、施策・基本事業・事務事業といった施策体系の各段階において、具体的な成果の指標やその目標値を設定することとしており、設定に当たっては、「進捗率」や「整備率」などの事業の実施量（活動量）を表す項目だけでなく、“事業の対象（人やモノ等）”が“どういう状態になることが望ましいのか”という視点を取り入れ、事業の効果について評価を行います。このような評価を毎年度実施し、また、その結果を広く市民に「年次報告書」として公表することにより、市民起点に立った行政運営の実現と透明性の確保を図ります。

さらに、本計画の策定段階からこのような行政評価システムの導入を前提とした検討を行い、計画と行政評価の体系に整合性をもたせることにより、「企画（PLAN）－実施（DO）－評価（SEE）」という行政経営のサイクルのより一層確実な運用を図ります。



コラム[環境に関する作品展優秀作品：作文]

合併後1年が経過した平成18年度、「霧島市環境基本条例」の制定や「環境共生宣言」を行ったことを記念して開催された「環境に関する作品展」のうち、作文部門の優秀作品を紹介します。

今、私たちにできること

舞鶴中学校 1年 児玉 安悠奈

私たちの町は、有名な観光地であり、町を流れる「霧島川」「天降川」などが錦江湾へ流れていきます。祖父母の時代は、自然の川の流れてきれいな水に、数多くの魚類が泳ぎ子供たちも、水遊びや魚釣りなどをしたそうです。そして、夜になるとホタルが飛びかいてもきれいだっただけです。

今、私たちにできることは、少しずつでも昔の環境にもどしていくことではないでしょうか。今、川や海を汚している原因は、家庭からの生活排水が最も多いそうです。

町の一部では、公共下水道が整備されつつあるそうです。それにも、たくさんのお金がかかるのだそうです。今は、地下資源をめぐる国と国とが争っていますが、やがてきれいな水を国々がうばいあう時がくるかもしれません。自分たちの子供や孫たちのために、きれいな水にするべきだと思います。

あなたは、缶ジュースの残りを道路の側溝に流してはいませんか。あなたの家庭では、油を直接流してはいませんか。あなたの周りの人は、タバコのポイ捨てをしていますか。

水環境について考える今、わたしたちは何をすべきでしょうか。

宮崎県のある町では、水環境の回復に町が取り組み、合併浄化槽などの整備を行い四十年ぶりにホタルが飛びかう町に生まれ変わったそうです。もちろん、浄化槽だけできれいな水がもどるわけではありません。町の人、一人一人が水をきれいにするという心がけが実った成果だと思います。

今、私が思うことは、私の子供が生まれたら、ホタルやトンボがたくさん飛びかっている霧島の川や、海で安心して水遊びなどをさせてやりたいということです。そのためには、自分だけでなく友達や周りの人たちにも、水の大切さを、うたえていかなければいけないでしょう。

この霧島市は、鹿児島県の中央に位置し、人口、面積、共に県下二番目の都市になりました。霧島は、国立公園であり、鹿児島島の空の玄関口である鹿児島空港には、外国からの観光客、県外からの観光客がたくさんおとずれています。せっかく、お客様がきてくださるので、日本に来る、世界中の人々に、きれいな霧島市をはじめ、鹿児島県、美しい日本を見てほしいと思います。これは、一人一人の小さな心がけで、少しずつでも変えられることなのではないでしょうか。

私は、ゴミのポイ捨てはもちろん、家の手伝いで水環境に悪いものは、できるだけ流さないようにしたいと思います。

みなさん、私たちの子孫のために美しい霧島市を残しましょう。



資料編

- 資料－1 霧島市環境基本計画の策定経緯
- 資料－2 第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連
- 資料－3 市の宣言
- 資料－4 市民アンケート結果
- 資料－5 関係法令
- 資料－6 霧島市環境基本条例
- 資料－7 霧島市生活環境美化条例
- 資料－8 霧島市天降川等河川環境保全条例
- 資料－9 用語の説明

資料－１ 霧島市環境基本計画の策定経緯

１．霧島市環境対策審議会における策定経緯

年月日	内 容
平成18年10月10日	霧島市環境基本計画の策定について諮問 環境基本計画策定のための実施計画について アンケートについて
平成19年 3月28日	環境基礎調査の結果報告について 環境課題の抽出について
平成19年 5月16日	環境施策の体系について
平成19年 8月29日	環境像について 骨子等について
平成19年10月23日	環境基本計画策定状況の報告
平成19年12月21日	環境基本計画案について
平成20年 2月12日	環境基本計画案について パブリックコメントの実施について
平成20年 3月14日	霧島市環境基本計画について答申

霧島市環境対策審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
石窪 奈穂美	経済産業省消費生活アドバイザー
上野 武次	国分北小学校（教諭）
大庭 薫	自治公民館長の代表（敷根地区自治公民館長）
岡林 悦子	第一工業大学（講師）
久徳 ミツエ	あいら農業協同組合の代表（婦人部長）
黒木 辰二	始良・伊佐地区衛生自治体連合会（会長）
塩川 哲郎	NPO法人地球環境フォーラム鹿児島（事務局長）
田中 セツ子	霧島市国分生活学校の代表
堂込 清三	内水面漁業協同組合の代表（日当山天降川漁業協同組合代表）
有村 博	始良・伊佐地域振興局（建設部河川港湾課長）
副委員長 浜本 奈鼓	NPO法人くすの木自然館（専務理事）
委員長 平田 登基男	鹿児島工業高等専門学校（土木工学科教授）
船隈 真佐喜	始良・伊佐地域振興局（保健福祉環境部衛生・環境課長）
前田 久紀	地域環境関連団体の代表
湊 千廣	地域環境関連団体の代表

2. 霧島市環境基本計画等策定委員会における策定経緯

年月日	内 容
平成18年10月 4日	「霧島市環境基本計画等策定委員会」について 環境基本計画策定のための実施計画について アンケートについて
平成18年12月27日	環境基礎調査の中間報告 ①既存資料調査について ②アンケートについて ③天降川ウォッチングについて
平成19年 3月23日	既存資料調査報告書について アンケート調査結果報告書について 地区懇談会について 環境課題の抽出について
平成19年 4月26日	環境像について 施策の体系について
平成19年 7月31日	環境像について
平成19年11月27日	環境基本計画案について
平成20年 1月29日	環境基本計画案について

霧島市環境基本計画等策定委員会組織

部 名	職 名
生活環境部	委員長 生活環境政策課長
	副委員長 環境衛生課長
	衛生施設課長
総務部	総務課長
	財政課長
企画部	企画政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
商工観光部	商工観光政策課長
建設部	建設政策課長
	下水道課長
水道部	管理課長
教育部	学校教育課長
	生涯学習課長

事務局：生活環境部 生活環境政策課

3. 霧島市環境基本計画等策定委員会専門部会における策定経緯

年月日	内 容
平成18年10月11日	「霧島市環境基本計画等策定委員会」について 環境基本計画策定のための実施計画について アンケートについて
平成18年12月27日	環境基礎調査の中間報告 ①既存資料調査について ②アンケートについて ③天降川ウォッチングについて
平成19年 3月23日	既存資料調査報告書について アンケート調査結果報告書について 地区懇談会について 環境課題の抽出について
平成19年 4月26日	環境像について 施策の体系について
平成19年 6月22日	環境像について
平成19年 7月31日	環境像について
平成19年 9月 5日	環境配慮指針について 施策の展開について 重点施策について
平成19年10月15日	計画の基本的事項について 霧島市の目指す環境像について 施策の展開について 重点施策について 環境配慮指針について 計画の推進について
平成19年11月12日	環境基本計画案について
平成20年 1月18日	環境基本計画案について

霧島市環境基本計画等策定委員会専門部会組織

部 名	職 名
生活環境部	部会長 生活環境政策課 政策係長
	環境衛生課 環境保全係長
	衛生施設課 施設管理係長
総務部	総務課 総務研修グループ長
	財政課 財務第1グループ長
企画部	企画政策課 企画政策グループ長
農林水産部	農林水産政策課 政策係長
商工観光部	商工観光政策課 政策係長
建設部	建設政策課 政策係長
	下水道課 業務係長
水道部	管理課 水道政策グループ長
教育部	学校教育課 学事係長
	生涯学習課 生涯学習係長

事務局：生活環境部 生活環境政策課

資料－２ 第一次霧島市総合計画と霧島市環境基本計画との関連

１．第一次霧島市総合計画

（１）第一次霧島市総合計画策定趣旨

第一次霧島市総合計画は、「新市まちづくり計画」を基本としながら、本市の課題や目標をより明確化し、限られた資源（財源、人など）を効果的・効率的に配分するための仕組みである「行政評価」を前提として策定したものです。なお、第一次霧島市総合計画は、市政運営における最上位計画となるもので、今後のまちづくりにおいて行政・市民・団体等の取組の指針となるものです。

（２）第一次霧島市総合計画の構成と期間

第一次霧島市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画からなり、計画の期間は「霧島市環境基本計画」と同様、平成２０年度から平成２９年度までの１０年間です。

① 基本構想

本市の将来を長期的に展望し、まちづくりの基本理念と市の将来像を示すとともに、これを実現するための基本方針等を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営の指針となるべきものです。この基本構想の計画期間は、平成２０年度から平成２９年度までの１０年間です。

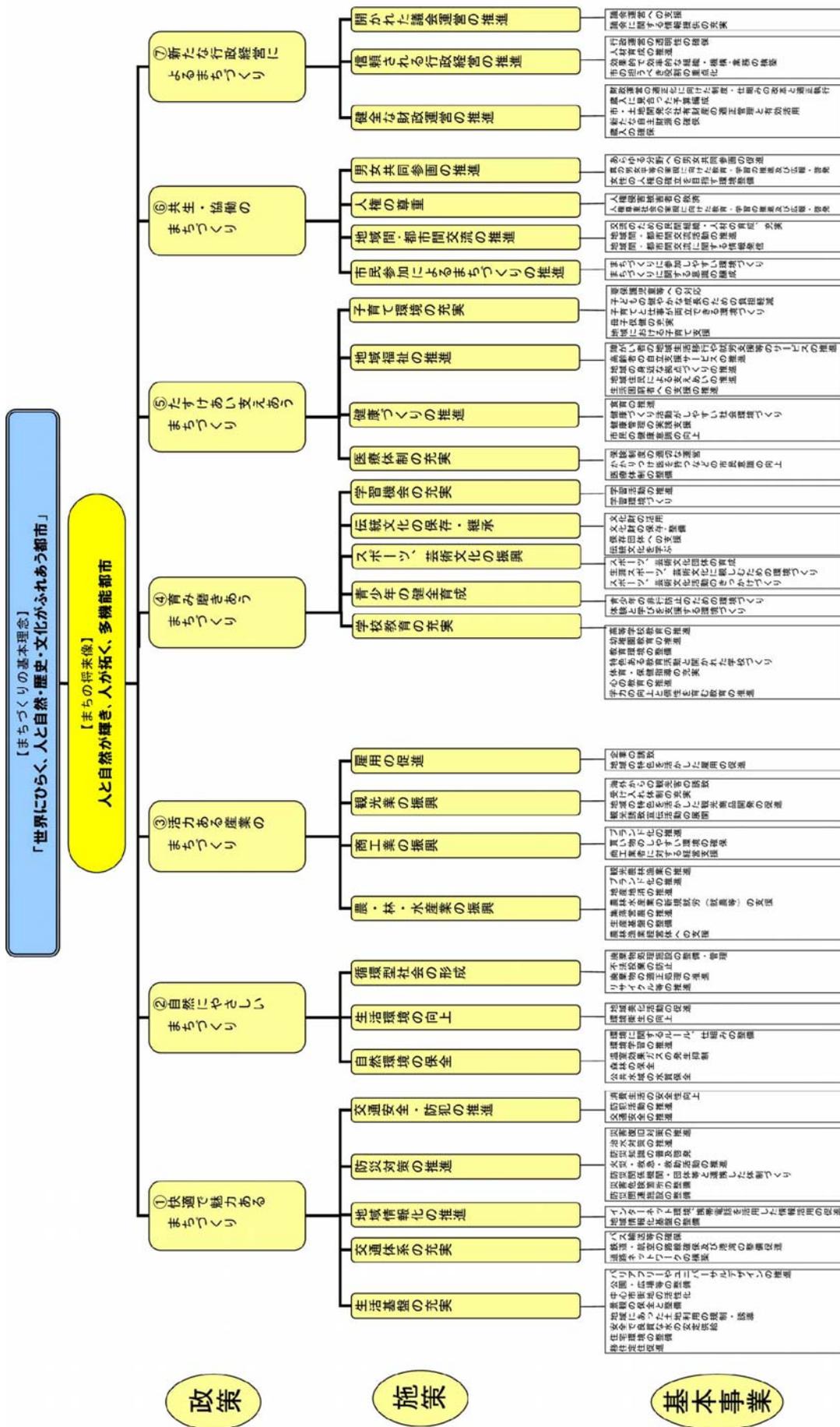
② 基本計画

基本計画は、基本構想を受け、基本方針を達成するための施策体系を示すものであり、この基本計画の計画期間は、平成２０年度から平成２４年度までの前期５年間です。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた各施策及び基本事業を、具体的事業として財政的な裏づけのもとで実施していくことを目的とするもので、この実施計画の計画期間は基本的に３年間とし、毎年度更新するローリング方式となります。

2. 第一次霧島市総合計画体系図



3. 第一次霧島市総合計画から霧島市環境基本計画への施策展開

第一次霧島市総合計画から霧島市環境基本計画への施策展開の内容は、次のとおりです。

第一次霧島市総合計画			霧島市環境基本計画	
政策	施策	基本事業	施策の展開	
自然とやわらかくまはつる	自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●公共水域の水質保全 ●森林の保全 ●温室効果ガスの発生抑制 ●環境学習の推進 ●環境に関するルール、仕組みの整備 	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ●山・川・海(自然環境の保全) ●自然とのふれあい(自然環境の活用) ●様々な生物(生物多様性の確保) ●身近な緑 ●未来のために(地球環境の保全) ●環境を考える(環境教育・環境学習)
	生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における騒音や悪臭などの問題解決支援 ●地域美化活動の促進 	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ●快適な生活(公害防止対策の推進) ●きれいな空気(大気環境の保全) ●きれいな水(生活排水対策) ●快適な音環境(騒音・振動防止対策の推進) ●美しいまち並み(まちの景観や文化財の保全) ●きれいなまち(環境美化活動の推進)
	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル等の推進 ●廃棄物の適正処理の推進 ●不法投棄の防止 ●廃棄物処理施設の整備 	循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ問題(循環型社会の形成) ●まちの活力(環境と経済の好循環)

資料－３ 市の宣言

市の宣言

○ 道義高揚・豊かな心推進宣言

人の行うべき正しい道が道義です。

現代社会は、礼儀作法の乱れ、道義心の低下、人権の軽視、青少年の非行が目立ち、地域社会においても連帯感や協調性がうすれています。

私たちは、このような社会現象を認識し、市民一人一人が自覚し、豊かな心をはぐくむため、自主的学習や実践活動のより一層の推進を目指し、ここに「道義高揚・豊かな心推進宣言」をいたします。

○ 国際観光文化立市宣言

霧島からアジア・世界へ。

私たちのまちには、日本最初の国立公園の指定を受けた霧島連山や温泉・郷土芸能など、豊かな観光資源に恵まれています。

そして、神話の里でもある、まさに日本の原点であり、現在も霧島国際音楽祭が開かれるなど、多くの歴史と文化があります。

また、この地は、国際空港を擁し世界各国や日本各地から訪れる方々を、温かくもてなし、再び訪れたいくなるような観光地づくりを目指し、ここに「国際観光文化立市宣言」をいたします。

○ 環境共生宣言

自然豊かな霧島連山と天降川、そして錦江湾の海は私たちが祖先より引き継いだ大事な宝物です。

この豊かな自然を守り、育て将来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちに与えられた責務であります。

私たちは、人と自然が共生する社会を目指し、ここに「環境共生宣言」をいたします。

○ 増健・食農育宣言

健康な身体は、バランスの取れた食事から創られます。

生涯を通して、心身ともに健康でいきいきと幸せに過ごすことは、市民すべての願いです。

心身の健康を確保し、豊かな人間性をはぐくむための「食」とそれを支える「農」は、不可欠のものです。

私たちは、食べることは命をいただくことという意識を育て、地産地消を推進し、生活習慣病の予防に努め、健康で活力に満ちた笑顔あふれる社会を目指し、ここに「増健・食農育宣言」をいたします。

○ 非核平和宣言

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いであります。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争がたえません。

私たちは、生命の尊厳を深く認識し、戦争のない住みよい世界を願い、ここに「非核平和宣言」をいたします。

資料－４ 市民アンケート結果

ここでは、平成18年11月に実施した市民アンケートのうち、本計画に関連する事項について、その一部を抜粋し、ご紹介いたします。

1. アンケート概要

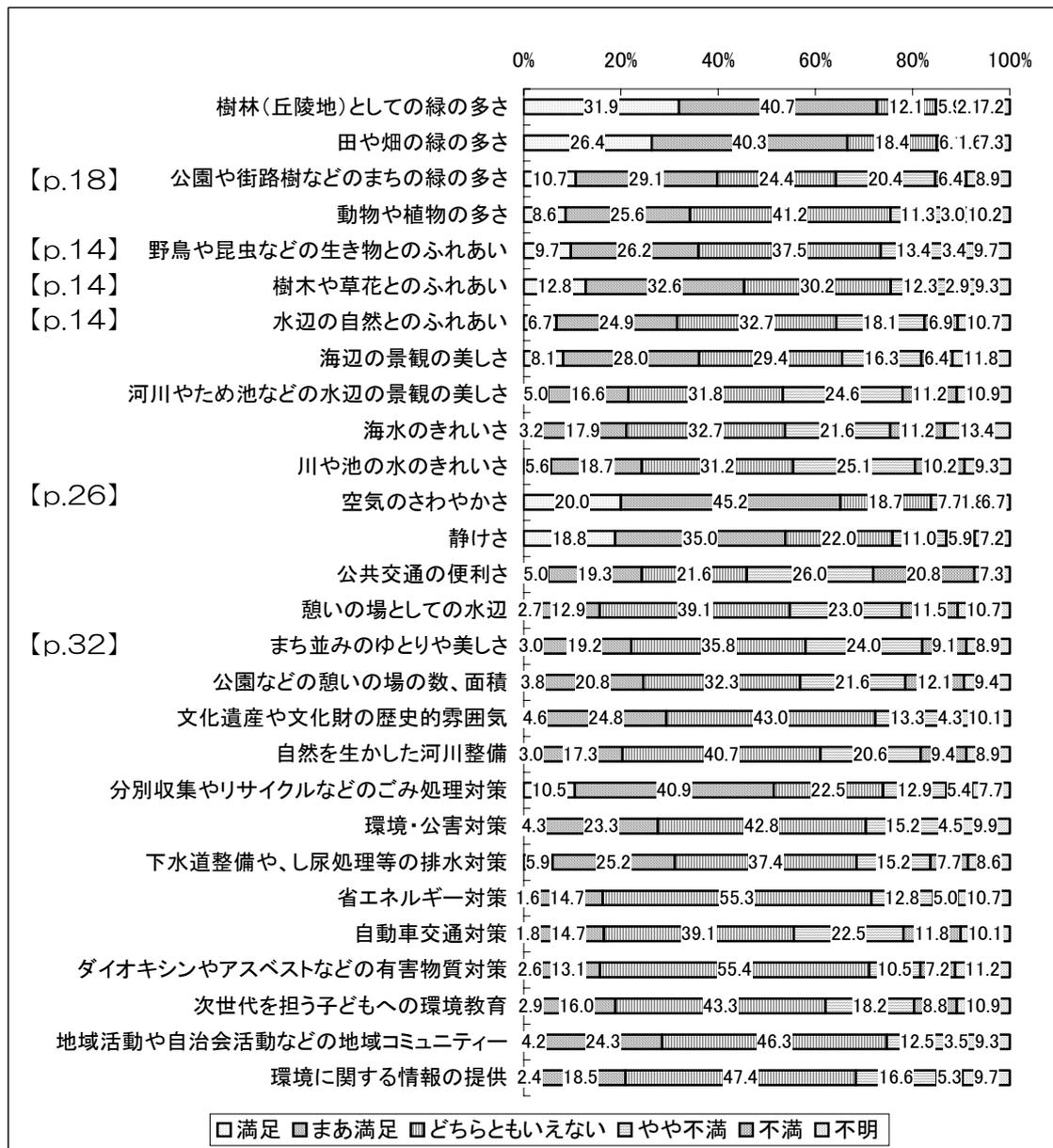
・サンプル数：2,000人

市内在住の18歳以上を対象とした無作為抽出

・回答数：626人（回収率：31.3%）

2. アンケート結果（一部抜粋）

（1）居住地区の環境に関する満足度



① 樹木・草花・野帳・昆虫・水辺等とのふれあいに関する満足度【p. 14 関連】

質問項目	満足度(%)			
	満足	どちらともいえない	不満	不明
野鳥や昆虫などの生き物とのふれあい	35.9	37.5	16.8	9.7
樹木や草花とのふれあい	45.4	30.2	15.2	9.3
水辺の自然とのふれあい	31.6	32.7	25.0	10.7
平均(樹木・草花・野帳・昆虫・水辺等とのふれあい)	37.6	33.5	19.0	9.9

② 公園や街路樹などのまちの緑の多さに関する満足度【p. 18 関連】

年 代	満足度(%)			
	満足	どちらともいえない	不満	不明
合計(公園や街路樹などのまちの緑の多さ)	39.8	24.4	26.8	8.9
20歳未満	45.9	29.2	25.0	0.0
20～29歳	47.4	26.3	26.3	0.0
30～39歳	39.0	18.6	39.0	3.4
40～49歳	33.3	31.0	32.1	3.4
50～59歳	45.3	26.6	23.5	4.7
60歳以上	38.5	22.0	25.3	14.1
不明	26.7	20.0	16.6	36.7

③ 空気のさわやかさに関する満足度【p. 26 関連】

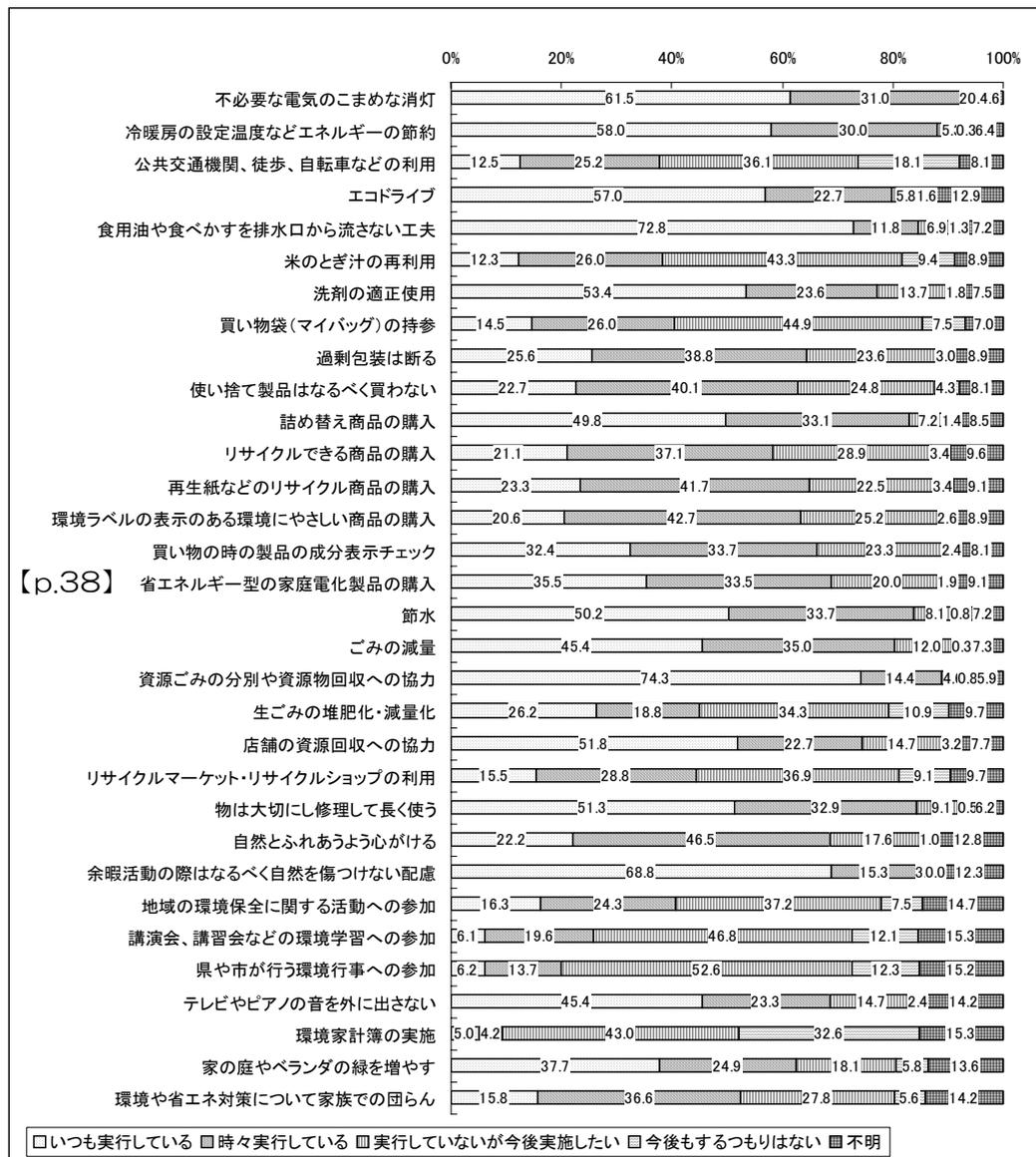
質問項目	満足度(%)			
	満足	どちらともいえない	不満	不明
空気のさわやかさ	65.2	18.7	9.5	6.7

④ みち並みのゆとりや美しさに関する満足度【p. 32 関連】

年 代	満足度(%)			
	満足	どちらともいえない	不満	不明
合計(まち並みのゆとりや美しさ)	22.2	35.8	33.1	8.9
20歳未満	33.4	37.5	29.2	0.0
20～29歳	29.9	38.6	31.6	0.0
30～39歳	18.7	39.0	39.0	3.4
40～49歳	16.0	37.9	43.7	2.3
50～59歳	21.9	42.2	30.5	5.5
60歳以上	23.6	30.7	32.0	13.7
不明	13.3	30.0	16.7	40.0

注)「満足」とは前ページグラフ凡例の「満足」と「まあ満足」を、「不満」とは前ページグラフ凡例の「やや不満」と「不満」をそれぞれ加えた数値として集計。

(2) 環境づくりに対する行動について



① 省エネルギー型家電製品の率先的購入割合【p. 38 関連】

年代	満足度(%)			
	実行している	実行していないが今後実施したい	実行するつもりはない	不明
合計(省エネルギー型の家電製品の購入)	69.0	20.0	1.9	9.1
20歳未満	41.7	50.0	0.0	8.3
20～29歳	64.9	28.1	5.3	1.8
30～39歳	66.1	28.8	1.7	3.4
40～49歳	75.8	18.4	2.3	3.4
50～59歳	76.5	20.3	0.0	3.1
60歳以上	71.0	12.9	2.5	13.7
不明	36.6	23.3	0.0	40.0

注)「実行している」とは、上記グラフ凡例の「いつも実行している」と「時々実行している」を加えた数値として集計。

資料－５ 関係法令

１．大気関係

(１) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）として定められています。

物 質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質(SPM)	光化学オキシ ダント(Ox)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
評価方法	98%値評価	—			年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値で評価する。
	短期的評価	測定を行った日又は時間について、評価する。			—
	長期的評価	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(年間365日分の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)を除外して評価する。			—

備考：1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(２) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

2. 水質関係

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護及び地下水に関する環境基準：公共用水域に適用

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1mg/ℓ 以下

- 備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、人の健康の保護に関する環境基準のうち、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

② 生活環境の保全に関する環境基準：公共用水域に適用

ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオ ン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、 水産1級、 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級、 水産2級及 びC以下の 欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2 級、農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3 級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 農業用水利用については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣの欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全りん項目の基準値は適用しない。

1. 自然環境保全	：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級	：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級	：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級	：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級	：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級	：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級	：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級	：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級	：薬品注入等による高度浄水操作を行うもの
工業用水3級	：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全	：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mℓ 以下とする。

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用 3. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 |
|---|

エ 水生生物に係る環境基準

区分	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
			全 亜 鉛
河川・湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
	生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

(2) 霧島市域公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

(平成18年3月末現在)

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
河川	網掛川	全域	A	田中橋
	天降川	全域	A	新川橋
	中津川	全域	A	犬飼橋
	検校川	全域	A	検校橋
海域	鹿児島湾(1)	全域	A	基準点1～4

出典：「平成18年版 環境白書」（鹿児島県）

(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

① 人の健康の保護に関する項目（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/l 海 域 230 mg/l
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/l 海 域 15 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l

備考1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

② 生活環境の保全に関する項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/ℓ (日間平均 120 mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ
フェノール類含有量	5 mg/ℓ
銅含有量	3 mg/ℓ
亜鉛含有量	5 mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ
クロム含有量	2 mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3,000/cm ³
窒素含有量	120 mg/ℓ (日間平均 60 mg/ℓ)
磷含有量	16 mg/ℓ (日間平均 8 mg/ℓ)

備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

(4) 水浴場水質判定基準

区 分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	化学的酸素要求量 (COD)	透 明 度
適	水質 AA 不検出(検出限界 2 個 / 100ml)	油膜が認められない。	2 mg/ℓ 以下(湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全透(または 1m 以上)
	水質 A 100 個 / 100ml 以下	油膜が認められない。	2 mg/ℓ 以下(湖沼は 3 mg/ℓ 以下)	全透(または 1m 以上)
可	水質 B 400 個 / 100ml 以下	常時は油膜が認められない。	5 mg/ℓ 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
	水質 C 1,000 個 / 100ml 以下	常時は油膜が認められない。	8 mg/ℓ 以下	1m 未満 ~ 50cm 以上
不 適	1,000 個 / 100ml を超えるもの。	常時油膜が認められる。	8 mg/ℓ 超	50cm 未満

備考：同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界を下回ることをいう。

3. ダイオキシン類関係

(1) 耐容一日摂取量

(TDI：ヒトが一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりのダイオキシン類摂取量)

ダイオキシン類の当面の耐容一日摂取量(TDI)を4pg-TEQ/kg体重/日とする。

(2) 環境基準

(環境中のダイオキシン類濃度の基準)

大気 → 0.6 pg-TEQ/m³以下(年平均値)

水質 → 1 pg-TEQ/l 以下(年平均値)

底質 → 150 pg-TEQ/g 以下

土壌 → 1,000 pg-TEQ/g 以下

出典：「平成18年版 環境白書」(鹿児島県)

4. 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。

1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域)
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
(第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

(2) 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型		基準値(単位 WECPNL)
I	主として住居の用に供される地域 (旧溝辺町の区域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域)	70 以下
II	I 以外の地域であって通常的生活を保全する必要がある地域 (旧溝辺町の区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)	75 以下

(3) 騒音規制法に基づく規制基準

① 特定工場等

時間区分	基準値			
	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 (午前8時から午後7時まで)	50 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70 デシベル以下
朝夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	45 デシベル以下	50 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
夜間 (午後10時から午前6時まで)	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下

② 自動車騒音

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

③ 特定建設作業

騒音レベル	85 デシベル以下(敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域: 午後7時～午前7時 第2号区域: 午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域: 10時間以内 第2号区域: 14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

(4) 振動規制法に基づく規制基準

① 特定工場等

時間区分	基準値	
	区域の区分	
	第1種区域	第2種区域
昼間 (午前8時から午後7時まで)	60 デシベル以下	65 デシベル以下
夜間 (午後7時から午前8時まで)	55 デシベル以下	60 デシベル以下

② 道路交通振動

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

③ 特定建設作業

振動レベル	75 デシベル以下 (敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域：午後7時～午前7時 第2号区域：午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域：10時間以内 第2号区域：14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

資料－6 霧島市環境基本条例

目次

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

第5条 事業者の責務

第6条 市民の責務

第7条 各主体の協働等

第8条 環境施策の策定等に係る基本方針

第9条 環境基本計画

第10条 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 快適な環境の確保

第12条 資源の循環的な利用等の促進

第13条 環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進

第14条 規制の措置

第15条 環境教育等の推進

第16条 自発的な民間団体等の活動の促進

第17条 情報の収集及び提供等

第18条 推進体制等の整備

第19条 国、県及び他の地方公共団体との連携

第20条 委任

附則

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川、その流域に広がる肥沃な田園、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となっており、地域の環境のみならず、地球温暖化問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる霧島市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち霧島市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

【趣旨】

本条例には条文の前に前文を置いています。前文とは、法律や条例の各条文の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的な立場を述べた文章であり、法令制定の趣旨を厳粛に宣言する必要があるときに置かれることがあります。本条例においては、本市の環境政策の基本的な考え方が示されています。本市の発展経緯、悪化する環境の現状、環境保全の必要性等を述べ、環境の保全及び形成を市民が一体となって推進することを宣言しています。

【用語】

「社会経済活動」

社会の中で、個人や企業などが生活や消費といった活動を行うことを指します。

「環境」

「環境」という用語は、包括的な概念を指すもので、諸法令において、また、さまざまな文献において、多様な意味に用いられています。本条例が対象とすべき「環境」の範囲についても、環境施策に関するその時代の社会的ニーズや市民的認識の変化に伴って移り変わっていくものであり、画一的に定義することは困難です。（ただし、本条例が対象とすべき「環境」の範囲に、経済環境や福祉に係る環境などは含まれません。）

「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会をつくることをいいます。

「協力協働」

「協力」とは、力をあわせることであり、「協働」とは、協力して働くことです。条例中の類似の言葉として「連携」があり、両者の使い分けは必ずしも明確ではありませんが、「協力協働」は実際に行動を喚起する条文に、「連携」は理念的な意味合いの条文に用いられています。特に「協働」という言葉には、より積極的な参画への期待が込められています。

「環境の保全と形成」

「環境の保全と形成」とは、環境の保全上の支障を防止することにより、現在の環境を良好な状態に保つことに加え、積極的に良好な環境を創り出すことをいいます。環境の形成の例として、緑、水等を生かした都市施設の整備や歴史的文化的遺産の活用等都市アメニティ（快適な環境）の形成、ビオトープ（野生生物が共存共生できる生態系を持った場所）の整備等自然環境の形成などが挙げられます。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、環境基本条例が規定している事項（基本的な考え方や市、事業者及び市民といった主体の責務、環境の保全と形成に関する基本的な施策等）をまとめて記述し、本条例の最終目的が「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」として掲げており、環境基本法第1条にも同様の規定があります。

【用語】

「総合的かつ計画的に推進」

「総合的に推進」とは、本条例に規定する各種施策の連携を図るとともに、市だけではなく事業者や市民の各主体の取組も含め、全体として推進していくことを指しています。また、「計画的に推進」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、市が環境基本計画をはじめとする計画を策定し、これに基づいて施策を進めていくことをいいます。

「現在及び将来の市民」

今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりとともに、将来の世代にもわたって影響を及ぼすという時間的な広がりを持つ問題であることから、環境の保全と形成が、現在の世代だけではなく、将来の世代の市民をも対象としていることを明示したものです。

「健康で文化的な生活」

都市において確保されるべき環境の価値を位置付けたもので、憲法第25条第1項に記載があります。「健康で文化的な生活」を確保する上において、環境の保全を図ることが極めて重要であることを示し、これを条例制定の目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び形成 環境の保護及び整備を図ることによって、これを人をはじめとする生物にとって良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

本条例で使われる言葉のうち、重要な概念であり、繰り返し用いられる言葉の意味を説明します。なお、第2号から第4号までは、環境基本法第2条に同様に規定されています。

【用語】

「人の活動により」

本条例でいう環境への負荷とは、人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水や全くの自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害は含まれません。

「環境の保全上の支障」

何らかの措置を講じなければならない程度に環境が悪化している状態のことをいいます。例えば、人の活動によって自然環境が損なわれることによって人の健康や生活環境に係る被害が生ずることや、開発行為等による自然環境の劣化や必要な自然環境の整備がなされないことによって自然の恵沢が得られないことをいいます。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び形成は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び形成は、人と自然の共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、市域全般で社会経済活動及び生活様式を問い直し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び形成は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を認識し、すべての日常生活及び事業活動において、公平な責務分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力協働して推進されなければならない。

4 環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力連携して行われなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の生活基盤である市域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受け入れることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、今後の環境行政を推進する上で、その前提となる基本的認識、施策と行動の基本原則、目標を明らかにした4つの基本理念を定めたものです。

第1項では、環境の保全及び形成を適切に実施し、豊かな環境を将来の世代に継承することについて、第2項では、社会経済活動及び生活様式を問い直し、持続的発展が可能な循環型地域社会を形成することについて、第3項では、各主体がそれぞれの責務を認識し、積極的な取組と相互協力を行うことについて、また、第4項の地球環

境保全では、事業活動や市民生活が少なからず地球環境に負荷を与えていることから、地球市民であるとの意識を持ち環境に負荷を与えない行動に努めるべきことについてそれぞれ規定しています。

【用語】

「循環型地域社会」

「循環型社会」とは、環境庁検討会からの報告書に、「大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を攪乱しないものとする社会」とあり、いわゆる3R（Reduce（廃棄物の発生抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用））の取組を通して、天然資源の大量消費と廃棄物の大量廃棄による環境負荷が軽減される社会をいいます。また、「地域社会」とは、本市域全体を指しています。

なお、近年は、上記の3Rのうち、Reduceが特に重要であるという認識が広がっています。普段の生活の中でできる取組としては、「耐久消費財の長期利用」、「買い物袋持参」などが挙げられます。

「人と自然の共生」

「共生」とは、異なる種類の生物が共に生活し、互いに行動的又は生理的な結びつきを恒常的に保つことをいう生物学用語です。「人と自然の共生」とは、広く人と自然が良好な関係を維持しながら共存する状態をいいます。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
- 2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を策定するときは、事業者及び市民の意見を反映させ、協力協働して環境の保全及び形成に関する施策の推進に取り組むよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。
- 4 市は、環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

【趣旨】

第4条～第6条は、第3条の基本理念を受けて、市、事業者及び市民の各主体がそれぞれ果たすべき責務について、宣言的に規定したものであり、各主体に直接的に個別具体の義務を生じさせたり、その違反に罰則を課したりするものではありません。個別具体の義務は、各責務規定の趣旨を踏まえた個別条例等の規定により生じることになります。

本条は、環境基本法第7条に規定する地方公共団体の責務を条文化したもので、第1項は、環境の保全及び形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実

施する責務を明らかにしています。責務は職務・任務という意味で用いており、市が環境の保全と形成の上で果たすべき責務について宣言的に規定したものです。

第2項は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及びその施策を推進する際には、事業者及び市民と協働して行うことを規定したものです。

第3項は、市自らが環境への負荷の低減に積極的に努めることを規定したものです。

第4項は、広報活動により、市民の環境に対する意識を高めることに努めることを規定したものです。

【用語】

「市」

この条例において「市」とは、議会及び執行機関を含めた地方公共団体としての市のことをいいます。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び形成に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策並びに市民が行う地域の環境保全及び形成に関する活動に積極的に協力するように努める責務を有する。

【趣旨】

本条は、事業者が事業活動を行うに当たり、環境への配慮を行うことを責務として規定しています。環境への負荷の原因者は、事業者に限らず生活排水や家庭ごみなどの例に見られるように市民も原因者として捉えられるところですが、事業者は、特にその事業活動による環境への負荷が大きいこと、また、一般に、事業者は、事業活動の促進のため各種の組織を保持しており、環境の保全及び形成のための措置を実施し得る相当の物的人的能力を有することから、特に市民とは異なる責務を明らかにしています。

第1項は、公害の防止または自然環境の保全について、事業者が有する責務について規定したものです。

第2項は、製造等の事業活動に係る製品等が消費者等により廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように製造等の段階において必要な措置をと

るべきことを定めたものです。

第3項は、廃棄物の適正処理以外の観点、すなわち広く廃棄物の減量等を図る等の観点から必要な措置について定めたものであり、例えば、過剰包装の見直し、修理・部品交換が容易で長期間利用可能な製品の開発など、その事業活動に係る製品等が廃棄されることが少なくなるように努めるべきであるという責務を規定したものです。

【用語】

「事業者」

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれ、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び形成に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

今日の環境問題の多くは、自動車交通等による大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の問題や、地球温暖化問題、廃棄物の排出量の増大などにみられるように、事業者の事業活動のみならず市民の日常生活等に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生するものです。

このような問題の解決のためには市民一人ひとりの取組がきわめて重要であり、特に市民一人ひとりがそのライフスタイルを環境への負荷のより少ないものに変革していく取組が不可欠になっていることから、市民の責務として規定したものです。

第1項は、市民一人ひとりが、日常生活に伴う環境への負荷の低減と自然環境の適正な保全に努めるべきことを定めたものです。

第2項は、第1項に定めるもの以外にも、市民は広く環境の保全及び形成に自ら努めるとともに、市の環境の保全及び形成に関する施策に協力すべきことを規定したものです。

【用語】

「日常生活に伴う環境への負荷の低減」

具体的には、例えば自動車利用の抑制、環境にやさしい商品の利用、耐久消費財の長期利用を図ること、電気・ガス等のエネルギーの使用の削減に努めること、ごみの減量、節水や雨水利用に努めることなどをいいます。

「環境の保全及び形成に自ら積極的に努める」

規制、誘導など市の施策の関与がなくても、自ら進んで環境の保全及び形成に取り

組むことをいいます。具体的には、例えば旅行中にごみをばい捨てして自然環境を害しないことなど日常生活以外の活動に係る環境への負荷の低減や地域のリサイクル活動への参加など自ら環境の保全及び形成に努めることなどが想定されます。

(各主体の協働等)

第7条 市、事業者及び市民は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協働しなければならない。

2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的に推進するため、市、事業者及び市民相互の調整に努めるものとする。

【趣旨】

第3条第3項の規定を受け、各主体が協働し、環境の保全及び形成の実現を図る必要があることを規定しています。第2項においては、市が各主体相互の調整に努めることを規定しています。

環境問題の多くは、関係者が多岐にわたることから、問題に対する認識や理解、利害関係がそれぞれ異なることが多く、必要な資金や技術などを持ち寄り、それぞれの問題認識を相互に理解し、情報を共有することによって共通の認識を持つことができます。この共通認識を基礎として、各主体が問題解決のために主体的に取り組み、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協働することが重要です。

(環境施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の特性を生かした景観の形成及び歴史的文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。

2 市長は、環境の保全及び形成に関する重要な施策の策定に当たっては、あらかじめ、霧島市環境対策審議会（以下「環境対策審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

基本理念をもとに、環境の保全及び形成に関する施策の策定、実施に当たっての基

本的な指針について規定したもので、基本理念を具体化するための方向性をより明確にしたものです。

第1項第1号は自然構成要素の保持、第2号は自然環境の保全及び形成、第3号は緑化推進、景観の形成及び歴史・文化的環境の保全、第4号はリサイクルの推進、第5号は地球環境の保全、第6号は環境意識の高揚について規定されています。

第2項では、重要な環境施策の策定に当たっては、霧島市環境対策審議会の意見を聴くことについて規定されています。

【用語】

「各種の施策相互の有機的な連携」

環境を分野別に捉えることに留まらず総合的に捉えて施策を講ずること、特定の分野の環境に関する施策を行う場合も各種の施策手法を組み合わせることで総合的に施策を講ずること、市の施策と市民や事業者の積極的・自主的な取組の連携を図ることをいいます。

「生物の多様性」

「生物の多様性に関する条約」に盛り込まれた概念であり、①多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」、②全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な主から構成されているという「種間の多様性」、③同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」、以上の三つのレベルの多様性をいいます。

「人と自然との豊かな触れ合い」

自然環境の恵沢を享受するための基本的かつ具体的な行動であり、自然の豊かな地域に出かけていたり、街の中の街路樹の緑や水辺の自然が目に入って安らぎを覚えたりすることなどにより、人間性の回復や保健休養としての効用等を享受しようとするものです。また、自然と触れ合うことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果も期待しています。

「霧島市環境対策審議会」

「霧島市環境対策審議会設置条例」に基づいて設置される市の附属機関で、学識者、関係行政機関の職員、その他関係団体から推薦された者によって構成され、市長の諮問に応じ、環境対策に関する基本的事項を審議します。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することが

できるように、必要な措置を講じなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、環境対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続きとして、市に環境基本計画の策定を義務づける規定です。（なお、本条は、環境基本法第7条及び第36条の規定に基づくものです。）

第1項は策定の目的、第2項は基本計画の内容、第3項は市民の意見の反映、第4項は策定の手続き、第5項は公表に関する規定になっています。

本条例では、第1条（目的）において、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべきことを定めています。「計画的」な施策の推進は、本条に定める環境基本計画のみによってなされるものではありませんが、環境基本計画は環境の保全及び形成に関する施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みになります。

環境基本計画は、「環境の保全及び形成に関する基本的な計画」として、市における環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向を示すのみならず、事業者、市民のあらゆる主体の自主的、積極的取組を効果的に全体として促す役割も持つものです。もちろん、市の計画である環境基本計画は、事業者及び市民に対して法律上の義務を課すような効果を有するものではありません。しかしながら、すべての主体による積極的な取組が必要とされている今日の環境問題の特質を考えると、各主体における取組を全体として促進するため、市として各主体に期待する取組を計画に位置づけることが必要になります。市においては、各主体の取組を促すため、必要な各種の措置を講じることとなり、事業者及び市民にあっては、環境基本計画の内容を参考として施策を推進することにより、全体としてより一層の効果が発揮されることが期待されます。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念を受けて、本市の基本姿勢を表明したもので、環境に影響を及ぼすと認められる市の新たな施策が環境基本計画に整合するように策定、実施されるべきであることを規定したものです。

【用語】

「環境に影響を及ぼすと認められる施策」

市の施策（事業）にあっては、大規模な道路の建設・整備、土地区画整理事業、再

開発事業、廃棄物処理施設や下水処理場の建設等が環境に影響を及ぼすと想定されま
す。

「環境基本計画との整合を図り」

本市の新たな計画・施策が、環境面について環境基本計画の内容と矛盾がないよう
に策定・実施されることをいいます。

（快適な環境の確保）

第 11 条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺
産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な
措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市の地域特性を活かした潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史
的文化的遺産の保存や活用等、自然との豊かなふれあいを確保するために措置を講ず
ることを規定したものです。

（資源の循環的な利用等の促進）

第 12 条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な
措置を講
ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の
促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、第 3 条の基本理念について、第 4 条の市の責務の重点的に推進すべき施策
を具体的に規定したもので、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、水資源及びエネル
ギーの有効利用、物流・人流の合理化等を推進することにより、社会経済システムに
おける物質の循環をできる限り確保することを規定しています。

【用語】

「資源」

生産活動のもとになる原材料をいい、空き缶や空きビン、紙などのようにリサイク
ルが可能なものも資源に含まれます。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）

第 13 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的
な利用に努めるとともに、事業者及び市民による当該製品等の利用の促進を図
るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、環境への負荷の少ない、健全な経済の発展を図りながら持続的に発展する
ことができる社会の構築のために、環境への負荷の少ない製品等の利用について市自

らが積極的に取り組むとともに、事業者及び市民についても当該製品等の利用促進を図ることを規定したものです。

【用語】

「環境への負荷の低減に資する製品等」

再生資源やその他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等を指します。

原材料としては古紙やカレット（ガラスくず）、製品としては再生資源を利用した製品や包装材、燃焼効率の良い自動車、役務としては公共交通の利用や物流における共同輸配送など輸送の合理化されたサービスの利用などが挙げられます。

（規制の措置）

第14条 市は、環境を保全し、未然に公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、これまでの環境行政の分野において重要な役割を果たしてきた規制的手法について、今後も引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を明確にしたものです。

第1項では、公害を防止するため、公害の原因となる行為を対象として、必要な規制の措置を講ずることを定めたものです。

第2項では、公害以外の環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を行うことを定めています。

【用語】

「規制の措置」

「規制」とは、ある事柄を規律し、統制することをいいます。いわゆる許可制、認可制のほか、届出をさせて一定の場合に改善命令をかけたり、勧告に従わない場合に改善命令をかけるなどの形式も含まれます。

ここでいう「規制の措置」は、公害を発生する原因となる物質の排出等の行為を規制することを定めたものであり、具体的には次のようなものが挙げられます。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 など

「人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障」

第1項において規定されている以外の現象で、市民の健康又は生活に影響の出るような環境の悪化が生じることをいい、例えば空き地における雑草の繁茂や、ごみのばい捨てなどが該当します。

(環境教育等の推進)

第15条 市は、事業者及び市民が、環境の保全及び形成についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び形成に関する自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び形成に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、事業者及び市民に対する環境教育等の推進に当たっては、市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者や市民が環境の保全及び形成に関する理解を深め、自発的に活動を行う意欲が高まるよう、環境教育や環境学習を推進することを規定しています。

また、第2項においては、環境教育等の推進について、民間団体等と協働を図ることを規定しています。

【用語】

「教育及び学習」

ここでいう「教育」には、学校での教育、家庭での教育、勤労の場所での教育、公民館や図書館等地域社会で行われる教育が含まれます。

また、「学習」については、「教育」の受け手として行われる「学習」と、自然と触れ合うことなど環境と関わる自らの行動を通じて自発的に行われる「学習」という二つの意味を持ちます。本条は、環境についての理解を深めるためには後者の「学習」が欠かせないとの観点から、特に「学習」を特記しています。

「民間団体等」

自治会、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体などを想定しています。

(自発的な民間団体等の活動の促進)

第16条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常の生活に起因するところが多く、これらの問題を解決するためには、経済活動のあり方や市民のライフスタイルが環境への負荷の低減の観点から見直されることが必要です。本条は、市民や事業者、民間団体等による環境保全活動が自発的に行われることが重要であり、これらの活動を促進するための措置を市が行うと定めたものです。

【用語】

「自発的」

規制や指導等、行政による関与無しに環境の保全及び形成に関する活動が行われる

ことをいいます。

(情報の収集及び提供等)

第17条 市は、環境の保全及び形成に資するため、情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民による環境の保全及び形成に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び形成に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、環境情報の収集と、得た情報をプライバシーに配慮しつつ、環境教育及び環境学習ならびに自発的な活動の促進に役立つように市民にわかりやすく提供することについて規定したものです。今後は、市民が求める環境情報を的確に捉え、その情報を市広報紙やホームページなどさまざまな伝達手段を使って、早くそしてわかりやすく繰り返し市民に伝えることが求められています。

第2項においては、環境の保全及び形成に関する調査研究とその成果の普及に努めることを規定しています。これらの調査研究及びその成果の普及に当たっては、国や県、教育機関や民間の団体等と協力して行う必要があります。

【用語】

「個人及び法人の権利及び保護に配慮」

個人情報や営業秘密を侵害しないよう配慮することをいいます。

「必要な情報」

環境基準の達成状況や自然環境の状況など環境の状況に関する情報、環境保全活動を実施している団体の情報やリサイクルの取組状況など活動状況等に関する情報、その他環境に関する書籍や教材に関する情報などのことをいいます。

「適切に提供」

必要な情報が広くいきわたるように情報の提供を行うことをいいます。

(推進体制等の整備)

第18条 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

2 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要となる体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

環境の保全及び形成に関する施策を推進するためには、単に環境部局のみではなく、市の行政組織全体で取り組まなければなりません。そのため、本条は、総合的な調整や推進に必要な体制を整備することを規定しています。

資料編

また、環境の保全及び形成に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となりますから、施策の適正な実施を担保するためには、監視、測定等に関する体制が整備されていなければなりません。このような観点から、現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備についても努めるべきことを規定したものです。

【用語】

「連携」、「調整」

庁内における連携及び調整は、環境の保全及び形成に関する施策の実効性を確保する上で極めて重要なものです。連携及び調整は、施策の策定段階のみならず、施策の運用、進行管理など様々な段階で行っていくことが必要となっています。

（国、県及び他の地方公共団体との連携）

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策並びに広域的な取組を必要とする環境の保全及び形成に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して、その推進に努めるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、地球環境問題をはじめとして広域的なものとなっています。このような本市だけでは解決できない問題については、国や県、他の地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めることとします。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項について、規則等により別に定めることを規定したものです。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

条例を施行する日を定めたものです。

資料－7 霧島市生活環境美化条例

目次

- 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 市の責務
 - 第4条 市民等の責務
 - 第5条 事業者の責務
 - 第6条 環境美化モデル地区の指定
 - 第7条 禁止行為等
 - 第8条 ふれあいボランティアの日
 - 第9条 環境美化推進員
 - 第10条 関係行政機関への協力要請
 - 第11条 立入調査
 - 第12条 指導又は勧告
 - 第13条 公表
 - 第14条 改善命令
 - 第15条 委任
 - 第16条 罰則
- 附則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、環境共生宣言都市にふさわしい快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

【趣旨】

本市は、日本最初の国立公園の一つである霧島連山や豊かな水系など、広大な自然とともに生活してきました。しかし、近年はごみの不法投棄、飼い犬のふんの放置、空き地の管理の不徹底などの苦情が数多く寄せられています。これらの問題を解決し、良好な生活環境を実現するため、この条例を制定するものです。

良好な生活環境を実現するためには、行政と民間の協働が必要不可欠です。「協働」とは、

市、市民、事業者が対等の関係の下に、共通の目的を達成するため、それぞれの得意分野や特徴を生かし、お互いを尊重して助け合いながら積極的な参画を行うことをいいます。鹿児島県では平成18年に共生・協働推進室が、本市においても平成19年に共生協働推進課が設置されていることから分かるように、行政と民間の協働は、現在の地方自治において、一つの大きなテーマとなっています。

【用語】

「共生」

異なる生き物が緊密な関係を保ちつつ、互いに利益を受けながら共に生きていくことをいいます。

「環境共生宣言都市」

平成 18 年 11 月 5 日に開催された霧島市誕生一周年記念式典において、「市民憲章」「道義高揚・豊かな心推進宣言」「国際観光文化立市宣言」「環境共生宣言」「増健・食農育宣言」「非核平和宣言」が採択されました。このうち、「環境共生宣言」については以下のとおりです。

環境共生宣言

自然豊かな霧島連山と天降川、そして錦江湾の海は私たちが祖先より引き継いだ大事な宝物です。

この豊かな自然を守り、育て将来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちに与えられた責務であります。

私たちは、人と自然が共生する社会を目指し、ここに「環境共生宣言」をいたします。

「生活環境」

私たちが日常生活を営む上で関係のある環境のことです。環境基本法においては、「人の生活に関係のある環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」を含むものをいう、と定義されています。本条例においても、これに準じることとします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、若しくは市内を通過し、又は市内に財産を有し、若しくは管理する者をいう。
- (2) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、保健所、国道又は県道の管理事務所その他の関係行政機関をいう。
- (3) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所であって、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路、広場、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 空き缶、吸い殻等 空き缶、空き瓶その他飲食後不要となった容器及び包装物並びに紙くず、たばこの吸い殻、ガムの噛みかすその他これらに類する物をいう。

【趣旨】

本条では、本条例で使われている語句のうち、繰り返し使われているものや、特に

明確な定義が必要なものについて定義しています。

【用語】

「市民等」

普通、「市民」といえばその市に実際に住んでいる人のことをいうことが多いのですが、環境に影響を与えるのは住んでいる人だけではありません。このことから、この条例では、①本市に住んでいる人②本市にある事業所に勤めている人③本市にある学校に通っている人④旅行などの目的で本市に滞在する人⑤旅行の途中などで本市を通過する人⑥本市内に土地や建物などの財産を持っている人⑦本市内の土地や建物などの財産を管理している人を「市民等」として定義しています。

「事業者」

繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。したがって、株式会社、個人経営などの事業形態や、製造業、農業などの事業内容の別を問わず、事業を行う者全てが対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれ、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

(市の責務)

第3条 市は、清潔できれいな住みよいまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、自然環境及び生活環境の保全に関する知識の普及及び意識の啓発を図り、自主的活動の促進に努めなければならない。

3 市は、市民等及び事業者による自発的な環境美化活動に対して、積極的に支援を行うものとする。

【趣旨】

快適で良好な生活環境の実現を図るにあたり、市が果たすべき責務を定めています。第1項では施策の策定、第2項では市民等や事業者に対する普及啓発、第3項では市民等や事業者による環境美化活動への支援について規定しています。

【用語】

「責務」

「義務」と似た言葉であり、その内容は必ずしも明確ではありませんが、義務よりも広範囲な意味を持ち、職務、任務、役割分担等の意味があります。本条例では、第3条から第5条まで、それぞれ市・市民等・事業者の責務を規定しています。

「自然環境」

人の手を加えられずに、または必要以上に手を加えずに残されている自然のことをいいます。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自然を破壊するような行為は厳に慎み、自然環境の保全に努めなければならない。

2 市民等は、その占有、所有又は管理する土地、建物又は工作物及びこれらの周辺の清潔を保ち、周囲の通行及び生活環境並びに住民の健康へ悪影響を及ぼす状態とならないよう、自らの責任で必要な措置を講じなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関等が実施する施策等に協力しなければならない。

【趣旨】

市民等が住みよいまちづくりのために果たすべき責務について規定します。第1項では自然環境の保全を、第2項では土地や建物の適切な管理を、第3項では市や関係行政機関が実施する施策や、自治会等が行う活動等への協力を規定しています。

【用語】

「占有」

自己の利益とする意思をもって物を所持することをいいます。例えば、家を貸してもらい、そこに住んでいる場合、その人は家を占有していることとなります。物を占有するに当たっては、この例のように、その物の所有権を有しているかどうかは関係がありません。

「所有」

ある物の所有権を有していることをいいます。なお、実際にその物を占有しているかどうかは関係がありません。例えば、金融機関にお金を預けた場合、このお金を占有しているのは金融機関ですが、所有しているのは預けた人となります。

「管理」

所有者の依頼を受けて、その物の保存や利用を行うことをいいます。

「悪影響」

具体的には、雑草が繁茂して害虫が発生したり、庭木が道路にはみ出して通行の妨げになったり、土地に不法投棄された廃棄物を処分せずに放置したり、空き家の管理をしなかった結果不審者が出入りしたりすることなどが想定されます。また、「霧島市安心安全まちづくり条例」第5条及び第8条、「霧島市火災予防条例」第24条においても同様の規定があります。

霧島市安心安全まちづくり条例

(市民の責務)

第5条

3 市民は、安心安全なまちづくりのため、公共の場所又は自己若しくは他者の所有地において、周辺的生活環境を損なうような行為をしない等の社会的マナーの向上に努めるものとする。

(所有者等の責務)

第8条 所有者等は、安心安全なまちづくりのために、その所有し、管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、自ら犯罪・事故等の防止上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

霧島市火災予防条例

(空地及び空家の管理)

第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、事業活動等に当たっては、自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関等が実施する施策等に協力するものとする。

【趣旨】

住みよいまちづくりを図るため、事業者が果たすべき責務について規定しています。第1項では事業活動を行う上で環境の保全に配慮すること、第2項では市や関係行政機関が実施する施策や、自治会等が行う活動等に協力することを規定しています。

【用語】

「事業活動」

事業者が成果を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。「事業者」で説明したとおり、市が実施する公共事業も事業活動に含まれます。

(環境美化モデル地区の指定)

第6条 市長は、良好な生活環境を実現するため、特に推進する必要がある地域を環境美化モデル地区に指定することができる。

2 市長は、環境美化モデル地区を指定しようとするときは、関係行政機関及び霧島市環境対策審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境美化モデル地区を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前2項の規定は、環境美化モデル地区の変更又は廃止について準用する。

【趣旨】

良好な生活環境の実現に当たり、重点的に取り組む地域を指定できることを規定しています。指定される地域としては、特にぼい捨てなどがひどい地域や、他の地域の模範となるような環境美化活動が盛んに行われている地域などが考えられます。

【用語】

「霧島市環境対策審議会」

「霧島市環境対策審議会条例」に基づき設置されている諮問機関です。学識経験者、行政機関の職員、関係団体から推薦された者 15 名で組織され、市が実施する環境に関する重要な案件について、市長からの諮問を受け、審議を行い、市長へ答申します。

「公示」

ある事項を発表し、公衆が知ることができる状態におくことをいいます。具体的には、市役所に設置してある掲示板に掲示を行うこととなります。

「準用」

再度同じような条文を繰り返さずに簡潔に表現するために使われる法令用語です。ここでは、環境美化モデル地区を変更するとき又は廃止するとき、第 2 項・第 3 項を「～地区を変更しようとするときは、関係行政機関及び～」、「～地区を廃止するとき、その旨を～」というように読み替えることとなります。

（禁止行為等）

- 第 7 条 市民等は、公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに捨ててはならない。
- 2 犬を飼養する者は、公共の場所に、飼い犬のふんを放置してはならない。
 - 3 市民等は、公共の場所において、歩行中に喫煙しないよう努めなければならない。
 - 4 飲食物を販売する者は、飲食物の提供に伴う廃棄物の散乱を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 犬、猫その他の愛がん動物（以下「愛がん動物」という。）の所有者（所有者以外の者が管理する場合はその者も含む。）は、第 2 項に掲げるものを除くほか、愛がん動物の種類及び習性に応じて、適正な管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないように飼養しなければならない。
 - 6 何人も、屋外広告物（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。）を掲出し、又は公共の場所においてちらし等を配布することにより宣伝行為を行うときは、まちの美観を損なわないよう配慮しなければならない。

【趣旨】

本市の生活環境の保全・美化のため、①ぼい捨ての禁止②犬のふんの放置の禁止③歩行中の喫煙の制限④飲食物販売時における廃棄物の散乱の防止⑤愛がん動物の適正な飼養⑥屋外広告物掲出時における景観への配慮について規定しています。このうち、①②については罰金の適用の対象となります。

公共の場所における喫煙については、歩行中の喫煙を控えるほか、吸い殻を処理する道具の携帯や、吸い殻入れ等が設置されている場所で喫煙するなど、吸い殻の散乱の防止に努めなければなりません。

愛がん動物の適正な飼養については、飼えなくなったからといって山や川などに放して生態系へ悪影響を及ぼすことがないように、責任を持って終生飼養を行うことも含まれます。

景観への配慮については、無秩序に屋外広告物が設置されることによる雑然とした街並みを防止する意味合いを含めています。

【用語】

「犬を飼養する者」

犬の飼い主のほか、一時的に預かっている人、ブリーダーやペットショップなどの事業者も含まれます。これは、「愛がん動物の所有者」についても同様です。なお、犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき、自治体に犬の登録を行う必要があります。

「飼い犬」

上記と同様、愛がん目的で飼っている犬だけではなく、一時的に預かっている犬や商品である犬についても該当します。

「ふんの放置」

道端や田畑に放置することだけではなく、他人の土地や公共の場所に穴を掘って埋めたり、土をかぶせたりする行為についても放置とみなされます。

「建物、工作物その他の施設」

民家やビル、電柱や堤防などが例として挙げられます。

「飲食物を販売する者」

店舗を設けて飲食物を提供する事業者のほかに、縁日の出店や移動販売なども含まれます。

「飲食物を提供することに伴って発生する廃棄物」

例えば、販売した飲食物の包装物や容器、団子等の串、魚の骨や野菜の芯や種、食べ残しなどです。

「廃棄物の散乱を防止する措置」

空き缶の回収容器やごみ箱などを設置し、適正に維持管理することが考えられます。

「屋外広告物」

屋外広告物法において、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、たて看板、貼紙、広告塔、広告板などのことをいう、と定義されています。

「屋外広告物法その他の関係法令」

屋外広告物法においては、屋外広告物の表示に関する基準・制限・禁止に関する規定があります。また、道路法においては、道路に看板等を設置する場合には占用の許可を得なければならないとされ、軽犯罪法においては、みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をしたり、看板などの標示物を取り除いたり、工作物や標示物を汚す行為が罰則の対象とされています。

(ふれあいボランティアの日)

第8条 市は、市民等及び事業者の環境美化に関する意識の啓発を図り、地域社会の一員としての清潔できれいな住みよいまちづくりの日常的な実践活動を促進するため、9月の第2土曜日を「ふれあいボランティアの日」と定める。
2 市、市民等及び事業者は、ふれあいボランティアの日を中心に、清掃活動及び環境美化に関する啓発活動を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

市、市民、事業者が一体となってまちの清掃活動に取り組む日として、「ふれあいボランティアの日」を定めたものです。清掃活動のほかにも、環境美化について家庭や職場などで話し合い、理解を深めることを定めています。

(環境美化推進員)

第9条 市長は、生活環境美化の推進を図るため、本市に居住する者の中から環境美化推進員を任命することができる。
2 環境美化推進員は、生活環境美化の推進に関する啓発活動を行うものとする。
3 環境美化推進員は、生活環境美化の推進に関する啓発活動を行うに当たり、市民等に対して助言を与えるとともに、市長に対して意見を述べるることができる。

【趣旨】

市民の中から環境美化推進員を任命することができることが規定されています。第2項に環境美化推進員の役割が、第3項にはその役割を遂行するに当たって環境美化推進員が行うことができることについて規定されています。人数や任期等の詳細については、別途制定する規則の中で定めることとなります。

(関係行政機関への協力要請)

第10条 市は、生活環境美化を推進するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、協力を要請するものとする。

【趣旨】

生活環境に関して問題が生じた場合、本市だけでは解決が難しいことがあります。本市には県の環境に関する部署の出先機関である保健所がありますし、不法投棄があった場合には警察と連携して解決を図ることもあります。また、環境問題の内容によっては、周辺の自治体と足並みを揃えて取り組んだほうが効果が高いものもあると考

えられることから、本条において関係行政機関に対する協力について規定しています。

(立入調査)

第 11 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に必要と認める場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【趣旨】

本条は、本条例における禁止事項等に違反しているおそれのある場所などに市職員が立ち入り、その現状などについて調査をすることが出来る旨定めています。

【用語】

「必要と認める場所」

本条例においては、第 7 条に規定する事項について違反している、又は違反するおそれがある場所をいいます。

「必要な調査」

例えば調査が必要と認められた場所やその周辺の状況、土地の所有者等について調査を行うこととなります。

「身分を示す証明書」

本市の職員は、顔写真及び所属が明記された名札状の身分証明書を所持しています。本条における調査の際には、これを提示することとなります。

(指導又は勧告)

第 12 条 市長は、第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復をするよう指導又は勧告を行うことができる。

【趣旨】

第 7 条において禁止されている行為、すなわち①ぽい捨ての禁止②犬のふんの放置の禁止について違反している者に対して、指導又は勧告ができる旨規定したものです。

【用語】

「指導又は勧告」

どちらも行政手続法において行政指導の一つとして定義されています。指導と勧告の区別に明確な定義はありませんが、指導よりも勧告のほうがやや強い印象を受けます。

(公表)

第 13 条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由がなくその指導又は勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

【趣旨】

第 12 条（指導又は勧告）に規定される勧告に従わない場合、必要に応じて公表を行うことについて規定されています。

【用語】

「正当な理由」

ばい捨て及びふんの放置について、やむを得ず行ったと認められるような理由をいいます。

「公表」

ある事柄について広く一般に知らせることをいいます。具体的には、必要事項について記入された一定の様式を、掲示板に掲示することによって公表します。

(改善命令)

第 14 条 市長は、前条の規定により公表された者が、正当な理由がなくその公表された行為を継続して行うときは、当該行為の中止又は原状回復を命ずることができる。

【趣旨】

第 13 条（公表）に規定されている公表を行ったにも関わらず、なおその行為を行った場合、市長はその者に対して改善命令を行うことができることが規定されています。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条例の成立後、実際に運用していく際には、この条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第 12 条に規定されている指導や勧告はどのように行うか、第 13 条に規定されている公表はどのような事項について行うか、などです。これらについては市長が定める規則において明らかにされ、実際に事務処理を行っていくこととなります。

※ 規則

市長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

(罰則)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者で、第 14 条の命令を受けてこれに従わなかったものは、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定に違反して、公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに捨てた者
- (2) 第 7 条第 2 項の規定に違反して、公共の場所に飼い犬が排せつしたふんを放置した者

【趣旨】

第 14 条（改善命令）に規定されている改善命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金が科せられることとなります。

【用語】

「罰金」

地方自治法において、地方自治体が条例の中で定めることができるとされている罰則の一つです。罰金はただちに徴収することはできず、警察署による取締り、検察庁による告発を受け、裁判所が罰金の額を決定します。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(牧園町生活環境美化条例の廃止)

- 2 牧園町生活環境美化条例（平成 16 年牧園町条例第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までにした牧園町生活環境美化条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【趣旨】

条例は議会の議決を経て成立しますが、それだけでは効力は発生しません。条例が成立した後、効力が発生する状態にすることを「施行」といいます。いつから条例を施行するかは、このように通常附則において定められます。

【用語】

「公布」

趣旨において説明したとおり、条例は議会の議決を経て成立しますが、これを一般に周知させる目的で公示する行為を「公布」といいます。地方自治法第 16 条において、市長は、議決され成立した条例を議長から送付されたときは、20 日以内に公布しなければならないとされています。公布は、市役所に設置されている掲示板に掲示されることによって行われます。

「牧園町生活環境美化条例」

旧牧園町において平成 16 年に制定された条例です。14 の条で構成され、空き缶などのぼい捨ての禁止やふんの放置の禁止などが規定されています。

「なお従前の例による」

従前の条例が廃止されるまでの間になされた処分等は、新しい条例が施行されたからといって無効になるわけではなく、従前の条例が廃止される前のままの効力が生じるということです。

資料－８ 霧島市天降川等河川環境保全条例

目次

- 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 市の責務
 - 第4条 市民の責務
 - 第5条 事業者の責務
 - 第6条 連携及び協力
 - 第7条 水質保全目標
 - 第8条 生活排水対策
 - 第9条 事業活動に起因する負荷対策
 - 第10条 自然景観の保全
 - 第11条 生態系の保全
 - 第12条 市民及び市民団体の育成支援
 - 第13条 河川環境保全推進員
 - 第14条 啓発活動
 - 第15条 指導及び助言
 - 第16条 環境教育
 - 第17条 情報の提供
 - 第18条 勧告等
 - 第19条 委任
- 附則

(目的)

第1条 この条例は、天降川をはじめとする霧島市域を流れる河川の環境保全を図り、良好な河川環境を将来の世代に引き継ぐため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川環境の保全に関する必要な事項を定めることを目的とする。

【趣旨】

本市には、天降川や検校川をはじめとして、大小多くの河川が流れています。その中にはいわゆる清流と呼べるような美しい河川もあれば、残念ながら生活排水や事業排水などによって汚れてしまっている河川もあります。これらの河川について、市・市民・事業者が協働して水環境や自然環境の保全を図り、良好な状態で引き継いでいくことを目的として、本条例を制定するものです。

【用語】

「天降川」

本市を流れる河川のうち最も大きなもので、全長約 42.5 キロメートル、流域面積

約 411 平方キロメートルを誇る二級河川です。日本最初の国立公園の一つである霧島山麓を源流とし、広大な平野部を通過して錦江湾に注ぐ天降川は、本市の豊かな自然を象徴しているともいえることから、この条例では、本市を流れる代表的な河川として位置づけています。

天降川のほかに、霧島市には以下のような河川が流れています。

霧島市を流れている主な河川

河川の種類	水系名	主な河川	河川数	流路延長計(km)	
				総延長	本市分
一級河川	大淀川	横市川	1	17.90	1.90
計			1	17.90	1.90
二級河川	天降川	天降川、霧島川、中津川 外	22	204.50	204.50
	検校川	検校川、鎮守尾川	2	9.30	9.30
	高橋川	高橋川	1	4.70	4.70
	清水川	清水川	1	3.50	3.50
	網掛川	網掛川、宇曾之木川、崎森川	3	41.40	16.10
	日木山川	日木山川	1	7.70	2.00
	菱田川	菱田川、月野川、二瀬元川 外	4	80.80	11.40
計			34	351.90	251.50
準用河川	大淀川	横市川、溝之口川、先梨川	3	7.10	7.10
	天降川	手箒川、尾谷川、祓谷川 外	34	46.20	46.20
	検校川	長谷川、鎮守尾川、検校川 外	4	13.90	13.90
	清水川	西小田川、下川、笛吹川	3	5.68	5.68
	福の川	福の川	1	1.50	1.50
	雁添川	雁添川	1	0.80	0.80
	網掛川	宮田川	1	1.50	1.50
	川内川	十三谷川	1	1.80	1.80
	菱田川	柚木川、前川内川、前川 外	9	17.30	17.30
	田尻川	田尻川	1	0.50	0.50
	湊川	湊川	1	1.40	1.40
	宮浦川	宮浦川	1	0.60	0.60
	熊谷川	熊谷川	1	0.20	0.20
	木之下川	木之下川	1	0.40	0.40
	三本松川	三本松川	1	0.40	0.40
	阿弥謙川	阿弥謙川	1	0.20	0.20
	磯脇川	磯脇川	1	0.60	0.60
計			65	100.08	100.08
普通河川	大淀川	板川内川、溝之口川、先梨川 外	5	3.80	3.80
	天降川	石坂川、万膳川、三体川 外	59	99.09	99.09
	検校川	検校川、芦谷川、前田川 外	7	21.70	21.70

	高橋川	朴木川	1	1.50	1.50
	網掛川	樫の木川、山神川、竹山谷川 外	15	17.70	17.70
	日木山川	笹峰川、立岩谷川、桑ノ丸谷川 外	4	5.10	5.10
	川内川	下山川	1	0.40	0.40
	菱田川	中谷川、前段川、山ノ口川 外	6	7.00	7.00
	松下川	松下川	1	0.80	0.80
計			99	157.09	157.09
合計			199	626.97	510.57

霧島市土木課資料（平成 18 年 11 月 17 日現在）

【一級河川・二級河川・準用河川・普通河川】

河川法において、一級河川・二級河川・準用河川が定義されており、原則として一級河川は国が、二級河川は都道府県が、準用河川は市町村が管理を行います。これらの河川以外の河川（河川法の適用を受けない河川）のことを普通河川といい、市町村が管理します。

「良好な河川環境」

ひとくちに環境といってもその範囲はたいへん広く、定義が難しいところですが、ここでいう「河川環境」とは、「河川の水質」「河川周辺の生態系」「河川周辺の景観」のことを示しています。

「将来の世代」

ここでいう「世代」は、その対象を人間だけに限定せず、河川周辺の動物や植物も含むものです。

「責務」

「義務」と似た言葉であり、その内容は必ずしも明確ではありませんが、義務よりも広範囲な意味を持ち、職務、任務、役割分担等の意味があります。本条例では、第3条から第5条まで、それぞれ市・市民・事業者の責務を規定しています。

（定義）

第2条 この条例において、「天降川等」とは、本市の区域内の河川法（昭和年39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川、同法第100条第1項に規定する準用河川及び同法第100条の2第1項に規定する普通河川をいう。

2 この条例において、「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い天降川等に排出されるすべての排水をいう。

3 この条例において、「浄化装置」とは、天降川等に排出される排水の浄化に有効な装置をいう。

【趣旨】

本条例において使用される語句のうち、繰り返し用いられるものや、特に明確な定

義づけが必要なものについて説明をしています。

【用語】

「河川法」

河川の適正な利用や災害の防止、河川環境の整備・保全のために河川を総合的に管理し、公共の安全の保持・公共の福祉の増進を図ることを目的として定められた法律です。河川の管理については、一級河川は国、二級河川は都道府県又は指定都市と規定されています。

※ 指定都市・・・政令指定都市ともいわれ、都道府県と同等の財政規模を持ち、従来は都道府県が行うとされている様々な事務が委譲されます。

「生活排水」

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活から出る排水のことです。生活排水のうち約 40 パーセントが台所から、約 30 パーセントがトイレから、約 20 パーセントが風呂から、そして約 10 パーセントが洗濯などから排出されています。なお、生活排水からし尿（トイレから出る生活排水）を除いたものを「生活雑排水」といいます。

「浄化装置」

具体的には、合併処理浄化槽や公共下水道などが挙げられます。

（市の責務）

第3条 市は、天降川等の環境を保全するため、自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するものとする。

【趣旨】

第1条の目的を達成するために、市が果たすべき責務を規定したものです。本市の豊かな自然を守り、市民や事業者が適切に河川環境を保全することができるように、必要な施策を策定し、これを実施することを定めています。

【用語】

「市」

議会及び執行機関を含めた、地方公共団体としての市のことをいいます。

（市民の責務）

第4条 市民は、日常生活を通じて天降川等の環境を保全するよう自ら努めるとともに、市が実施する天降川等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

第1条の目的を達成するために、市民が果たすべき責務を規定しています。各家庭から排出される生活排水は、本市内の河川の水質汚濁を引き起こしている原因のうちでも大きな割合を占めると考えられ、第8条（生活排水対策）において具体的に規定されているように、できるだけ河川に負荷をかけないように市民一人ひとりが気を付

けて生活するとともに、市が実施する河川環境保全のための施策に協力することが求められています。

【用語】**「市民」**

市民という言葉の捉え方にも様々な考え方がありますが、ここでは本市に居住する者のほか、本市内の企業や学校に通勤・通学している者を含みます。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を通じて天降川等の環境を保全するよう自ら努めるとともに、市が実施する天降川等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

事業者が事業活動を行う中で、河川環境の保全に関して十分に配慮すること、河川環境の保全に関して市が実施する施策に協力することを規定しています。第4条（市民の責務）で述べた生活排水の他に、事業活動の結果として排出される事業排水も、河川に与える負荷の大きさは無視できません。事業排水を規制する法令の有無に関わらず、河川に対する負荷を軽減することが求められています。

【用語】**「事業者」**

繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。株式会社、個人経営などの事業形態や、製造業、農業などの事業内容の別を問わず、事業を行う者全てが対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含むものであり、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

「事業活動」

事業者が利益を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。「事業者」で説明をしたとおり、市が実施する公共事業についても事業活動として捉えられます。

（連携及び協力）

第6条 市、市民及び事業者は、天降川等の環境を保全するため相互に連携し、協力するものとする。

2 市は、天降川等の環境を保全するため必要があると認めるときは、国、県及びその他関係地方公共団体（以下「関係行政機関」という。）に対し、協力を要請するものとする。

【趣旨】

第3条から第5条までは、市、市民及び事業者それぞれの責務がうたわれていたが、この条では、これらの各主体が共に協力し合って、河川環境を保全することを定めています。第2項においては、市が森林事務所（国）や地域振興局（県）、河川

の流域に存在する他の自治体に対して必要に応じて協力を要請し、連携して河川の保全に取り組むことをうたっています。

(水質保全目標)

第7条 市長は、天降川等の水質を保全する上で維持することが望ましい基準として、河川を指定し、当該河川の水質保全目標を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により河川を指定したとき及び河川の水質保全目標を定めた場合には、速やかにその内容を告示しなければならない。

【趣旨】

河川環境のうち、水質に関することについて、その保全のために水質保全目標を定めることができる旨を定めたものです。水質に関して守るべき基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全については環境基本法第16条の規定に基づいて定められています。これらについて、本市の河川の現状に応じて、独自の行政目標としての基準を設けることができる旨を定めています。第2項においては、水質保全目標を定めた場合に、その内容を告示して周知を図ることが定められています。

【用語】

「水質」

水の性質のことをいいますが、特に水が汚れているかどうかの状態をいいます。水質を示す指標には BOD（生物化学的酸素要求量：水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素の量）や COD（化学的酸素要求量：水中にある酸化されやすい物質によって消費される酸素量）をはじめとした様々なものがあり、水質汚濁防止法等の法律において守るべき基準が定められています。また、鹿児島県においては、水質汚濁防止法で定められている基準を上回る基準を条例で定めています。

(生活排水対策)

第8条 市は、生活排水による天降川等の水質汚濁負荷の低減を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽その他生活排水浄化施設（以下「生活排水浄化施設」という。）の整備
- (2) 生活排水浄化施設整備を促進するための情報提供
- (3) その他市長が必要と認める施策

2 市民は、生活排水による天降川等への負荷を低減するため、居住する地域の実情に応じ、次の各号に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 生活排水を天降川等に排出しようとするときは、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法律に基づき、生活排水の処理に係る措置を取るべきこととされている場合を除き、浄化装置を設置して排出すること。
- (2) 設置した浄化装置が常に有効に機能するように、点検及び管理を行うこと。
- (3) 調理くず及び廃食油等を適正に処理するとともに、洗剤等を適正に使用すること。

【趣旨】

河川が汚れている大きな要因の一つとして考えられているのが、生活排水による汚濁です。本条では、生活排水を適切に処理し、できるだけ河川への負荷を減少させるために、市及び市民が努力すべきことについて定めています。

第1項は市の努力事項です。(1)については、下水道整備計画や、生活排水対策推進計画などを策定し、必要に応じて施設の整備等を行うこととなります。(2)については、ホームページや広報誌等を通じて広報を行います。

第2項は市民の努力事項です。河川は繋がっていることを自覚し、上流・中流・下流それぞれの地域に居住する住民が一体となって河川の保全に努めることを求めています。(1)では生活排水を垂れ流すことが無いように、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行うこと、(2)では浄化槽の点検や管理を適切に行うこと、(3)では調理くずや廃食油のEM菌等による堆肥化やリサイクルなどの環境に配慮した処理、洗剤の使用量や種類に配慮した適正な使用を定めています。

※ EM菌・・・有用微生物群（Effective Microorganisms）の通称で、強い抗酸化力や腐敗型環境を生分解型循環環境へ変化させる性質などに着目し、生ごみの堆肥化や水質の浄化に活用されています。

【用語】

「水質汚濁負荷」

水を汚すこと、または水を汚しているもののことをいいます。生活排水のほかにも事業によって排出される水も水質汚濁負荷となりますが、これについては次の条で触れます。

「公共下水道」

市が設置する下水道です。本市では、国分地区と牧園地区に公共下水道施設が設置されており、平成17年12月末現在約9,800世帯が下水道に接続しています。

「農業集落排水処理施設」

農村地域における下水道整備事業において設置される下水道施設のことをいいます。

「浄化槽」

下水道が整備されていない地域において、家庭や学校、店舗などで設置される浄化装置です。し尿のみを処理する単独処理浄化槽と生活排水を処理する合併処理浄化槽がありますが、現在新規で設置する場合は合併処理浄化槽を設置することとなります。また、霧島市では合併処理浄化槽の設置に対して、所定の条件を満たした場合、補助金を交付しています。近年では、ちっ素やリンを処理することができる高度処理型の合併処理浄化槽も開発されており、霧島市では、高度処理型の合併処理浄化槽についても補助金を交付しています。

「下水道法」

下水道を整備することによって、公共用水域の水質保全と都市の健全な発達、公衆衛生の向上を目的として制定された法律です。この法律において排水区域に土地を所

有・使用・占有する者は、供用開始後、下水を下水道に流すため、下水道に管を繋ぐことが法律で義務付けられています。

(事業活動に起因する負荷対策)

第9条 事業者は、事業活動に伴う天降川等への水質汚濁負荷及び天降川等の周辺環境への悪影響を軽減するため、関係法令に定めるもののほか、次に掲げる行為に努めなければならない。

- (1) 工場、事業場及び温泉観光等の事業活動に起因する汚水及び天降川等の水温変化を伴う排出水の流出並びに悪臭の防止
- (2) 畜産業に従事する者による家畜のふん尿の処理施設の設置
- (3) 森林の保全及び土砂の流出防止
- (4) 農業に従事する者による肥料及び農薬の適正使用
- (5) 水産養殖業に従事する者による汚濁負荷削減対策の実施

2 事業者は、工場、事業場等の立地に際して、新たな土地利用を行おうとする場合は、関係法令に定めるもののほか、環境保全に必要な配慮を行い、天降川等への汚濁物質の流入削減に努めなければならない。

【趣旨】

日常生活において排出される生活排水のほか、事業活動も河川に負荷を与える大きな要因の一つと考えられています。本条では、事業活動によって排出されるものが、河川に生息する様々な生き物や漁業・養殖業に悪影響を及ぼすことを防ぐために、既に法律で定められているもののほか、各業種の事業者が守るべきことについて規定しています。(1)では濁水・悪臭・排出水の流出防止、(2)では牛や豚などの家畜のふん尿の処理施設の設置、(3)では森林の保全と土砂の流出防止、(4)では肥料や農薬の適正な使用、(5)では養殖による汚濁負荷削減対策を規定しています。第2項では、工場の建設などの際には河川を汚さないよう配慮することを求めています。

【用語】

「事業場」

事業を行う場所のことです。したがって、建物の中で恒常的に行うものに限らず、工事現場などの一時的に設置されるものも含まれます。

「悪臭」

騒音、振動と並んで公害のうちでも代表的なものです。事業活動に伴って生じる悪臭については、悪臭防止法により地域を定めて規制されます。

「森林の保全」

森林の持つ保水機能の向上や、土砂災害の発生の抑止などを期待するものです。

(自然景観の保全)

第10条 市は、天降川等周辺の自然景観を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、天降川等周辺において事業活動を行うに当たっては、天降川等周辺の自然景観を保全するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川環境のうち、景観の保全について定めたものです。第1項における必要な施策としては、モラルの向上を促す看板等の設置や、自動販売機や照明設備の設置に対する措置などが考えられます。第2項では、事業者が事業活動を行う場合に、自然景観を守るよう努めることを規定しています。

【用語】

「自然景観」

景観という言葉は、法律上明確な定義がされていないようです。もともと地理学の分野で使われていた用語ですが、一般的には景色、眺めのことをいい、風景という意味で使われることもあります。単に景観といった場合、都市・集落・農耕地など人間の手が加わった「文化景観」を指すことが多いとされています。これに対し、森林・河川・海など人工的でない自然の景観のことを「自然景観」といいます。

(生態系の保全)

第11条 市は、天降川等にふさわしい生態系を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川環境のうち、生態系の保全について定めたものです。生態系を保全するための施策の例としては、河川に生息する生物の調査などが考えられます。

【用語】

「生態系」

ある一定の区域に存在する生物と、それを取り巻く環境をひとまとめにして、ある程度閉じた一つのつながりとみなされるとき、これを生態系と呼びます。生態系が崩れる要因としては、災害や公害による急激な環境の変化や、外来種の侵入による在来種の減少などが考えられています。

(市民及び市民団体の育成支援)

第12条 市は、天降川等の環境保全に取り組む市民及び市民団体の育成並びに支援を行うため、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

河川環境を保全するためには、行政の主導によるものだけでなく、市民の自主的な活動も重要となります。また、鹿児島県においては平成18年に共生・協働推進室が、本市においては平成19年に共生協働推進課が設置されるなど、今後の行政サービスを提供する上で、行政と市民団体の関わりがより重要となります。本条では、市民の活動が成果を結ぶためには、市民や市民が組織する市民団体の育成や支援を行うことが必要であると捉え、これに関する必要な施策を講ずることを定めています。

(河川環境保全推進員)

第 13 条 市長は、天降川等の環境保全の推進を図るため、本市に居住する者の中から、河川環境保全推進員を任命することができる。

2 河川環境保全推進員は、天降川等の環境保全に関する市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

3 河川環境保全推進員は、天降川等の環境保全の推進を図るために必要であることについて、市長に対して意見を述べることができる。

【趣旨】

河川環境の保全について推進するために、市民の中から河川環境保全推進員を任命することができることを規定しています。人数や任期等の詳細については、別途制定する規則の中で定めることとなります。

(啓発活動)

第 14 条 市は、天降川等の環境保全について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、意識の高揚及び知識の普及を図るものとする。

【趣旨】

河川の環境を保全するためには、まず市民や事業者の環境に関する理解を深めた上で、一体となって協力しあうことが必要です。このため、市は、市民や事業者に対して、広報誌やホームページにおける広報、説明会やワークショップの実施を通じて、河川環境に関する意識の高揚や知識の普及を図ることになります。

(指導及び助言)

第 15 条 市は、天降川等の環境保全を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

【趣旨】

河川環境の保全に関して、市が市民及び事業者に対して指導や助言を行うことを定めています。

(環境教育)

第 16 条 市は、天降川等に関する環境教育の推進のため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、市、市民、事業者又は市民団体等が実施する環境学習に積極的に参加し、相互に協力して環境に関する意識を高めるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川に限らず、環境を保全するには、まず環境に関する知識や理解を深めることが必要です。市においては、環境教育に関する施策を実施し、市民及び事業者については、環境に関する学習の機会があれば積極的に参加し、お互いに協力しあって理解を

深め、実践に繋げていくことが求められています。

(情報の提供)

第 17 条 市は、天降川等の環境保全に関し、市民及び事業者並びに関係行政機関が天降川等の環境保全に関する課題の解決に取り組むために必要な情報を提供するものとする。

【趣旨】

河川の水質については、基準とされる地点における水質の基準値が定められ、県だけではなく本市においても定期的に検査を行っています。各主体や関係行政機関が協力して河川環境を保全するために、河川に関する情報をホームページなどの手段を用いて提供し、周知することを規定しています。

(勧告等)

第 18 条 市長は、天降川等の環境保全に関し、水環境、自然景観及び生態系の保全への配慮の観点から、重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される行為を行った者又は行おうとする者に対し、当該行為を中止すべき旨の勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、前項の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

【趣旨】

河川への汚水の排出や、周辺へのごみのぼい捨てなどがあった場合、市が勧告等を行います。勧告に従わなければ命令、命令にも従わない場合には公表と、段階的に重い措置が取られます。勧告等の具体的な方法については、別途制定される規則によって定められます。

【用語】

「勧告」

あることについて伝え、それに添うよう相手方に適切な措置を勧めることをいいます。行政手続法第 2 条に規定されている行政指導のひとつです。

「重大な影響」

具体的には、河川の水質を汚濁させる物質を大量に排出すること、河川周辺に大量の廃棄物を投棄すること、河川周辺に生息する動植物を大量に伐採・捕獲等することなどが考えられます。

「公表」

ある事柄について広く一般に知らせることをいいます。具体的には、必要事項について記入された一定の様式を、掲示板に掲示することによって公表します。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条例の成立後、実際に運用していく際には、この条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第 13 条の河川環境保全推進員は何名体制にするのか、第 18 条における勧告をどのように行うか、などです。これらについては市長が定める規則において明らかにされ、実際に事務処理を行っていくこととなります。

※ 規則

市長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

条例は議会の議決を経て成立しますが、それだけでは効力は発生しません。条例が成立した後、効力が発生する状態にすることを「施行」といいます。いつから条例を施行するかは、このように通常附則において定められます。

【用語】

「公布」

趣旨において説明したとおり、条例は議会の議決を経て成立しますが、これを一般に周知させる目的で公示する行為を「公布」といいます。地方自治法第 16 条において、市長は、議決され成立した条例を議長から送付されたときは、20 日以内に公布しなければならないとされています。公布は、市役所に設置されている掲示板に掲示されることによって行われます。

資料－９ 用語の説明

《あ行》

・ 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成されます。主な発生源は、工場・事業場ですが、船舶、自動車からも排出されます。硫黄酸化物には、二酸化硫黄、三酸化硫黄など6種類ありますが、燃焼に伴って生成されるもののほとんどは二酸化硫黄です。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

・ 一般廃棄物

主に家庭から出る生ごみなどの生活系廃棄物と事務所から出る事業系廃棄物とに分けられ、産業廃棄物以外のものをいいます。し尿も一般廃棄物に含まれます。これらは原則として市町村が処理することになっています。

・ エコツーリズム

自然環境や歴史文化を体験することにより、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に関心を持つ観光のあり方をいいます。[p.15 参照]

・ エコドライブ

アイドリングストップなどの環境に配慮した自動車の運転をいいます。[p.26 参照]

・ エコマーク

環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品につけられたマークをいいます。

・ オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。[p.20 参照]

・ 温室効果ガス

大気を構成する気体で、地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

《か行》

・ 外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物をいいます。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがありますが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的

（意図的又は非意図的）にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物といわれています。

・ 環境影響評価（環境アセスメント）

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うことをいいます。わが国におきましては、国の環境影響評価法や各県の環境影響評価条例等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されています。

・ 環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のことです。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。

・ 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている環境上の条件のことで、大気、水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数値で定められています。この環境基準は、公害対策や環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標です。

・ 環境基準点

環境基準の達成状況を把握するために設定されている常時監視地点のことをいいます。水質汚濁に係る環境基準点は、本市におきましては、河川4地点（天降川水系2地点、検校川水系1地点、網掛川水系1地点）、海域4地点の計8地点が設定されています。

・ 環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）

環境中に存在するいくつかの化学物質の中に、動物の体内のホルモン作用と類似の作用をするものがあり、これが野生生物や人の内分泌（ホルモン）作用を乱し、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの影響を及ぼしている可能性が指摘されています。これらの問題を我が国では「環境ホルモン問題」と呼んでいます。

・ 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステムのことをいいます。環境マネジメントシステムの国際規格としましてISO14001（ISO：国際標準化機構）がありますが、国内では環境省が中小事業者等でも自主的積極的に環境配慮に対する取組が展開できるEA21（エコアクション21）を策定し、現在その普及が進められています。

・ 気候変動枠組条約

地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため、1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月21日に発効されました。本条約

は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準におきまして、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課しています。

・ 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）におきまして採択された議定書をいいます。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。2005年2月に発効されています。

・ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

・ グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが1981年（昭和56年）5月に制定したマークです。



グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることですが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したものの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したものです。グリーンマークを表示するためには、当センターの承認とそのための手続きなどが必要となります。

・ 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質をいいます。強い酸化力を持ち、高濃度では眼・のどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

なお、鹿児島県内の環境大気測定局における平成17年度の光化学オキシダント測定結果は、すべての測定局で環境基準を超過していますが、その原因は、移動性高気圧の影響により成層圏内のオゾンが対流圏内に降下し、地上付近の大気に混入することによる自然現象で、大都市に見られるような光化学反応により生成された光化学オキシダントによるものではないと考えられています。

・ 高度処理型合併処理浄化槽

通常の合併処理浄化槽で得られる水質以上に、富栄養化の原因となる窒素やりんを除去する合併処理浄化槽をいいます。また、高度処理とは、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理をいい、凝集剤添

加活性汚泥法や嫌気好気活性汚泥法などの方法があります。

・ **こどもエコクラブ**

幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブで、環境省が地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。[p.23,54 参照]

・ **コミュニケーション**

人間が互いに意思・感情・思考を伝達し合うことをいいます。

《さ行》

・ **最終処分場**

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

・ **3R**

①Reduce（リデュース）、②Reuse（リユース）、③Recycle（リサイクル）のことをいい、この3つの頭文字をとって3Rと呼ばれています。[p.40 参照]

現在では、3Rからさらに進んで5Rに向けた取り組みがあり、Refuse（不要なものは買わない・もらわない）、Repair（修理しながら長く使う）の2つが上記の3Rに加わります。

・ **酸性雨**

二酸化硫黄、窒素酸化物などの大気汚染物質は、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってきます（沈着）。それには2種類あり、一つは、雲を作っている水滴に溶け込んで雨や雪などの形で沈着する場合（「湿性沈着」と呼ばれています。）であり、他の一つは、ガスや粒子の形で沈着する場合（「乾性沈着」と呼ばれています。）です。当初はもっぱら酸性の強い（pHの低い）雨のことにのみ関心が寄せられていました。しかし、現在ではより幅広く、「酸性雨」は湿性沈着及び乾性沈着を併せたものとしてとらえられています。（したがって、より科学的には「酸性沈着」という用語が使用されています。）

・ **循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことをいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後までどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とし

ています。

・ **新エネルギー**

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」におきまして、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当します。

・ **森林セラピー**

森林環境を活用した健康維持・増進・回復を図る方法をいいます。現在、林野庁が中心となって、森林セラピーの効果を医学的・科学的に解明する研究が行われています。牧園地区の森林は、脈拍や血圧の測定、唾液の採取などの実験により、ストレス緩和効果やリラクゼーション効果をもたらしてくれることが実証され、「森林セラピー基地」に認定されました。

・ **水源かん養**

雨水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、雨水の河川などへの直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・促進する自然の持つ機能をいいます。

・ **生態系**

ある地域に生息・生育するすべての生物群集と、それを取り巻く環境とを包括した全体のまとまりをいいます。

《た行》

・ **ダイオキシン類**

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は、炭素・水素・塩素を含むものの燃焼に伴って生成されます。

・ **多自然型河川（多自然型護岸）**

河川（護岸）が本来有している多様な動植物の生息・生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川（護岸）づくりを行うことをいいます。

・ **地球温暖化**

化石燃料の大量消費などによって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への被害などが懸念されています。18世紀の産業革命以降、地球の大気中の二酸化炭素濃

度は、石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったため、この 200 年ほどで急激に増えています。

・ **地球温暖化対策地域協議会**

地球温暖化問題に対処するため、市民（団体）・事業者・行政などの様々な主体が連携し、それぞれの地域で実践活動する組織をいいます。地球温暖化対策地域協議会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」にその設置が規定されています。

・ **窒素酸化物**

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されています。窒素酸化物は、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つです。

・ **二酸化硫黄（→「硫黄酸化物」参照）**

・ **二酸化窒素（→「窒素酸化物」参照）**

《は行》

・ **排水性舗装**

雨水が地中に浸透し、排水性にも優れている舗装をいいます。都市部では水の循環を促し、寒冷地では路面の凍結をある程度防ぐ効果があります。

・ **バイオマス**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

・ **バイオマスエネルギー（→「バイオマス」、p.39 参照）**

・ **ハイブリッド車**

作動原理が異なる二つ以上の動力源を持ち、状況に応じて単独、あるいは複数と、動力源を変えて走行する自動車のことをいいます。ハイブリッド車は、化石燃料と電気の組み合わせなどにより、環境負荷の低い実用車として注目されています。

・ **浮遊粒子状物質**

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいいます。

・ **フードマイレージ**

「作られたところ」から「食卓」までの距離を短くし、地産地消を進めようという考え方で、農林水産政策研究所により、「食料輸入量」×「距離」で計算し、 $\text{t}\cdot\text{km}$ （トンキロメートル）で示したものをいいます。輸送距離が長いということは、保冷や輸送などに多くのエネルギーを要し、環境負荷が大きくなります。

・ **フロン**

フッ素を含む化合物で、業務用冷凍空調機やエアコン、冷蔵庫の冷媒などに利用さ

れてきました。オゾン層を破壊する物質として指定された特定フロン（クロロフルオロカーボン）や特定ハロン、四塩化炭素は、すでに生産が中止されています。[p.20 参照]

《や行》

・ 有害大気汚染物質

ベンゼンやトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素化合物（塩素を含む炭素化合物）で、人体や環境に有害な物質をいいます。

《A～Z》

・ BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいいます。値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

・ COD（化学的酸素要求量）

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものをいいます。BODと同様、値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、湖沼及び海域の汚濁指標として採用されています。

・ ESCO

ビルや工場の省エネルギー化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスをいいます。ESCO事業は、省エネルギー効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となります。

・ PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組みをいいます。



霧島市環境基本計画

発行：霧島市 生活環境部 生活環境政策課
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
TEL：0995-64-0961
FAX：0995-47-1930
HP：<http://www.city-kirishima.jp>